

14.5

313

14. 5-313
1200501216316



始



昭和七年

秋田縣史蹟調查報告 第一輯



秋
田
縣

145-3/3.

一、本書は本縣に於ける最も著名なる史蹟にして昭和六年中調査完了したるものを掲載せり。

一、調査及本書の編輯に就いては本縣史蹟名勝天然記念物調査會委員
大山宏、同深澤多市の二氏之に當れり。

昭和七年三月

秋
田
縣

目次

一、秋田城址に就いて……………委員 大山 宏

一、金澤柵址と縣社八幡神社……………委員 深澤 多 市

秋田城址に就いて

目次

序	説	一
第一編	位置の考察	二
第一章	秋田河	二
第二章	添河及羽別(河)	八
第三章	城下賊地十二村及向化俘地三村	二
第四章	由理及白谷驛	五
第五章	地震	九
第六章	四天王寺及四王堂舎	三〇
第七章	石鏡	三七
第八章	企治城	三七
第九章	今湊	三九
第十章	秋田村	四〇
第十一章	高清水岡	四三
第二編	規模	四〇
第一章	上古の城柵	四〇
第二章	中古法制上の城柵	四〇

第三章	中古事實上の城柵	四
第四章	中古城柵址の地勢	四
第五章	秋田城の規模	四
第三編	遺蹟の踏査	四
第一章	寺内丘陵の概観	四
第二章	普請及造作	五
第三章	出土品	五
結語		五

秋田城址に就いて

委員 大山 宏



序説 秋田城考の原稿整理に際して

出羽國出羽郡なる最上河畔の出羽柵が、秋田河畔なる秋田村高清水岡に遷されてより、今茲ちやうど一千二百年に當る。其の遺址に就いては、寶曆年中、出羽國に於ける郷土研究の先覺者たる飽海郡の進藤重記が其の意見を發表してより、種々の説が提出されて紛々擾々歸する所を知らない。或は地勢に偏し、或は地名に偏し、或は出土品に偏して居る。我が輩の如きも、第一期即ち自ら研究を怠りて他人の説を鵜呑にしたる時代は、寺内勅使館と獨斷して居た、其の愚見は羽城第二七號と秋田魁新報(明治四年九月)とに發表してある。第二期即ち長井金風氏の下にありて縣史編纂に従事したる時代は、寺内説に重きを置きつゝ、傍ら大平説御所野説を懐いて常に浮動して居たのである。第三期即ち大日本史料によつて秋田城(今とある古文書を見出してより)寺内説を確立するに至つた。これを公會の席に於て發表したのは、時は大正七年十月廿三日で、處は土崎港町某寺の庫裡であつた。尙寺内説を他の方面より裏書せんと企てたのが、紙上に連載した祭神紛々聚訟の如き古四王神社の源流を尋ねてと云ふ論文である。其の後種々の史料を得たと數次の實地踏査とによりて、全く疑念も晴れ、もはや認識不足の不安もなくなつた。

そこで私の研究は大體位置規模遺蹟の三編に分ち、位置は目次の如く大別して、其の周圍の關係よりお

秋田城址に就いて

しつめて其の大凡を定むるものと、直に其の地點を指すものとの二類に分つた。

第一編 位置の考察

第一章 秋 田 河

秋田城は秋田村高清水岡に在つたのだ。

秋田村、今其の名を失す。然れども秋田の名を冠するものは、横に地理的に觀すれば大にしては縣があり、小にしては市があり、其の中間には郡があつて南北に分たれてある。又縦に歴史的に考ふれば縣は維新以後の新設に係り、市は廢藩と共に久保田町の改稱されたのである。郡はたとひ一時の權置であらうとも齊明天皇紀以來の名にして、秋田浦、秋田浦神と共に、獨り懸け離れて古い由緒を有つて居る。之を南北に分つたのは明治以後である。今の北秋田は以前は比内郡で、其の一部分には一時永祿の頃、私稱ながら阿仁郡の名目を立てられたこともあるやうだ。これを秋田に合併したのは佐竹家遷封後の事で、古の秋田郡とは全然没交渉の別天地である。されば大づかみに言へば、秋田郡は今の南秋田郡を主としたものであつたと斷じてよいのである。鎌倉時代には、御物川左岸の豊卷地方も秋田郡に籠められてあつた。小なる集團より大きな集團に發達して行くやうに、村名は郡名に、郡名は國名に陞格する。南秋田に於ける原始的秋田村、即秋田の發祥地は何處であらう。彼の秋田浦、秋田浦神と云ふのは何處で、如何なる神であらうか。或人は高岡神を以て、或人は男鹿の赤神を以て、或人は寺内の古四王を以て之に擬する。甚しいのは北秋田の七座の神を以て之に當つるものもある。古川辰の東游雜記に、此の社は羽州第一の舊地と聞きしより祭神を尋ねしに、齊明天皇の開基なりと云うて外に由緒なしと答ふ。不沙汰なる別當ながら正直ものと見えたり。」とあつて、隨分古い附會である。明治の大家中にも之を支持せらるゝものも見

ゆるが、此等は鰯田と淳代との地理をさへ辨へぬ都人士の机上の空論で、一顧だに價しない僻説である。我等は机上の空論をよそにして、直に古典對象の史實探求に進まねばならぬ。天長七年正月三日秋田城大地震の報告書中に城邊大河云、秋田河、其水涸盡、流細如溝と云ふ文句があつて、秋田城に近く秋田河と云ふ大河のあることが知らるゝ。

今秋田河と云ふ河はない。そも現今の何川であらう。本縣は概して云へば子吉川、御物川、米代川の三大流域から成つて居る。子吉川と御物川とは水源相近くして河口は遠ざかり、御物川と米代川とは水源相遠くして河口は近づいて居る。前者は山北三郡及河邊郡と由利郡との間に分水山脈があり、後者は鹿角、北秋田、山本三郡と、仙北河邊、南秋田三郡との間に分水山脈がある。子吉川は小石郷を潤して由利郡大部分の溪流を聚めて、古雪港に至つて海に注いでゐる。子吉川は子吉郷を貫通する所以の名にして、子吉は近古の小石郷の訛である。これは由理川といふべきである。其の下游は由理、由理驛、由理郷の所在地であつて、其の中心點は明かでないが、南の方出羽郡の河邊府と、北秋田城と東雄勝城とを連繫する要衝である。

米代川は鹿角、北秋田、山本、古の淳代郡、近世には檜山郡と云つた、室町時代末期には河北郡の名もあつたやうだの三郡を貫通して能代港町に至つて海に注いでゐる。米代川の下游は古の淳代郡であつて野代湊の所在地である。寶龜二年六月には出羽國賊地野代湊と出てゐる。此等は無論、秋田城のある秋田河の流域とは全く乾坤を異にして居る。されば秋田河は、山北三郡及河邊と秋田南部との水を聚めた長江に違ひない。古の秋田河は、今の御物川を措いて他に索むべきものがないのである。秋田河は秋田郡を貫き、秋田城の邊を流れて秋田浦に注いだのであらう。信濃川、利根川の如きは源泉を名として居るが、因幡の賀露川(千代川)、加賀の比樂川(手取川)の如きは河口の名邑を名として居る。秋田市を内外に劃る旭川

も水源朝日又の名によつてゐるが、其の通過する部落の名に呼ばれて仁別川、添川、泉川、保戸野川等の稱があるのは好適例である。秋田河の海に朝する處は何處ぞ。之を考定せんには先づ秋田能代の海岸地方の地相を知らねばならぬ。兩地方の地相は秋田鑛山専門學校教授大橋良一氏の八郎潟の成因に就いて述べられた論文に聽くべきである。

此の地の海岸は初、眞直に南北走し、此の海岸より約五里程沖に男鹿島あり、島と陸地との間に何等の連絡なかりしものなるが、其の後、島と陸地との双方より次第に沙嘴の發達するありて、遂に男鹿島は一の半島と變するに至り、且此の沙嘴が北方と東南と兩方面に出來たるが爲に、中に海の一部を取り圍みては八郎潟を作れるなり。要するに男鹿は陸地に結び付けられたる島にして、八郎潟は海跡湖なり。而して一般に沙嘴の爲に海より獨立せる海跡湖を潟と呼べり。

潟を生ずるには、必しも其の沖に島の存在を必要とせざれども、島あるが爲に沙嘴の發達を速かならしめ、且沙嘴は島の方より次第に延び行くと同時に陸地よりも延び來りて、遂に兩者連絡するに至る。八郎潟の場合には男鹿島が大なりし故に沙嘴が二方面に發達せるものにして、北方の沙嘴は東南のものよりも成長速かにして早く完成し、其の最後まで開口し居りし地點は、潟西村釜谷の北方なるが如し。東南の沙嘴は之に比して成育且其の性質に差違ある結果、今猶十分の連絡を得ずして船越の水道を存せり。

此の地が能代川及秋田川の河口に近くして沙の供給十分なりしこと、日本海岸にして、冬期の西北季節風強大なること等も沙嘴の發達をして速かならしむる原因をなせり。
されば此の海峡は南に秋田川北に能代川が注いで土沙を運ぶこと夥しく、沿岸を張り海底を埋めて現今の潟の姿となし、御物川は北に米代川は南に海岸平野を残して、各其の河口を轉じたものである。此の

河口即ちミナトは秋田城の設置に大關係のあることはいふまでもない。されば夙く史上に出づべき筈なるに拘らず、やつと鎌倉時代の初期に至つて現はれてゐる。肥前國杵島郡澁江小鹿島文書橋薩摩守公業の讓狀に曰く、

ゆつりわたす所りやう、いてはのくにあいたのこほりのうち、ゆかはさはのうち、み^なと^のならびにをかしまのうち、井のもり
くたんのところ、は、をくいりの御かせんるとき、こうれんくんこうのしやうに、こたいしやうとのより給て、いまにいらんなし。(下略)

延應元年六月

日

沙 彌 公 連

可早任前薩摩守公業法師法名公連後判讓狀令男公員領知出羽國秋田郡湯河澤内湊地頭職事
右如公連今年六月日讓公員狀者、件所者奥州合戰時、依軍功、自故大將殿所給也、雖讓給伊豆守妻公連二女藥上、不孝□公連死去畢、彼女房子共非可知事、悔返之、立公員於嫡子所讓給也、被載式目畢、公連計定事、聊不可有相違云々、(以和字、略漢字)如賴定朝臣所進狀者、公連元久元年九月、成給下文於已妻藤原氏女、承元四年七月、藤原氏女讓女子藥上、賴定妻助局狀者、公連所加判也、就彼狀、貞應元年十二月、言上二位殿之間、不可有相違之由給御返事、寬喜三年四月、所給御下文也、爰助局去四月八日、俄令他界畢、雖無讓置之狀、三人子息見存也、尤可相傳之處、公連忽讓他子之條、難治之愁也、二位殿御時、被定置事不可改之由、有御沙汰歟、何限此事、可有相違哉、云々、如被定置狀者、代々將軍二位殿御成敗事、本領主與給人事也、更非父與女子之篇、凡處分男女子等事、可依後狀之旨、具載同狀畢、然且任被定置狀、且任傍例、可任公連後判讓狀、令公員領知湊地頭職之狀、依仰下知如件。

秋田城趾に就いて

前武藏守平朝臣御判
修理大夫平朝臣御判

本書末段に湊地頭職というて湯河澤内をいはずるは脱文があるのか、或は公員には湊のみを領知せしめたのか甚要領を得ない文である。然るに之を吾妻鏡に照合すれば、

延應元年十一月五日庚午、薩摩與一公員、與伊豆前司頼定相論、出羽國秋田郡湯河、湊事、今日於御前、遂一決散位康運奉行之、被付公員云々、頼定爲妻女人父遺領之由申之云々。

とある。されば、前書後段は湯河澤内を脱して居り、吾妻鏡は湯河と湊との間に澤内を脱漏して居るのが判る。從來其の脱落到無關心にして、諸書之を土崎港の舊名とせるは思はざるの甚しきものである。新羅の記録を始として、諸書に、今の土崎港を湯河湊とせるは、未だ小鹿島文書を見ざるの致す所である。随つて湊を湯河湊とする諸の記録は當時の史料によつて書いたものにあらずして、ズット後の追記に係るものといつてよく、あまりあてにならぬ俗書とみてよいのである。そはとにかく、此の湊は水之門の義で秋田河の海口を云ふのであることは、動かすべからざる事實である。

出羽國風土略記に湊の條下に、「東鑑三十三卷延應元年十一月五日の條に、出羽國秋田郡湯河湊とあるは當所の事によ。當郡中の外に湊なし、今は土崎湊といふ」とあり。又「追考、湯河湊は男鹿島外鹿湊の書替か」ともある。按に湯河を音讀すればタツカであるから、戸賀に擬したものであらう。此の誤解を繼承したものに男鹿名勝志がある。

我等は、此の湯河澤内の地點を考へて湊の位置を定めねばならぬ。橋氏の領地は男鹿島に澤山あつて其の住居が小鹿島にあつたことは、彼が小鹿島氏を名乗ることによつて明かである。彼は、大河次郎兼任

が鎌倉に桶づいて御館氏の爲に義兵を擧げた際にも男鹿に居たのである。男鹿の何處に居たかは今尙少しも手係りはないが、脇木ではなかつたらうかと思はる。彼の領地は飯森、桃川、瀧川、砥ヶ谷、吉田等である。而して楊田、三段、豊巻も其の領地である。楊田には立花橋を名乗る舊家もある。寺内、村、宇高野にも橋氏がある。彼の湯河澤内、湊は男鹿と此の領地とを聯絡する地點にあるものと考ふべきであらうと思ふ。砥ヶ谷は字體が曖昧で砥分と讀んだ人もあり、吉田氏は磯分と讀んでゐるが、南磯から考へ來つたものゝやうである。私見は嘗て栗田氏に漏したことがあるが、氏も賛成して居るやうである。

吉田氏は陽成紀の提を堤と定めて堰の誤とし、湯河を今の上下井河村に當てられた。即ち氏の説では、元慶では堰（堤）であり、鎌倉初期では湯河（堤）であり、徳川時代では井河（堤）であるといふことになるのである。湯河 山形縣に於て湯澤を後世江澤に訛つた例があるので、船越の對岸なる江川に擬しようと思つたが、よく考へて見れば、同所は吉田（羽立）と稱する地方であるから當らない。又、江川はたとひ音聲學上湯河の訛とするに差支なしとするも、實際江川は湯に關係ありや否やを考察に入れねばならぬ。昔は醫師が少く而も治療も幼稚であつたから、自然療法温泉療法に缺つものが多かつた。本縣に於ても、雄勝郡酢川温泉神が貞觀十五年に正六位上から従五位下に陞叙され、平鹿郡の鹽湯彦神社が式内小社に列してゐるのを見ても、如何に其の靈驗があらたかであつたかと思像するに餘あるのである。湯河も必ずや名詮自性で温泉に關係があつたに違ひない。乃で小鹿島船越邊より天王を経て新城澤に入り、温泉に關係ある處を索むれば、上新城に湯ヶ又湯ノ里あり、又近くの道川にも温泉がある。道川の湯には愛染を祀り、湯ノ又に不動を祭つてゐる。これは自然崇拜に、後に人格神（正しくは擬人格神）を配したものである。されば新城の澤奥を湯川と云つたのであらう。尙一步進めて云へば、湯川は今の新城川とか飯島川とか堀川とか云ふ川の古名であつたかも知らんと思ふのである。

澤内 郡邑記に據れば上下新城に澤内の稱あり、又井内より妹川に至る井河の流域にも井内澤内の稱がある。けれども吉田博士の説の如く新城を以て此の澤内に擬するは、湊、楊田、官三段豊卷等の如き東及南の領地との聯絡上然るべきことと思はる。

湊 新城より海岸に沿うて南、百三段豊卷に至る一線と、東、楊田より西海岸に向けて下る交叉點であつたらう。要するに寺内丘陵の北麓に近き所といへよう。

第二章 添河及霸別

天長七年正月三日の大地震の報告書中に、地異に關して左の如き記事がある。

城邊大河云秋田河、其水涸盡、流細如溝。疑是河底辟分、水漏通海、歟、吏民騷動未熟尋見。添河霸別兩岸各崩塞、其水汎溢、近側百姓懼當暴流、競陟山崗。

從來之を解する者は添河霸別を以て秋田河の兩岸とし、霸別を河邊郡新屋町勝平に擬し、添河を右岸秋田市川尻村箱岡若くは南秋田郡寺内村大字八橋丘陵草生津川右岸に當てゝゐる。しかし私は添河霸別共に河名にして秋田河の支流と解するのである。

私は從來發表されてある諸説とは反對である。其の理由は、

一、添河、霸別を秋田河の兩岸とすれば、各崩塞の各と云ふ副詞は不要である。故に私は添河も霸別も河の名であると解する。

二、霸別の別は仁別の別と共に夷語「川」の義である。のみならず秋田圖書館の藏本には霸別河とある。又國史大系本の釐頭にも霸別考異曰、一本此下有河字とある。されば霸別の河名であること疑ない。

三、秋田河の水の涸れ盡きたのは原因不明で、添河、霸別の水の汎溢の原因は、兩岸の各崩塞したので明瞭に知られて居る。されば秋田河云々と添河、霸別云々とは同一所の記事でないこと明かである。

四、地震の發生は辰刻で、報告の移牒は酉刻である。天長七年正月三日は陽曆に換算すれば二月三日である。此の日の日出は午前六時四十分で、午前は五時と二十分、之を三分すれば、一刻、一時間と四十六分四十秒、されば辰刻は八時二十六分四十秒である。又日没は午後五時十分、辰刻より日没までは八時間と四十三分二十秒である。此の時間内には幾ら交通機關の便を缺いてゐる時代でも、又幾ら遣次、顯沛の場合でも、三四里を半徑とした區域内の被害消息は判つて居たことだらうと想像しても大なる間違ひはあるまい。尤も吏民騷動未熟尋見と斷つては、あるが、添河、霸別の汎溢と云ふことが既に判然してゐるのだから、彼の八字は原因不明の遁辭に過ぎないであらう。されば秋田城より僅々半里あるなしの勝平と箱岡若くは八橋の丘陵とによつて起つた崩塞と云ふ原因が知られない筈はあるまい。

因云、勝平は或書に右旁に「しようへい」、左旁に「かつひら」と訓を施し、脚註に「葛平とも云、むかしの小平山」とあれども、こは好事の徒の強辯にして取るに足らず。「ひら」は崖の意、「かつ」は判然しないが片の義かとも考へらる。即ち沙丘にして河に臨める一面が斷崖たることを意味するものと思ふ。

五、草生津川(臭水の義か)を元の川筋とせば、其の上流に崩潰(ならば)が起らなければ河水が塞ぎ止める、筈がない。故に勝平、八橋丘陵の崩潰原因説は、此の點より見ても成立たないものと思はる。

六、大橋氏は崩潰説を擲つて、斷層説を以て説明する、やうになつた。

天長七年秋田斷層の北側の地一體が隆起したため、雄物川は今の秋田市以北には行かずして、西に向つて海に直通し、雄物川開鑿の現場より稍北方に於て海に注ぐやうになつた。

地震に就いては全く無識な私には一辭を贅することが出来ないから、とかくの批評がましいことは控へて置くのが禮である。けれども思ふこと言はぬは腹ふくるゝわざなれば、一寸書かせて戴きたい。

一、前にも云つたやうに秋田城から一里内外の場所に新たに漫々たる湖沼を湛へたならば秋田河の水の涸れ盡きたのは、之が原因だと云ふことが判らねばならぬ。それが七八時間も知れなかつたと云ふことは何としても考へられない。

二、新屋の掘割に、御物川水面より四五丈もある高所に石器時代の遺蹟があつた。此の所を開鑿して新に河口を求めたとすれば、一體其の開鑿所と寺内丘陵の南東方面との水準線を比較すれば如何なるものであらう。私は此の點に於ても了解し難いものがある。

要するに私は添河、霸別を以て秋田河の兩岸とする説には斷然反對である。添河、霸別は共に秋田河支流の河名で、其の流域には民居が成立して居る。秋田河の左岸には河口より數里の間民居の成立すべき支流がないから勢ひ右岸に求めなければならぬが右岸とすれば添河は今の旭川、霸別は大平川、古代の村は地域廣き故に御所野臺以北の右岸一帯を添川村とすれば、霸別河は岩見川とし、村は其の流域とする。元慶二年蝦夷叛亂の際に秋田城下、向化俘地者添河、霸別、助河三村也、令此三村俘囚並良民三百餘人、拒賊於添河とあれば添河は官權の及ぶ北限地帯にして、最も秋田城に近き所でなければならぬ。和名抄に秋田郡添川郷あり、今南秋田郡旭川村大字添川ありて旭川の右岸である。前掲の文の續きに以雄勝平鹿山本三郡不動穀給郡内及添河、霸別、助川三村俘囚、慙、其心、令相勸勉とあれば、三村は山北三郡の外にして、秋田城に近く、常に其の支配下にあるものに違ひない。天平勝寶の助川は此の助川とは同名異地にして、雄勝城と由理柵とを連絡する驛路である。

助河は鮭川の意であるまいか。鮭をスケと云ふ所、オースケ、コースケを鮭の王と云ふ所がある。天正文祿の頃に矢島に小介川氏を名乗る豪族があつた。尙昨年矢島からは先住民族の鮭の供養碑が発見された。鮭と助川とは引き離しては考へられないやうな感じがする。

霜別 此の地名は霜別か、霸別か疑問だ。私は地名辭書に陸奥國九戸郡山形村に大字霜別があるもので、これも霜別に違ひないと思つた。念のため寛文印知集を繰り見て見たが霜別がない。尙諦むることが出来ないもので、二戸郡山形小學校の校長さんに問合せた。然るに其の回答は私の期待を裏切つて、霜細と云ふのはあるが霜別はない、昔もあつたといふ話も聞かないと云ふのであつた。

國史大系本三代實錄龍頭に、霜別諸本作霜別下同とある。類聚國史は之に超ゆる善本なしと云はる、丹表紙木版本に霜別とあるから、霜別と定めて置く。さて霜別は何と訓すべきか。霜字は今昔はハ(ㄱ)なれども古昔はベ(ㄴ)である。元明天皇の詔に、天地之共長遠不改常典、立賜霜霜云々とある如く、霜はへの假字に用ひてある。萬葉集第五卷にも「への音として用ひてある。のみならず、和名抄にも越前の郷名賀霜をシトへと訓ませている。かた／＼以て霜の古昔はへでなくてはならぬ。されば霜別はベメツと訓むべきであるが、蛇野は昔は稍近いがあまり添河に近いので採り上げて問題にしたくない。

第三章 城下賊地十二村及向化俘地三村

元慶二年夷俘叛亂の際に、秋田城下の賊地と向化俘地とが載せてある。これによつて略秋田城の位置を推定することが出来ると思ふ。賊地の研究によつて賊の勢力範圍の南限地帯が判然し、又向化俘地の研究によつて官軍の威力の及ぶ北限地帯が明かになる。南北兩地帯は秋田城位置推定の根本基礎となると思ふのである。

秋田城下賊地者上津野火内楡淵野代河北腋本方口大河堤、姊刀方上燒岡十二村也。

河田頼氏の奥羽地理沿革考の説を掲げて研究の基礎としよう。

上津野 未詳。小野春風鎮守府より上津野に入り、秋田城北に至るを以て之を觀れば、蓋仙北郡角館の

秋田城趾に就いて

邊ならん。角館今カクノダテと唱ふれども古はツノと稱せしならんと、これは甚しい失考である。鹿角郡なること今更喋々を要しないであらう。

火内 後に秋田郡比内郷あり、大館の邊を云ひ、又比内前田村存すと、これはよく云はれた。今の北秋田郡内には阿仁にも前田村がある、それで舊藩時代には一を比内前田と云ひ、他を阿仁前田と稱へ分けて居た。鎌倉開府の頃には肥内郡比内郡などと書いてある。吉野朝の頃には陸奥國比内南河内と書いた古文書がある。比内には時代によつて大小廣狹の差があつたらうが、舊藩時代には早口の峽谷より上游の地を比内と言つた。

榎淵 同郡杉澤村又上杉村下杉村等あり、蓋其の地なりと。村岡氏曰く、今井氏曰能代港東曰榎淵村呼加伊良岐布知或鯪字と。杉澤は二井田村に屬して火内の内である。されば榎淵の杉澤ならざることとは明かである。又鯪淵は今扇田と合併して扇淵と云ひ、能代港町の東隣である。されば此の村は野代に屬すべきである。又榎字はスギであつてカイラギと訓むべきでない。今井氏の説とやらは紹介すべき價値もないものである。秋田沿革史大成附録に、杉淵(小阿仁)加成播摩守、杉淵播摩守同右兵衛尉共見ゆ。又應永五年の頃榎淵播摩守某居るとある。今下大野村大字増澤字増澤に、杉淵氏を名乗るものが多數ある。河田氏の擧げられた上杉下杉は今大野村で、こゝが古の杉淵の名残であらうか。上小阿仁村大字羽立字杉花といふ所がある。淵と花とは文字としては全然異なれども、フチ縁とハナ端とは同義語である。只羽立が新開村を意味するので、杉花と斷する勇氣が出て來ない。淵にあらずして淵の文字が使用してあるものとせば、アイヌ語 *mu* か若くは *mu* の借字か。後者ならば入口谷口などの口の義である。とにかくに杉淵は阿仁部を指すこととは明かだ。

野代 即ち古の淳代にして、今山本郡能代町の地なりと。寶龜六年紀に賊地野代湊と見えて居る。こ

れは米代川の左岸で、元慶二年には又隘口野代營ともある。河口は古來幾度か變動があつたに違ひない。能代の日吉神社の裏に水源のない川があつて、檜山川の古川と言はれて居る。されば檜山川は一時北へ流れて、向能代の落合で米代川と落合つたのであらう。従つて野代も位置は度々かはつたであらうと思はれる。野代は回祿の爲に野原のやうになるので、元祿の頃であつたか、以後は能く代るやうにとて、能代と字を改めたといはれて居る。

河北 蓋御物川北にして秋田城の邊ならんと。これ又甚しい失考であらう。私は寧ろ米代川の河北であらうと思ふ。新羅之記録に、天文十五年河北郡深浦森山之館主、飛彈守季定起謀叛云々。同十九年六月二十三日河北郡檜山之屋形尋季之嫡男安東太舜季朝臣欲見此國渡來給、謂東公之島渡也云々。康正二年湊之堯季以一家之舊好呼越伊駒政季於小鹿島、運籌策取河北郡渡越。伊駒政季息男忠季之代、葛西出羽守藤季清没落、而明應四年知行河北千町成檜山之屋形繁昌給とある。又正保圖に田床内檜山大森河北母體等の村が載つて居る。今河北を除いて皆檜山町に屬して居る。河北の字のみ存せざるは甚だ訝し

い。

腋本 今秋田郡男鹿島に脇本村ありと。こは何人も異論なき所だ。方口 蓋八郎鴻の口にして同郡船越村の邊ならんと。船越は船渡の義でなくして、沙地の低い地峽を通して内海の舟を外海へ、外海の舟を内海へ遣る所であり、又北の方山本郡と接壤の地に大口と云ふ大字あり。其の沙丘内の池沼には海産の鱒など棲息して居ると聞いたことがある。潟口の南北いづれであつたかは、尙研究を要するものと思ふ。

大河 吾妻鏡、文治六年泰衡の遺徒大河兼任の居りし處にして、秋田の北同郡大川村ありと。大川村なることは賛成である。南秋で御物川の支流にあらずして、獨立せる川の最も大きいものは馬場目川であ

る。故に大川と呼ばれたのである。一日市押切城等は昔日の股脈を語るもので、今は其の中心が五城目町に移つて了つたのだ。併し大河次郎兼任の大河は吉田東伍氏の説の如く山本郡である。氏は鷲川を擬して居られるが、尙一考を要するものがあらう。今の榊村邊に大川通と云ふ稱呼もあつたから、東鑑の大河は暫く決定を猶豫せねばならぬ。

提姉方 未詳。蓋二村にして一字を脱せしならんと。吉田博士曰く、堤は或は提につくり之をヒサゲとよむはいかにや。恐らくは堰にして即ち井河の地か。この井河は小鹿島文書に湯河といふ村里にあり、吾妻鏡に湯河とあるも此に外ならず云々。今井氏北海史論に湯の東北に姉又てふ村名のこるとあり。されど瀧井河に羽立てふ地名あり、ハネタチ、アネタチ、轉訛の條理を認むべし云々と。羽立はハタチで、意義は始むであつて縣内に二十内外もある地名であるからアネタチの轉訛ではない。阿仁又は富津内村大字中津又字落合の内にあつて、阿仁に越ゆる所であらう。國史大系本には提に就いては何等の考異がない、姉方に就いては諸本作姉刀とある。さればこはアネカタか、アネタチか。或は音で讀めばシトで、志戸橋は山本郡にある、志戸平、尿前など奥羽地方によくある地名である。刀を又の譌とすればアネカタ、アネマタとなる。要するに此の二村未詳と云ふの外はない。

方上 和名抄秋田郡方上郷を載す、即八郎潟の北にして、今山本郡鹿渡、上岩川村の邊なりと。吉田博士曰く、今天王、大久保、井河など八郎潟の東南岸の地なるべし。方上は即潟邊の義にして高泉郷の北なりと。此の説は方口堰等の説と撞著してゐる。方上は潟邊であるが、南秋か山本かは尙研究を要する。

焼岡 亦詳ならず、蓋同郡豊岡村の邊ならんと。これは岡が共通な丈で他に何等の根據もなからう、寧ろモエヲカと讀んで森岳に擬した方が少しは優つて居よう。今モリタケと呼べども鐵道開通前はモリヲカであつた。吉田博士曰く、元慶二年紀秋田城北の賊地十有二村を上津野、鹿角の北より數へて、方上、燒

岡を最終とす。燒岡はタケヲカとよみ、今の高岡金足村大字、恐らくは是なり。常陸國燒山關郡久慈をタケヤマと訓めると同例也と。私は此の説に賛成する。南秋田郡面潟村に同名の山あり、又河邊郡和田村にも大字高岡あれども、添河、新別と合考して、金足の高岡を以て恰當の地點と認定する。

斯く秋田城下賊地十二村を吟味し來れば、二三不明に屬するものもあれど、高岡を以て最南とす、即ち賊徒の勢力範圍の南限地帯とする。

向化俘地は既に述べたが、添河は天長の添河に沿うて發達した部落で、今の旭川村。其の大字添川は當時の遺名。旭川と大平川とは今合流して御物川に注いで居る。昔も同様であつたと見えて、それで添河の名が起つたものと見てはいかゞと思ふ。新別は添川よりは秋田河上游の支流。助川は又其の上流の支流で、鮭のよく上る川であるかも知れぬ。とにかくに船岡川と荒川との合流せる淀川より上游に出ぬことだけは斷言してもよいと思ふ。淀川は昔は随分鮭が上つたさうである。鮭川の名も不當ではない。要するに高岡が賊の勢力範圍の南限地帯、添川が官軍の勢力の北限地帯であるから、秋田城は其の附近にあらねばならぬ。

第四章 由理及白谷驛

驛路の法制に就いては令義解卷八廐牧令第廿三に左の如く述べてある。

凡諸道須置驛者、每卅里置一驛、若地勢阻險及無水草處、隨便安置、不限里數云々。

凡諸道置驛馬、大路謂山陽道其大半廿疋。中路謂東海、東山道其十四。小路謂外皆爲小路也五。使稀之處、國司量置、不必須足也云々。

凡水驛不配馬處、量閑繁驛別置館四隻以下二隻以上、隨船配下謂船大小、故隨船配人令應口行。若應水陸兼送者亦船馬並置之。

秋田城址に就いて

其の出羽國に於ける行政上の事實としては、延喜式諸國驛傳馬出羽國の條に左の如く記載してある。
驛馬 最上十五疋。村山野尻各十疋。避翼十二疋。佐藝四疋。船十隻。遊佐十疋。蚶方由理各十二疋。白谷七疋。飽海、秋田各十疋。
傳馬 最上五疋。野尻三疋。船五隻。由理六疋。避翼一疋。船六隻。白谷三疋。船五隻。
これは行路の順序ではないから、今試に其の序列を正して表に作つて見よう。

縣	市	町	推定	山形		縣		秋田	
				村	山形	郡	縣	郡	縣
傳馬	馬	船	馬	最上	村山	野尻	避翼	佐藝	飽海
				一五	一〇	一〇	一二	四	一〇
驛馬	馬	船	馬	郡山	郡山	猿羽根	郡山	遊佐	鹽越
				一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
傳馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
驛馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
傳馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
驛馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
傳馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
驛馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
傳馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇
驛馬	馬	船	馬	郡山	野尻	避翼	佐藝	飽海	遊佐
				一〇	一〇	一二	四	一〇	一〇

野尻は大石田、避翼は富田、佐藝は清川に擬せられて最上川に臨める水驛で、馬の外に船が備へ付けてある。白谷も驛馬七頭、傳馬三頭の外に、傳馬船五隻を備ふれば水驛である。此の水驛は蚶方より由理の一驛を経て、子吉川支流の谿谷より由理、秋田の分水嶺を越えて秋田河の左岸に出た所で、秋田驛まで正に一驛三十里、今路五里内外の道程であらねばならぬ。然るに吉田博士の説の如く白谷が今の新屋ならば、秋田城は大久保邊でなくてはならぬ。秋田城即寺内説を是認せらるゝ人々は、白谷即新屋説は放棄せねばならぬはめになる。白谷即ち新屋説には傳馬船がジャマになつて動きがつかないのである。

由理驛は小石川の下游で、寶龜十一年八月に、由理柵者賊之要害、承秋田之道、亦宜遣兵相助防禦とある處で、小石川の邊で、蚶方と白谷の中間の要衝である。而して、雄勝城より秋田城に通ずるにも、此の驛を経た時代がやゝ久しかつたらうと推測せらるゝ。されば酒田街道を雄勝城より下つた道路で押切つた處に近いと思ふ。小石川の左岸とすれば小石郷右岸とすれば小友村ではなかつたか。小友には由理氏の遺跡があつた。

白谷 私は白川を候補地とする。シラヤのシラがシラカハのシラと同音であるといふのみではない。そこに繋があるからだ。繋は一山を隔てた裏表の聯絡である。此の村の古いことは出羽國風土略記に其の羽黒大權現に就いて、往古よりの勸請と云ひ傳へたり、午王古板の裏に承保元年出羽神社と有り」とある。こゝは由理方面よりの古い通路に違ひない。左手子より中淀川に入り、山の峯づたひに平尾鳥に出で、善知鳥、輕井澤を経て瀧の下へ降りて、岩見川の左岸に出で、三内より繋澤を大平に入つたものと思はる。これが私が縣史編纂に關係した時よりの宿論である。繋に續いて宿あり、白川あり、川崎あり、川崎は對岸左手子への渡船場である。こゝは由理方面から右岸の助川、剱別、添河等向化俘囚の部落に出づる樞要の地であつたらう。而して又左岸には白谷より下游秋田城に通ずる驛路あり、又水路の便も開けて傳馬船を設けてあつた。今も大正寺村の新波と土崎港との間には、折々發動機船によりて交通運輸の開かるゝことがある。

此の千年前の驛路研究によりても、秋田城の位置は略つきとめらるゝのである。即ち一驛路下游の丘陵と云へば寺内村を措いて他に適當の候補地はあるまいと思ふ。

秋田 これには秋田城と云ふ説と酒田湊と云ふ説がある。私は表には秋田城説に従つて置いたが、尙不安を感じるものである。何となれば多賀城に多賀驛なく、出羽國府に出羽驛がないのに、秋田城だけに

秋田驛があるべき筈がないからである。思ふに秋田驛は出羽國府と秋田城との聯絡線中にあるのでは
なくして、國府よりの支線で海路敦賀との船舶の發着所であらう。延喜式主計上に、

出羽國行程上冊七海路五十二日

調庸輸狹布米穀

と見えて居るのがそれである。

和名抄飽海郡秋田郷あり、東鑑に秋田三郎致文ありて、田川太郎行文と並稱せらる。今酒田湊の内に
秋田町がある。陸奥の多賀が常陸の多珂を襲うたものとせば、御物河畔の秋田も、最上河畔の秋田を襲う
たものと見てもよいと思ふ。

序に京都との交通に就いて一言して置きたい。陸路の上に四十七日、下に二十四日は餘りに甚しい差
があるので不思議に思はるゝが、これは調庸の輸送をするのと終つて了つたのとで二と一との割合にな
つてゐる。調庸輸送の往路を慎重にして、風雨の難を避くるやうにしたものであらう。

天長大地震の報告は秋田城を正月三日の酉刻に發し、五日に國府を出て、二十八日に京都に著いて居る
から、式下り行程と同じやうに二十四日かゝつてゐる。

飛驒急行の場合にもつと僅かの日數で京都に著いてゐる。表を作つて見よう。

秋田城發	出羽國府發	京都著	所要日數
天長七、正、三	同 五	同 二八	二四
元慶二、三、一五	同 一七	同 二九	一三
	四、一九	同 二八	一〇
	六、小二八	七、一〇	一二

八、小二三	九、四	最大
一〇、日次缺	同 一二	一二

日數は國衙と京都間ので、秋田城より國府へは三日目に到着してゐる。

第五章 地 震

天長七年正月三日辰刻に秋田城に大地震があつた。餘震が一時(今の約二時間)に七八度で、古老も未だ
會て聞き及んだことがないといふのだから、並大抵なことではなかつたに相違ない。其の時生じた地異は、

(一)地之割辟、或處三十許丈、或處二十許丈、無處不辟。

(二)城邊大河云秋田河、其水涸盡、流細如溝。

(三)添河霜別兩岸各崩塞、其水汎溢、近側百姓懼當暴流、競陟山崗。

である。此の大地震が地層に何か其の遺蹟を存留して居るものならば、秋田城址をつきとむる一役目を
引受くるに十分の資格があるのではあるまいか。こゝに又大橋氏の説を引用する。

寺内に顯著な斷層がある。それは雄物河岸のカラカサ岩の南から寺内小學校の後の谷に入り、競馬場
の北端を横ぎり、田の畔道に略竝行して東微北に走り、縣立工業學校の北を通過し、搦田部落の中央を
貫き、谷に沿ひて手形山を超え、シヨ澤を通り、石神及び八田部落の南を過ぎ、古町の北方の山中に入つ
て消滅するもので、其の延長一〇軒に達し、西に於て大きく、東に向ひ次第に小さくなる。

性質は横断斷層であつて、北側は東に、南側は北側よりも落下してゐる。落差はカラカサ岩にて凡そ
六米であるが、次第に東に至れば減少し、手形山では約三米となる。併しこれは地表に於ける落差で
あつて、隠れた第三系の削削面の落差は之よりも遙かに大である。此の斷層の南側には東方向に向

秋田城址に就いて

ひ、主斷層と銳角をなして射出する支斷層が認められる。今までに判明した斯の如き支斷層は手形山に一つと雄物河畔の一つある。

氏は此の斷層を以て天長大地震の遺蹟として、秋田河が寺内丘陵の北麓より南麓に河道を變更したものと見て居らる。

六米の落差は唯一回の大地震で出来たものではあるまいが、此の六分の一の落差が此の時に生じたものとしても、水路の轉換や上流の汎溢を説明するには十分である云々。

寺内丘陵南部の傘礁斷層にして天長大地震の遺蹟とすれば、秋田城の同丘陵たることは論を俟たないのである。

第六章 四天王寺及四王堂舎

天長七年正月三日辰刻に秋田城に大地震あり、其の公報の中に、

大地震動、響如雷、登時城郭官舎並四天王寺丈六佛像、四王堂舎等皆悉顛倒。

といふのがある。是に由つて觀れば、秋田城内には四天王寺並に四王堂舎があつたのである。此の四天王寺や四王堂舎を尋ね當つることが出来れば、秋田城の位置は自ら明かになる。此のやうな見地からして確かな文獻の引證によつて時代を追うて跡づけて見よう。

元慶二年夷俘叛亂の際の報告に、燒損秋田城並郡院屋舎城邊民家とか、秋田郡城邑官舎民家爲凶賊所燒とか、城北郡南公私舎宅皆悉燒殘など、あれば、四天王寺並に四王堂舎も同様の災を免れなかつたであらう。けれども平定後間も無く復興されて、凡厥壘柵樓塹皆倍舊制とあれば、四天王寺並に四王堂舎も輪奐の美を極めたに違ひない。其の事は延喜式出羽國正稅の條下に四天王修法僧供養並法服料二千六百八

十束が計上してあるので推測される。

私は先年縣史編纂の際故長井金風氏より、寛元三年乙巳二月十六日の識語ある聖德太子傳私記に、左の如き記載があるといふことを聞いたことがある。其の書の所在を確めなかつたのは一生の不覺である。

天王寺 出羽國秋田城在之、御在御印、半令量給半者津國天王寺在之

これは誤字脱落があるのか十分判讀が出来ない。のみならず、大日本佛教全書所收のものには見えないので少々不安を感じ、これを確めんが爲に先年史料編纂係に照會したが、同書の事不明との回答があつた。存在を確むるまで闕如する積であつたけれども、難助なほ棄て難しで暫く収録することにした。降つて足利時代に至れば、本縣仙北郡神宮寺町、縣社八幡神社の棟札に四天王寺の存在を認むることが出来る。今其の必要の點だけをかい摘んで見れば、棟札の表面第六段末尾に、

于時長享三己酉拾月廿九日

とあり、又裏面第二段末尾に

筆者秋田城四天王寺内黄金壽院

僧□□

とある。四天王寺は之を打切として、慶長年中再興までは物に見えないのである。

然るに吉野朝時代に、古の字一個加はつた古四天王寺と云ふのが陸中國新渡戸文書に見えて居る。これは古四王神社研究に重要な文書であるから全文を採録して置く。

出羽國秋田城古四天王寺別當助法印恒智代以下

欲早且依都鄙多年御祈禱忠勤且任關東代々御下文並當御代安堵外題手繼證文等被經嚴密御沙汰被停止内海三郎□並三浦彌六以下輩等（於力）去年（於力）三和八月以來非分濫妨被沙汰付下地□寺家、全所務專

佛神事抽御祈禱忠勤、寺領當所聞事

秋田城址に就いて

副進

一通 相傳系圖

一卷 關東代々御下知當御代安堵御外起手繼證文等

一卷 御起禱御教書同御卷數御返事依繁略之

右當寺者爲聖德太子御建立之地、天下無雙靈場也、而成遍僧都以來、至當寺務恒智法印、六代相傳當知行無相違者也、仍致都鄙多年御祈禱忠勤之處、彼内海三郎、自尾張國內海津城令没落、爲御敵身濫妨之條、希代所行也、依之佛神事等令退轉之上、爭無御誠哉、就冥顯有恐者哉、所詮被經嚴密御沙汰、仰御使被止當時、違亂被沙汰付下地於寺家、被處其身於重科、全所務專佛神事、彌欲抽御祈禱忠勤矣、仍粗言上如件

延文元年六月 日

延文元年は後村上天皇の正平十一年に當る。聖德太子御建立説も由來久しいものである。文中成遍僧都以來、至當寺務恒智法印、六代相傳當知行無相違者也と云ふのは如何のものであらう。別當六代を溯つても鎌倉中期以上には出ないであらう。無論聖德太子時代でもなく、出羽柵遷置時代でもなく、田村曆東征時代でもなく、又天長でも元慶でもない。そこに古の字一個加つた古四天王寺の謎を解くべき關鍵が藏されて居るのではあるまいか。

此の古四天王寺が四天王寺たることを證明し得れば、四天王寺は天長の昔より昭和の今に至るまで連綿として寺内丘陵に奉祀されつゝあることを知り、隨つて此處が秋田城址であることも證明し得らるゝのである。

天台宗園城寺聖護院家積善院に秋田祭と云ふのがある。一名を印鑰祭と云ふ。祭の對象たる本尊は方一寸七分五厘の古銅印で、四王寺印の四字が陽刻してある。此の古銅印の由來に就いては同院所藏

の古四王寺祭禮之作法表白に、年並不變御勤太簇二八之朝點修嚴重難思之祭禮御事、有其旨趣、如何者夫智證大師傳青龍寺之印鑑納園城寺之勝地、聖德太子持百濟國之印鑑崇秋田城之靈寺、彼權化此聖仁、共大權化現也、定深意有者哉、然間當寺勸主開之、合竭合之掌、集會道俗拜之、致歸命之禮、奉歸之者身心安樂、奉拜之者福壽增長とある。聖德太子持百濟之印鑑といふことはとにかくに、嘗て秋田城四天王寺に崇めてあつたことは事實に違ひない。此の印鑑祭には本地供と云うて毘沙門供があり、後夜刻寅日中、正月初夜刻戌の三時に勤行するを以て三時供の稱もある。而して此の祭禮執行の日記には古四天王寺祭、古四王寺祭、古四王祭などある。是に由つて觀れば秋田城四天王寺の印鑑祭の方はどうなつたのかとんと判らないが古四天王寺祭となつてゐるのだから、四天王寺と古四天王寺とは同一でなければならぬ。即ち延文の古四天王寺は長享の四天王寺で共に天長より脈を延いてゐるものである。

此の秋田祭は印鑑祭と毘沙門供との融和抱合したものである。毘沙門は云ふまでもなく四天王の一躰でもと四天王が祭つてあつたと云ふことは祭禮の作法に、本尊根本印小咒印大咒小咒の次に雙身印神咒、其次に四天神印明と神咒が載せてあるので明かである。國家的信仰の敵國調伏の四天王から個人的信仰の除災招福の毘沙門へ移動して、遂に四天王より分離して七福神の一躰となられたのである。

秋田に於ても秋田城鎮守古四王大權現の本地が四天王であつたことは、徳川初期の佐竹右京大夫の文書に左の一通があるので明瞭である。

秋田城鎮守古四王大權現本地

釋迦四天王にも取る也又五大尊にもとる、

但不動をのぞく

緣日 正月八日 十五日

秋田城趾に就いて

右京大夫は義處侯であらう。侯は承應三年十二月廿六日右京大夫從四位下、寛文九年十二月廿五日侍從に敘任した。九年は積善院有雅が灌頂した歳で、翌年に照高院門主道晃親王後陽成天皇皇子より秋田祭作法を受けてゐる。されば此の文書は、門主からの御照會に御回答申上げたものと思はる。

徳川の中期には諸佛合祀した結果か、薬師の小咒文呪呼、摩訶茶利摩橙摩訶、祇素縛祇素の外の呪釋藥毘文、薩喇訶と唱へて、毘沙門一軀が存留してゐる。けれども明治二年久保田藩神祇局で檢せしに、「神體は中央に一封函あり、甲冑の佛體藥叉を踏める像あり。其函外右には釋迦藥師毘沙門文珠四佛體あり。又左には持國增長、廣目多聞の四天王有り」とあるにて、やはり四天王奉祀であつたことが知らる。

「秋田千年瓦」及「高清水法月」を著した大館の黒澤道形は常に古四王堂と云つて居るが、神祇局が檢した時には、寛永七年並元祿五年の棟札に古四王大権現宮とあつたと云つてゐる。又寶鏡院の閑居東門院が別當たる外に、高橋氏が夙くより神職として奉仕してゐた事實があれば、神社として崇敬されたことも其の淵源は餘り新しいものではない。右京大夫が本地云々と云つたのを考察すれば、佛徒の所謂垂跡もあつたらうと思はる。

祭神として最も古き記載は寶曆の風土略記で、甕速日、煖速日、經津主、武甕槌を擧げ、神祇管領吉田家の御留帳ありとぞと斷つてゐる。近藤甫寛の郡邑記にも此の四神を擧げ、外に一社神祇と云つて居る。蚶湯の古四王神社にある、平田延胤撰文の碑にも此の四神が列記してある。されば維新前の神職並有識階級には、一般に斯く信ぜられてあつたものと認めて然るべきである。

久保田領郡邑記に、社地古四王、右社鹿島香取、聖德太子建立ト云。甕速日命、煖速日命、武甕槌命、經津主命、四神勸請外に一社神祇とす、とあるは異聞である。進藤氏によつて紹介された、神祇管領吉田家の御留帳

に載つてゐるといふ神代の四神説は、近藤政家の寛政の郡邑記や、安政二年平田鐵胤の撰文に係る、由利郡象潟町鎮座の古四王神社の碑文にも影響して居る。

一方には、四天王が何時の頃よりか釋迦藥師毘沙門文珠の四佛となつてゐるが、菅江眞澄著「花の眞寒水」のじやうまち清水の條下に左の如く見えてゐる。

秋田城下久保田の城町は元和寛永のころ寺内村よりうつり來て、一町の人みな古四王宮を本居神として朝夕に釋藥毘文を稱へて、正月の精齋も寺内七日の忌宮ごもりにひとしかりしが、今は世にうつりて三日三夜の齋みぞせりける。

なほ菅江氏は、「雪能伊傳波遲平鹿郡植田村古四王宮の條下に、多聞天王一躰で古四王と崇められてゐることを述べ、且つ甲秀山古四王寺に就いて、古の社僧などにやと疑を存してゐる。而して越後の古四王神社の祭神を紹介して居る。

また越後國蒲原郡五十公野に古四王宮あり。其の里の傳へには、神武天皇より十代崇神天皇、皇子四人おはしまし、中に、大彥尊をもて高志國を鎮護しめ給ひしゆゑに、此尊を齋りて古四王とせまをす。またく此神は古四王にはあらず、越皇にておはしましき。されど今は眞言宗の寺にものし侍れば、さは申さふらは唯四天王を祭るとのみ申せば、恐事ながら、大彥尊の御勳功も世にしたがひてかくろひはてぬること、ほいにも侍らねと俚人の語れり。

私の見た限に於ては、菅江氏の紹介を以て大彥命説の嚆矢とする。これは實に氏が越後の俚人から聞いたのであらうか、或は氏の所見をわざと他に託して述べたものであらうか、氏には此のやうな辭があるやうだ。

鎌田正苗の舊蹟考近谷岩記奉仕の鹿島社略縁起古四王の神主阿部船木氏の古傳など種々のものが續

出してあれど、郡邑記などに見えないから、之を信用するまでには一考を要する。最後に掲ぐべきは、秋田藩權大參事小野崎通亮氏の撰に係る「鰯田浦一名古四王神社考」である。

我が高清水ノ岡なる古四王は鰯田に名垂たる古社なるが、其の緣起に持國・增長・廣目・多聞の四天王を祭れりと云ひあるは釋迦藥師毘沙門文珠の四佛なりとて、その眞言とか稱して唯釋藥毘文薩囉訶と唱ふれど、此輩を四天王と云ひし例いまだ佛書に見當らず。且其昔越と稱せし國のみ此社の多かるを訝しと速より思ひ居たるに、此ころ、この神社は崇神天皇の御宇大彥命の草創にて、武甕槌神を招き祭りて鰯田浦ノ神と稱し、その後阿部比羅夫將軍下向のとき大彥命を合祭ありしより古四王と改まり、其のちまた坂上田村麿將軍再興の時四道將軍を殘らず合祭神佛混淆四天王を本地となしたるものなるを考へ得たり。

いでや久曾鵞が鰯田の浦に起てし霧吹き靡け見む我が息吹に。

此の説は古四王の神主船木氏の古傳と云ふものを取捨選擇し一層巧妙に按排したものである。而して田村將軍再興の時より神佛混淆したものと考へ、其の證として天長七年の四王堂舎を擧げて居る。なほ明治初年の事實は小野崎氏が左の如く記して居る。

昨年我が藩神祇局よりこの社を検せしに、其棟札は寛永七年のと元祿五年のとの二枚なるが、只古四王大權現宮とありて四天王などの文字は嘗て無く、神體は中央に一封函あり、其内に甲冑の佛體、藥叉を蹈める像あり。其函外右には釋迦藥師毘沙門文珠四佛體あり、又左には持國・增長・廣目・多聞の四天王有り。

今我等の拜する四天王の木像は緣起にある三寸といふ小像でない。そして斯の道の人たちの鑑定によれば、足利時代中期以後或は云ふ元祿頃とのもので、餘り古いものでないといはるゝ。

三寸の四天王の像を造るといふのは、無論聖德太子の故事に基いて揚言して居るのではあるが、こゝにも難波の四天王寺の摸倣が潜んでゐる。龜甲山四天王寺東門院の事はまた機を見て發表することにしよう。

第七章 石 鏃

元慶八年九月廿九日の條下に、今年六月二十六日秋田城雷雨晦冥雨石鏃二十三枚。又仁和元年十一月廿一日の條下に、去六月二十一日出羽國秋田城中雨石鏃との記事がある。昔は其の出現を以て兵亂疾疫の兆とし甚しい恐怖心を抱いて、之が爲に斯の如き些細な事も官撰の國史に載せられたのであるが、今は我々は之に依つて秋田城の石器包含層であつたことが知られ秋田城址を確實にする一の條件とするこゝとが出来た。秋田城は石鏃使用時代よりの居住地と云ふ古い民居であつたのだ。たとひ位置といひ、地の利といひ秋田城の候補地として十分な資格を備へた處でも、此の條件に當て嵌らなかつたならば登第し難いのである。寺内丘陵は正しく此の資格を有してゐる。

- 一、寺内古蹟記に、幣切山より卯辰の方古四王の宮より丑の方田村麿の城跡あり。是を矢止の城といふ。此邊に矢の根出る也と。
- 二、古老の談によれば東北の築館方面及西の香爐木橋の排水方面に於て石鏃を拾得したと。

第八章 企 治 城

秋田雄勝の二城は、奈良朝以來久しく並稱されて來た。秋田城は長享まで城名を存してゐるが雄勝城は何時頃頽廢したのか、口碑文獻之を證するものがない。

和名抄に雄勝郡有城謂之答合とあれば平安朝の末期鎌倉開府前までは存在してゐたに違ひない。今雄勝郡家址新成村大字郡山の西に大字高尾田（昔は高尾田とも書いた）がある。答合は古音タフカフなれば高尾と國音相近い。蓋し答合は所在地の字であつたらう。答合は後世達子又は田子と書くものと同義であらうと思ふ。久保田領郡邑記秋田郡達子村の條に、

達子森 田中に突出す絶頂藥師あり。一山皆松なり。

と出てゐる。拂田柵も古の塔甲郷で近世の高關であり雄勝城も答合である。出羽郡が後に田川郡となつたのも國府も出羽柵の所在地の名が郡名に陞格したものであらう。相模の愛甲郡はアユカハであり肥後の合志郷はカハシである。山北の合甲共にカハの音を寫したものであつたと云うても強ち誣言だとは言へまい。私は出羽柵も雄勝城も拂田柵の如く秋田城址の如く丘陵に據つて築造されたものであるとの信念を有してゐる。

又和名抄に秋田郡有城企治とある。此の文を雄勝郡のに照合すれば城と企との間に謂之の二字が脱落したものであることは自ら明かである。答合城が雄勝城の一名とすれば企治城を秋田城の一名と類推しても誰か牽強附會と言ひ得よう。

企治はキチと讀んで所在地の小字であらう。企治は何處ぞ。キの音が口蓋化してキとなるのは音聲學上一般に認めらるゝ所で秋田方言に其の例を求むればキヨウ(今日)をチヨウ、キヨネン(去年)をチヨネンと云ふは普通のことである。さればキチはチチに訛り易く、チチは又チツ、ツツと訛る。此の訛音を漢字に寫したのが土と見てもよい。土崎は崎と言うて崎にあらず、さればこそ杵山峯の嵐には土浦湊とある。浦こそふさはしい名であらう。要するに私は土は企治の訛だと言ひたいのである。土が其の木來の名で土崎は寺内丘陵の岬角を斥し、土浦は其の潮海を云つたものであらう。元和寛永の古文書に

寺内を土崎湊と書いたものがある。斯くて秋田城を一名企治城と稱ふるよりしても、寺内丘陵が秋田城址なることを證するに足るであらう。

第九章 今 湊

陸前齋藤文書に、

元弘四年二月日 曾我太郎光高童名乙房丸

爰津輕大光寺合戰朝敵餘黨人等小鹿島並秋田城湊今榎築所々可亂入津輕中由有其間之間國中給主御

家人令集會大阿子郷一口之爲防戰令待凶徒之由承及之上は、可然者被成下安堵國宣同所領彌爲抽合

戰忠勤恐々粗言上如件

此の古文書に據れば秋田城は今湊で、今湊は秋田城である。然らば今湊は何處ぞ。其の地點を探るに先立つて今の義を解釋せねばならぬ。今は今來、今參の今で新の義である。其の用例を擧ぐれば今道心、今道、今宮、今熊野、今村、今在家、今市、今宿、今畑、今治、今泉、今井、今川、今橋、今切、今津、今戸等があつて、皆新の義である。されば今湊も新湊の義であらねばならぬ。この新湊は第一章秋田河の條に掲げた小鹿島文書や吾妻鏡の湊に對するものである。其の例は加賀國にある。

壽永二年四月源氏は安宅の湊よりおちて、今湊源平盛藤塚を打過ぎて、大野庄に陣を取源平盛

延元三年五月越後の勢廳て越前へ打ち越ゆべかりしが、是より京までの道は多年の兵亂に國費え民疲れて兵糧あるべからず。加賀國に暫く逗留して行末の兵糧を用意すべしとて、今湊源平盛の宿に十餘日まで逗留す。其の間に軍勢、劍白山以下所々の神社佛閣に打ち入りて佛物、神物を犯し執り、民屋を追捕し、資財を奪ひ取る事法に過ぎたり。太平記

秋田城址に就いて

此の今湊は比樂の新港の謂である。三代實錄貞觀十一年、加賀國比樂河置半輪渡子二十五人、延喜式北陸道運漕雜物功賃の所に比樂湊あり。又本郡三宮古記、曆應二年九月に比樂あり、比樂は手取川の古名である。比樂湊比樂驛は此の河水の末なる北岸にて石川郡に屬してあつたが、後河道南に移り、形勢一變して比樂の港驛共に亡ぶ。今の湊は中昔に所謂今湊にて、式の比樂湊とは別である。これは河道が變遷して、從來の湊に對して今湊が生じ、年所を經るに従つて從來の湊は形跡を失ふに至り、遂に今湊が單に湊と稱せらるゝ、經路を示したものである。秋田河もこれと同じ經路を辿つて來たものと覺しく、今は湊あつて今湊がない。されば今の湊は元弘の今湊に違ひない。

第十章 秋 田 村

元弘四年二月附の古文書なる秋田城湊今は延文元年六月日の古文書には秋田城古四天王寺と見え、又長享三年十月廿九日附の棟札には秋田城四天王寺内黄金壽院と見えて居る。

佐竹右京太夫の文書に、秋田城鎮守古四王大權現本地と御縁日とを書いたものがある。これは佐竹家が秋田遷封後の書類に違ひない。さうして徳川の初期に於ける右京太夫は、三代秋田に義處が承應三年十二月廿六日に右京太夫從四位下に敍任して寛文九年十二月廿五日侍從に轉じて居る。而して此の文書の保存されて居る聖門に於ては、寛文十年に院家積善院有雅が、照高院門主道晃法親王より秋田祭作法の口傳を受け、十一年正月より其の祭禮を執行した日記を残して居る。されば此の文書は、照高院門主より秋田の本尊を御照會になつたのに御回答申上げたものであらう。故に本文に秋田城鎮守とあつても當時秋田城と云ふ名を以て呼ばれて居たのではないと思ふ。とにかく、長享以後に秋田城と書いたものは皆追記である。然しながら、當時にありて寺内を秋田城址であると意識して居つたと云ふことは認めねばならぬ。

めねばならぬ。

寺内が秋田城であるといふことは重大な問題であるから、今少し考證を試みて十分確實にせねばならぬ。

(一) 明應八年十二月十三日付陸中國薄衣狀に、催山北由利秋田之兵とあるけれども、これは山北由利に對する名稱である故に郡名と見ねばならぬ。決して郡中の或一部落とは認められぬ。

(二) 永祿八年西暦千五百二月廿八日附のエスイタ宣教師ルイス・フロアエスがインドの教父に送つた手紙に秋田が出て居る。

日本の極北に都より約三百リゲを隔つる所に一大國あり。野獸の皮を著、全身多毛、髮鬚頗る長き蠻人之に住す。(中略)蝦夷に近き地方に秋田といふ大市あり。彼等は多數此市に來りて貿易し、秋田人も又時々蝦夷に赴く云々。(宏云一リゲは約三マイルで我が約一里八町に當る。)

(三) 天正十八年七月日附の文書に、横手秋田・檜山・悉陣參用意とある。此の秋田は横手や檜山に對する名稱なれば決して郡名ではない。一の部落名であることは慥かである。

(四) 南部信直文、祿元年極月晦日日付の文書に、秋田へ蓬田内膳下候間文越候云々とある。秋田は郡名か部落名か判然しないから暫く斷定しないで置かう。

(五) 慶長七年六月十四日附の佐竹義宣の書簡に、「其身秋田へ罷越候は」とか、「先は秋田の内に御座候様に申すべく候」とか、「先づ當座は御無人たるべく候間秋田の内に御宿尤に候」とか、「秋田に於て在々處務等などは申付間布候」とかある。秋田は郡名でなくして町名に違ひない。

又同七月廿七日附の書簡にも、「在々に差置かず秋田町中に一處に相集め差置くべく候」とあるは、義宣が土崎湊に到り暫く湊の故城に居住して居つたことから推して、土崎湊であることは何等の疑を容るべ

き餘地がないことである。

(二)此の秋田が湊であることは天正年中の古文書に、

扱暫打過無音意外之至候仍小鹿檜山御加爲御救其許より被指下使者之段最上より承候(中略)自其御郡中檜山之爲御加擔近々可有進發之由、必定候哉(中略)使衆秋田湊に相抱候由に候是は可有僞説之由令推量候(下略)

六月二日

來次氏 秀(判)

小介川殿

とあるので知らるゝ。小介川は名護屋御留主在陣之衆關東衆の中に瀧澤又五郎内越宮内少輔などゝ共に小介川治部少輔がある。

(二)秋田湊を單に湊とも云つた。

急度令啓上候仍昨日南部殿御禮被申上候一段御仕合近比之我等式迄本望候供仕候而罷上候得共増田右衛門尉御かゝへを以御禮不申上候某身上之儀萬端乍恐奉憑之條可然様任置候猶此旨得貴意候

恐惶謹言

七月七日

湊 九郎 通季

これは淺野文書で天正十八年のものである。湊九郎通季の湊は所謂在名で住所を示して居る。

(三)三春秋田家譜秋田流系圖によれば通季は

舜季—愛季—實季(檜山)
—茂季—道季(湊)

で、なほ新羅之記録一名松前國記録正保元年九月松前景廣編によれば、

松前季廣之六女 母家女

秋田湯河湊之屋形安東九郎左衛門督安日茂季朝臣之御臺所季宏云、同書茂季は河北郡檜山之屋形尋

嫡男 湊東九郎修理亮高季

二男 秋田金左衛門尉正季

又秋田湊氏系圖下國伊駒系圖等によれば、

舜季—愛季—實季
—茂季—高季

であるから、淺野文書の通季は秋田流系圖等の道季であり、又秋田湊氏系圖・新羅之記録等の高季に當る。されば通季は住所は湊であつたことは確實明瞭である。

(四)津輕侯より豊太閤に鷹獻上の路次を認めたものに、
八もりのしろ くすへ澤 舟こし みなと

とある。みなとは秋田湊と又同一所。

(五)慶長十四年十二月二十六日向右近宣政より大讃州への書簡に湊川端とあるが、其の湊川は御物川を云うたものである。

上述の秋田湊は佐竹家遷封後は土崎湊と呼ばれて居る。秋田市寺町西善寺の鐘銘に、

出羽國秋田郡土崎湊西善寺常住物也住持釋淨念

山城國愛宕郡三條釜座鑄物師天下一辻与次郎藤原實久

于時慶長拾五載庚戌六月十八日

とある。土崎湊の確實なものに見えたのは之を始とする。此の土崎湊と云ふのは、今の土崎港町より範

秋田城址に就いて

園が廣かつたやうに思はる。そは寺町妙覺寺の文書寛永十六己卯年四月八日附のものに、

出羽國秋田郡土崎湊龜頭山妙覺精舍者聖德太子之勅願所桓武天皇之開基也。

又同寺古四王緣起一本湊三个禪刹建置志略に、

元和丙二年徙地湊土崎於久保田城畔焉大凡自弘安五年到于今四百有餘年法燈輝然不斷矣安云弘安元一八九四二なれば此の文書は天和二三四一三より安永二四三二一四〇までの間に成れるもの

とあるが此の妙覺寺址は寺内丘陵上にある。さればこゝに土崎とあれば此の寺内も土崎の一部分であつたに違ひない。玄同放言に秋田人茂木蕉窓の言として、「古四王神社より北をすべて寺の内と云ふ」と記して居る。風土略記にも當所を寺内村といふは四天王寺の境内といふ事を略したる村名にやとある。

因云黒甜瑣語に油御田山の傍に西日山西園寺あり。今の萬古山の邊なるらん朝日山東園寺あり。寺内村の名よつておこる所、いつの程烏有となれるや知れる人なしとあるは、狂言綺語に近き心地がする。

湊の土崎とあるは甚だ面白い。もとは土崎といふのは範圍が狭かつたのではあるまいか。土崎の名稱は寺内丘陵の岬角に命じた名であらう。柞山峯之嵐に、

慶長八癸卯年土浦湊故城壞れ地漏小にして不足容衆且要害の地に非ず、五月卜地東南久保田郷神明山築新城。

と見えて居る。浦は海についていひ、崎は山について云つたので、つちが企治の訛ではあるまいか。

又幣切山の麓の野原を將軍野と云ふ。寺内村舊蹟記と共に、土崎の濱をも將軍濱とも云うた。

郡邑記の一書に將軍野此處に於て延曆の昔田村麻呂出羽の夷賊大嶽丸を古四王社に祈誓して平定せり。

シヨウゲン野シヨウゲン濱と云ふより、將軍の文字を擬し、或は田村將軍或は利仁將軍、或は日下將軍安藤氏と猜するものがあつて議論區々である。私はシヨウゲンは勝軍で、勝軍地蔵第廿三卷羅漢天王是地藏菩薩所變身で勝軍地蔵と云ふもあれど、是は勝軍不動明王が持法の行者を守護せんが爲四十八人の使者をして諸種の鬼王の身を現せしめ給ふと云ふので、勝軍毘沙門法は敵軍討伐の際北方毘沙門天を祀りて、敵兵の殄滅を祈る密教の修法であるから、こゝで毘沙門法を修したので其の麓を勝軍野勝軍濱と云ふのであらうと考ふる。

第十一章 高清水岡

次に高清水岡に就いて考察して見よう。縣内に海岸線近く高清水と稱するものが二ヶ所ある。一は山本郡神村大字仁井田字貸子所にある。予は嘗て所の古老から、「佐竹侯が能代へ鷹狩に赴かれた際に能代には適當の飲水が無かつたので、此處から汲取つて鷹に水を飲かつた。故に鷹清水と云ふのだ」との説明を受けたことがある。是は俗間語源説であることは明かである。鷹が大事か殿様が大切に鷹にさし上ぐる水があつて鷹に飲ふべき水がないといふ道理があらうか。畢竟高清水を鷹清水に附會したに過ぎない。然れども、此處は古の淳代郡であつて鱒田郡ではないのだから、俗説の鷹清水が研究の結果高清水になつても、取上げて問題にすべきではない。

他の一は南秋田郡寺内村の高清水である。寺内は殆ど第四紀の洪積層に屬する丘陵で、埴土の上に深く沙を蔽ひ、到處に清水が湧き出てゐる。陸前栗原郡陸中紫波郡にも高清水があつて、而も古城址がある。類推すれば秋田城も、此の丘陵なる高清水にあつたのだと云ひ得ようが、私は此の位の些事で斷定することを屑とするものではない。此處には高清水と稱する泉はあつても高清水岡と云ふ名の傳はらないのは甚だ遺憾である。

三代實錄貞觀六年二月二十六日に、正六位上城輪神高泉神並授從五位下とある。高泉は高清水である。羽前南村山郡瀧山村に平清水あり、水廣さ二丈深さ二尺、傍に大日如來堂あり別當は天台眞言兼帶で平泉寺と云ふ。平泉は平清水の漢譯である。因云、陸中の平泉ももとヒラシミヅであつて今のやうにヒライグミではなかつたであらう、平泉が平清水の漢譯とすれば高泉は高清水の漢譯に違ひない。陸前栗原郡高清水陸中紫波郡高清水も、封内記や奥羽觀迹老聞志には高泉と書いてある。以て傍證とすべきである。此の高泉神は、山形縣人は城輪神と共に其の飽海郡にありとし、秋田縣人は南秋田郡寺内村にあると主張して居る。先づ山形方面の言ひ分を聽いて見よう。

兩所宮 今井庄山形にあり、舊號吉事宮と云ふ。本殿二社攝社末社十一座、社外に一座、所謂二座は飽海郡大物忌月山兩社の勸請にして十一座は城輪大明神、山王大權現、辯才天、稻荷大明神、天滿宮、印鑰神、明宮是也。

として此の他、摩利支天、藥師堂、熊野權現を數へて居る。而して城輪大明神を十座の筆頭に推して居る。而して城輪大明神に就いては、

宮形村にあり、近所に館内村といふあり、又木内村と云ふあり。往昔此の邊にも官人の居城ありて、城外に祭れるを城輪と稱し、又城地の内なれば城の内と稱せしを、後世城を木に書改めけるにや。と云つて城輪神の飽海郡にあることを強調して、るに係らず高泉神を逸したのは、同社が縣内に存しなかつたことを雄辯に語るものではなからうか。高泉神に就いては、

北境といふ所にあり、高さ一丈許の瀧あり、岩組の上より水落ちたる故高泉といふ。二十間程前の西の方に、行間五間、幅三間程の拜殿あり、六十年前大破。拜殿より少し東の方に、四十年前迄、鳥居ありしとぞ、今其の跡に仁王石と云ふあり。六七十年前までは高泉詣とて參詣人群集しけるとぞ。

土人舊記に、鷹尾山勝福寺とあり、修験一人あり、今は不動と稱して神號をいはず云々。

此の高泉は附會の嫌あり、強ひて其の郷國に、古代の名所舊跡を縮寫せんと、の奸策を弄したのであるまいか。神社志は略記の説を其のまゝ踏襲し、地名辭書は疑を存して居る。

神祇志云、城輪神社、高泉神社、二社、今並在飽海郡城輪社在宮形村稱二宮、高泉社在北境村、貞觀七年俱自正六位上進從五位下、元慶四年加勳七等、城輪神從五位上。

大日本地名辭書云、されど秋田郡高泉郷にも名詞古四王明神ありて、即高泉神かと論ぜらる。

城輪神はいざ知らず、高泉神は和名抄に秋田郡高泉郷あり、即ち前にも云つた如く、今南秋田郡寺内村大字寺内字神屋敷に高清水と稱する泉ありて、村民汲んで飲料に供して居る。

然らば其の高泉郷に之に擬すべき神社があるかと云ふに、或は古四王社を以てするものもあれども、同社は古の四王堂舎にして高泉神ではない。

こゝに兩津八幡神社と云ふ一社がある。今は見る蔭もないみすばらしい社である。最近社殿の後方なる高處より素燒の祭器が出土した。昔は相應の大社と見えて、附近に部落神田があり、八幡田がある。

高清水の岡に在る古四王宮、古は菅野といふ廣野に、いと大なる堂舎にてありしと思はれたり。〔中略〕今神田水口などいふ處は皆菅野の原の内にて、水口の郷に八幡田といふ村あり。此の村の田地の字に大佛殿、佛名殿、常樂寺浴室、前笹、町柳、町政所、圓常坊などいへる名ども残りたるをもてぞ知られたる。雪能伊傳波運

或人曰く、八柳水口村の北方に四天王寺の故跡ありと。〔中略〕寺内村の近くに八幡田村と云ふ所あり、其の村の古き野帳に大佛田政所田と云ふ字所あり。大佛田とは昔此所に丈六佛の在りける供米田を云ふなり。政所田とは其の時國守の政所へ税しろ納めし田なりと知られたり。高清水法月

此の神田八幡田は八幡神社所屬の田地にして、四天王寺、四王堂舎のあつた所ではない。寧ろ四天王寺四王堂舎の鎮守の神に關係のあるものであらう。何故に兩津八幡と云ふか。

古四王社より二丁餘戌亥の方田村將軍の城を東にして高清水の城を西になし、其の中なれば兩津山といふ。土崎の港矢守彌兵衛といふ者今の往來道開いて、夫より兩津山を兩津坂といふなり。

此の説明によれば、兩津はもと山の名であつて坂の名ではなかつた。山にしては兩津の義は解し難いが、或は兩頭と書くべきのであるかも知れぬ。萩野博士は、「兩津とは川の二派に分岐せる所を云へば、秋田川はもと寺内山を中央にして左右に分岐したものだ」といはれたさうだ。果して然らば、兩津山は寺内の東端をこそいふべきに却つて西端に近き所を稱するは合點のゆかぬことである。因つて尙兩津の意義を吟味するに佐渡雜志には左の如く見えて居る。

夷町家數百五十間、屋十二人船掛の淵には無之候得共入船有之殊に漁獵を専とし、諸方へ便よく諸商取捌よろし。湖水の吐口の川長十五間許の橋なり、橋の南を湊町と云ひ、家數二百四十。此の兩町をこめて兩津と唱ふ。

兩津の正しい意義は右の如くである。又川の渡場を津と云つたことは萬葉集第十四卷武藏國の歌に、佐吉多萬能津爾乎流布禰乃可乎伊多美都奈波多由登毛許登奈多延會禰とあるので知らるるが、左右兩岸で兩津だとは云へない。秋田城と新屋とで兩津だとは尙更云へない。新屋は荒谷とも書き、當地方には比較的新しい部落を稱するやうである。由理郡道川村に上新谷あり、象潟町にも宇新屋がある。其の他、荒屋敷(新屋敷とも書く)といふのがざらにある。

兩津としては山から見ても川から見ても行きづまつて適當な解釋の施しやうがない。されば、文字を變更して見ねばならない必要に迫られたのである。幸なる哉、秋田沿革史に。

兩頭が坂、此所に往昔より兩頭八幡宮あり、是は御遷封のとき移ると。又兩津八幡とも書けり。

とある。中段意味晦澁ではあるが、兩津一に兩頭とも書かれてあつたといふことは確實である。兩頭は前にも述べた如く、田村將軍の城と高清水の城とで兩頭であると解すべきであらうか。黒甜瑣語には龍頭阪とある。私は尙ほ落ち着かぬ心地して、満足の意味を表することが出来ない。思ひ切つて兩頭は兩所の譌と見たい。山形縣では吹浦國幣社を吹浦兩頭權現といひ、これに參拜するのを古來庄内地方は勿論最上地方にても兩頭參と云つて居つた。然るに正平十三年の古文書に出羽一宮兩所大菩薩、又承久二年の古文書に兩所宮とあるとのことである。近くは慶長十六年の水帳にも兩所神領とある。兩所は古風に讀めばリヤウヅである。リヤウヅよりリヤウヅ(若くはリヤウヅ)には訛り易い。現昔のリョウヅ若くはリョウヅと訛つた場合に兩頭と書かるゝことは自然である。兩頭と書かるればリョウヅリョウトウ兩様の讀み方が行はれ、終にリョウトウとのみ呼ばるゝに至るのも當然過ぐる程當然の経過である。さて兩所八幡とすれば、祭神は國司が祭つた月山大物忌の兩所を、城司もまた祭つたものと見ることが出来る。京都聖門に於ける秋田祭即ち古四王寺祭に勸請された兩所と云ふのがある。

兩津八幡神社は天應元年辛酉(西紀元一四四一)に、陸奥守紀古佐美出羽按察使藤原小黒麿の創建で、延暦十二年癸酉(西紀元一〇三三)に安部里繩が再興したものだといはれて居る。私は之を妄信するものではないが、とにかくに神田や八幡田を背景にしてゐる此の神社は相應の來歴を有するものであることは想像される。但し八幡の京都に勸請されたのが貞觀年中で關東には頼義が鎌倉に分靈したのが最初である。故に東北地方に勸請分靈したのは又其の後であらねばならぬ。されば此の八幡も鎌倉開府以前より奉祀されてあつたものとすれば、祭神は他の神靈であつたに違ひない。故に私は、兩頭八幡は秋田城隆盛時代の鎮守としての大物忌月山の兩所と、武家全盛時代の八幡との合祀と見るのが穩かであらうと思ふ。要するに高清水岡

に勸請した大物忌月山の兩所が、高泉神であると云ふのである。兩所勸請以前に溯れば高泉神は自然神であつたらうと思はる。即清泉其の物であつたらうと思はる。

第二編 規模

第一章 上古の城柵

本邦古代の城柵類には、キソコ・ヌミと云ふのがあつた。キは、聯木爲柵落と云ふことが唐書に見えて居る。壘をホリキと云ひ水を湛へたのをミヅキと云うた。又稻を積んで城となしたのをイナキと云うた。狹穂彦も物部守屋もこれに楯籠つた。仁徳紀より天智紀に至るまで、史上によくソコと云ふのが現れてゐる。漢字塞、壘壁を訓じてある。和名抄に曾古險要之處、所以隔内外也とある。又神武紀に賊虜所據皆要害之地、故道路絕塞、無處可通とあつて、要害をヌミともヌマとも訓じてある。鎌倉時代より室町時代を通じて、天然の地形其の物を城郭と呼ぶの風があつた。是は太古からの慣例であつたのだ。

第二章 中古法制上の城柵

然るに中古に至つて、市街を防禦し人民を保護すると云ふやうな城壁が出来た。自然の要求か、或は支那の模倣か。大寶令に城隍、城壁と云ふものが見えて居る。

凡縁東邊北邊西邊諸郡人居皆於城壁内安置。其營田之所唯置莊倉。至農時堪營作者出就莊田。謂強者留在保内也。收斂訖勸還。謂要勸而還。於城壁也。其城壁崩頽者、役當處居戶隨閉修理。謂堡者高土以爲壁、障防賊居戶修理。上條城隍崩頽者、是守固之城。故役兵士修理。彼此不同仍立兩條也。城、凡城隍崩頽者、役兵士修理。謂隍者城下坑也、役兵士者、役上番之兵士也。若兵士少者、聽役隨近人夫、遂閉日月修理。謂止爲人夫立文不

爲兵士其崩頽過多、交關守固者、隨即修理。役訖、俱錄申太政官。謂兵士並錄申也、崩頽所役人夫皆不得也。謂此止據人夫。其兵士過多、謂不制人出入。所役人夫皆不得隨上番日多少役也。

第三章 事實上の城柵

一、多賀城 奈良朝の城柵は多賀城があるけれども、當時の文獻はないから、遺蹟によつて其の大略を窺ふことにしよう。

東 西 五 十 間
南 北 五 十 六 間

の方形なる平地である。

四 圍 土 壘 現 存
中 央 芝生あり、村民御座の間の跡と云ふ。自然石にして石面直徑二尺乃至四五尺の礎石あり、十數個點々列を成して現存す。其の區域十五間に八間もあらう。

總 外 郭 方六七町もあらう、四圍の土壘斷續す。

正 門 東北にあり、壯實に向ふ。

地 勢 高くして南方は宮城野より相馬領の山々まで見え、左に大海を望む。

二、膽澤城 降つて平安朝に至れば、膽澤城がある。これも文獻は全く缺けて居るのだから、遺址だけ止める。廣さは、

東 五町三十八間
西 六町

秋田城跡に就いて

南 五町五十二間
北 五町五十七間

で殆ど方形で、四圍には今も堀跡を認め、苗代田となつて居る。

第四章 中古城柵址の地勢

中古に於て城柵の設置された地勢が如何なる所であつたか、二三の例を擧げて其の概観を窺ひ、秋田城址探究の資に供しよう。

奈良朝時代に出羽國雄勝城と共に陸奥國桃生城とを造つたのに、春月より秋季に至るまで、役する所の人員は郡司、軍級、鎮兵、馬子合せて八千一百八十人であつた。其の規模に就いては桃生柵は、

跨大河、峻嶺、奪賊肝膽

とあるので、其の大要を想像することが出来る。雄勝城の方は何等の記載もないが、恐らくは相髣髴たるものであらう。是は甚だ簡單なれども、雄勝城址を探る上には重要な文字であらうと思ふ。秋田城の如きも、之に準じて其の遺址を探り、廣袤を定むべきであらう。

降つては陸奥の俘囚安倍氏の據つた諸柵の状態も、參考に供すべき價值が十分に有る。

厨川柵 柵西北大澤、二面阻河、河岸三丈有餘、壁立無途、其内築柵自固、柵上構樓、銳卒居之、河與柵間亦

掘隍、隍底倒立刀、地上蒔鐵云々。

小松柵 柵東南帶深流之碧潭、西北負壁立之青巖云々。

是に由つて觀れば、第一線が沼澤河川であり、第二線が壑濠であり、第三線が絶壁上の柵であつた。斯くの如き地形こそ、城址としての資格を備ふべきものと謂つてよい。

第五章 秋田城の規模

秋田城の規模が如何に大なりしかを考察すべき材料を元慶の戦記中より探り出せば、

第一 六月七日京都著の報告に、

權介藤原統行、權操小野春泉、文屋有房等進至秋田舊城、著甲積糧、陸奥押領大掾藤原梶長等、所將校兵、與本國兵卒、合五千餘人、聚在城中云々。

とあつて、收容兵員の多大なりしを知る。又此の時、賊不意に出で、四方より攻め圍んだので、官軍は大敗し、非常な損害を被つた。其の員數は、

甲冑 三百領
米糲 七百碩
衾 一千條
馬 一千五百疋

馬の被害一千五百疋は被害の數である。其の他尙あるべし、城内收容の多大なる驚くべきではないか。

第二 六月十六日著の報告には、陸奥軍士二千、人押領藤原梶長等、竊求山道皆遁亡とあれど、其の後上野下野の兵一千、人陸奥權介從五位下坂上大宿禰好蔭兵二千、人鎮守將軍從五位下小野朝臣春風軍四百七十人を率ゐて秋田營に赴いた。

第三 三年正月七日著の報告には、

渡島夷首百三人、率種類三千人、詣秋田城、與俘囚不連賊者百餘人、同共歸墓聖化云々。

第四 元慶五年四月廿五日の條下に、元慶二年夷虜に燒盜された損害が列擧してある。

秋田城址に就いて

兵 根

穀 穎 三十二萬五百一東六把八分六毫
七十五十斛

兵 器

革短甲	三百三十七領
冑	五百三十三枚
鐵鉢	一百五十七枚
革鉢	五十枚
本鉢	三百二十六枚
箭	八千三百八十隻
大角	六枚
小角	八枚
鼓	六十面
大弓	五十五柄
鐵鈎	七十二張
弩	五十五柄
手銃	二十九具
鉄	一百具
	一十三柄

鉞	八柄
楯	五十二枚
鎗	一百八十一竿
鎌	七十三竿
鎗	一百八竿
屋舎	
官舎	一百六十二宇
城櫓	二十八宇
城櫓	二十七基
櫓	六十一基

官舎以下燒失の建築物を見ても其の規模の如何に大なりしかを察するに足る。

第五 參議保則卿傳に平定後の事を記して曰く、

自津輕至渡島雜種夷人前代未會歸附者皆盡内屬於是復立秋田城凡厥壘柵樓榭皆倍舊制云々。

秋田城の全盛時代黄金時代と謂つべきである。其の普請及造作に就いて簡單な説明を加へて置く。柵 説文に編樹木也廣瀬に堅木以立柵とある。我々は拂田柵址に於て實物教授に與かつたのであるが方一尺高一丈有餘の材がひし／＼と隙間なく打立てられてあつたのだ。國語にマセガキ又はヤラヒと云ふものである。

樓 説文に重屋也とある。城上に建てた高殿で敵を伺ひ遠望の用に供するものである。國語のモノミである。

棚 唐書に大治戰棚雲橋とあつて長木を城の女牆の上に架したるもので所謂カケハシ(棧)である。我が城棚櫓棚櫓は内城外郭に沿うて高く長く狭く構へて矢を射下す棧であつたらうと思はる。故に宇といはずして基と云うたのである。

櫓 玉篇に城上守禦の望樓とあるから屋宇なき高樓で國語にモノミヤグラと云ふ。

城 隙を堀り其の土を積みて防禦となしたもので内曰城外曰郭とある。

壘 敵に備へる爲に土を築ねて作つた小城で國語にトリデと云ふ。

塙 説文に度也凡民之所度居也とある。禮記に度地居民とあつて度地は土地をハカルことである。けれども續紀に城塙と用ひてあるから城郭の義と見て差支ないと思ふ。國語ではトガマヘソトグルワなど云ふ。

塹 城を遶る水で國語ホリである。壘塹と云へばトリデと其の下の濠である。

墮 城下の坑で水の無きもの國語カラボリ。

さて當時出羽國に配置された例兵は一千六百五十七人外に加兵六千人で之を一府二城に内譯比較すれば當城は如何に要鎮であつたかは今更辯を俟たない次第である。

大	秋	雄	出	計
穀	田	勝	羽	
穀	城	城	團	
小				
帳				
主				
校				
師				
旅				
	一六	八	一六	四〇
	七	六	七	二〇
			三	三
			三	三
			一	一

火	二四	一六	二〇	六〇
列	三〇三	二二〇	三五七	八八〇
鎮	四五〇	二〇〇		六五〇
計	八〇〇	四五〇	四〇七	一、六五七
加	三五〇	二五〇	四〇〇	一、〇〇〇
兵				
士				

第三編 遺蹟の踏査

第一章 寺内丘陵の概観

一、地勢 寺内丘陵は殆ど地質學者の所謂洪積層であつて其の大部分は海風に吹き上げられた白沙の爲に蔽はれて居る。丘あり谷あり起伏して波浪狀をなし寒泉隨處に湧出して居る。これ高清水岡の名の由つて來る所以である。

二、廣袤 寺内丘陵は東秋田市方面への登降路を油田坂と云ひ西土崎港町方面への登降路を兩津坂と云ふ。東西十丁餘に涉つて居る。又南は御物川其の麓を洗ひ北は平かにして而も廣き水田に面し其の間亦十餘丁に及んでゐる。

三、排水口 此の丘陵の雨露は多くは滲透水となつて四方に排出すれども東に古四王の御手洗西には舟ヶ澤北には湫池野南には舟上場の排水口があり其の他小さい澤入が處々にある。

四、小字(數字は標高)

○縣道より南の方。東より西への順序。

神屋敷 勅館館(四一、四米) 長者平(四五、六米)がある。

秋田城址に就いて

大 小路 香爐木橋
燒 山 (北五一、三米
南五〇、六米)

後 城

○縣道より北の方、東より西への順序。

堂 澤

兒 櫻 古四王神社裏山(四一、三米) 光明寺屋敷等がある。

鷓 木 瀝池

大 畑 兩津八幡後(五二、四米) 高清水公園(五二、二米) 幣切山(四六、四米)

○北側の一帯

高 野

狼澤今鳥沼と云ふ水面(三三、七米) 築館(四一、七米) 矢留城?等がある。

五、参考地名

イ、アキタド 燒山の下にあり、寺内舊蹟繪圖には秋田堂と書いてある。今堂はない。何堂であつたか知れる者がない。舊藩時代に佐竹家の氏神小八幡の御旅所であつたことだけは明かである。

ロ、ツチザキ 秋田城を企治城と謂つたこともある。キチが訛つてチチ、チツツ、チツツとなつた場合に土の字を充當したものと見ることも可能である。地方では今日をチヨ、去年をチヨネンと云ふ例がある。

私は明治の末年に企治を企治の譌とし、キカフと讀んで龜甲山と結び付け、尙旭川的一名仁別川をアイヌ語ニベツ即ち木川として、これにも聯絡をつけて得々として居た時代もあつたが、龜甲山はやはり龜甲山であることが判明したので、今は此の説は何の未練もなく放棄して了つた。

長井金風氏は私の此の説に基いて企治を企波の譌とし、企波城はキバキでチバキ、ツバキとなつた。即ち河邊郡の椿臺が企治城であるとの説を提出されたことがある。これは縣史編纂時代のことであつた。武藤一郎君は企治城はキチキで築館がそれであるとの説を抱かれて居る。けれども築館は槻館とも書かれてやはりツキ館である。ツキ館と云ふは奥羽地方によくある稱呼で、築館月館月立槻立等の字面を以て表されて居る。殊に面白いのは奥州色麻の邊より磐井に至る通路に、此處のやうに荒屋高清水築館などがあることである。

ハ、兩津八幡神社 此の八幡宮は今零落して、格は古四王の攝社となつてゐるけれども、附近に神田あり、八幡田あり、附屬の寺坊もあり、一時隆盛を極めて地方民崇敬の的であつたと思はるゝ。傳には天應中紀古佐美の草創とある。とにかく由緒のある神社に違ひない。兩津に就いて萩野博士が、寺内丘陵の東頭に於て秋田河が二派に分れて、南麓と東麓を遶つて流れたので、兩津と云つたのだ。兩津の例は他にもあるといはれたさうである。よつて思ふに佐渡に兩津があるが、これは夷港の中央を潮水の吐口の川が貫通して、其の左右に湊町(南夷町北)があるので、兩津と云つたのであることは、佐渡雜志に見えて居る。

この兩津は沿革史に兩頭坂とあり、寺内舊蹟記に、田村將軍の城を東にして高清水の城を西にし、其の中の山なれば兩津山といふとあるが、この説明では兩津の津の文字が一向利かない。兩頭の方が少しは理に叶ふやうである。とにかく兩津はもと兩頭であつたやうに思はれる。兩頭は吹浦の兩頭に比較して見たい。此の兩頭はもと兩所である、即ちリヤウヅからリヤウヅに訛つたのである。して見れば、寺内の兩津八幡ももと兩所八幡ではなかつたか。佐竹家遷封前には古四王の攝社末社の中に兩所と八幡とある。要するに國術崇敬の大物忌月山の兩所を城司もこゝに勸請したもので、後に八幡が合祀されたのであらう。古四王神社及び村民の物忌の熱烈なること、吹浦の大物忌神社に比較すべきである。

ニ、大畑^{オホノヘ} 大畑高畑を以て呼ばるゝ所は比較的史蹟に富んで豪族の居宅と關係があるらしい。多賀城址にも大畑の下名があり出羽の國分寺若しくは國府の遺址と認めらるゝ所にも大畑の字がある。今土壘のある所は此の大畑である。

ホ、鶴ノ木 此の名稱のある所には古館古城のあつたことを傳へて居る。木は城であるまいか。又ウは大の義に解したい。ウがオホの義に用ひられてゐるのは昔にあつてはオホカリ(大雁)をウカリ、オホハ(祖母)をウバ、今薩摩ではオホヤマ(大山)をウヤマと呼んで居る。九州の古城に大野城があるが、これもとはウノキとよんだものでは無かつたらうか。

鶴ノ木からは無論古瓦も古土器も出土する。

ヘ、後城^{ウシロジロ} 寺内丘陵の西麓にある。ウシロジロか又はウシロジャウの訛である。土器の散布を見る。ト、城町^{ジヤウチヨウ} 今秋田市の内にある。これは佐竹家遷封後寺内より移つたので、その事は眞澄の花の眞寒水にも見えて居る。

チ、館山 徳川時代末期に於ける久保田藩の文字あるものは勅使館といつて居る。私は夙くから館の地形と勅使の名稱とによつて蝦夷のチャシに擬して居た。けれどもよく考へて見れば、壘濠の規模甚だ廣大にして掘鑿の器具に富まなかつた蝦夷の作業とはどうしても思はれない。これは元弘の頃に朝敵の殘黨共が小鹿嶋秋田城^{アキタ}に楯^{タテ}を築いて餘勢を張つたことが古文書に見えて居るか。この館山は其の時蝦夷のチャシに修築を加へたものと見るのが妥當ではあるまいか。柴田常恵氏は勅使館は銚子館で、城介安達氏の居城だらうと考へられた。城介下向は私には考へられない。

山頂偃月形をなした所は東西七十七間、南北十六間で、前面山腹を削つて二段の平地を設け城壁の代用となしてゐる。其の段別僅に八畝四歩に過ぎない。從來好古癖のあつた者は、此の狹隘な山城を以て秋田

城に擬して居たのである。三代實錄元慶の夷俘叛亂の記事を熟讀したものは、馬鹿々々しくて堪らなかつた。これが山方香峯や長井金風や次いで私共まで此の説に對して叛旗を翻して他の廣汎な地域に向つて然るべき箇所を物色したのである。美に懲りて膺を吹いたやうな嫌はあるが従來の傳説を鶴呑にして居るよりは嘉すべき研究的態度ではなかつたか。

私は最後の決定をなすべき材料が無かつたのに惱んで、四天王寺四王堂舎の研究によつてこれを攫まうと思つて、古四王神社の研究に著手した。大正十四年十二月、魁新報紙上に發表した古四王神社の源流を尋ねてといふ論文が其の結果である。今集つてゐる材料によれば其の論旨は益確實になつた。

リ、燒山 古人の中には、元慶二年四月廿八日出羽國守奏言中に見ゆる燒山に擬して居る人があるやうだ。吉田博士はタケ山とよんで浦町の高岡山に擬し、今村恒博士は火山と見て寒風山に擬してゐる。そはとにかく、たとひ寺内の燒山に焚燒の形跡があつても、之を彼の比至燒山、有賊一千餘人逸出官軍之後、殺略五百餘人、脫歸者五十人、城下村邑廬者爲賊燒損者多に擬せんとするは賛成すべきでない。

ヌ、築館 楓館又は月館とも書く。月城などと同じやうに偃月形からの名であらう。寺内丘陵の東北端にして、賊地に面し、防禦上重要な地點である。後には狼澤を控へ右には澤池と稱する陸がある。菅江眞澄翁も、此の楓館はいと古き處にて、古秋田の營と聞えたるは是なり。秋田城高清水の岡と云ふ、皆其のあたりなり云々と云つて居る。

ル、矢留城 寺内舊蹟考に、「幣切山より卯辰の方、古四王の宮より丑の方、田村磨の城跡あり、是を矢留の城といふ。此の邊に矢の根石出づるなり」とある。又兩津坂の條下に、古四王社より二丁餘、戊亥の方、田村將軍の城を東にして高清水の城を西になし、其の中の山なれば兩津山といふ。此の高清水の城と云ふのは、燒山の方ではあるまいか。勅使館として方角が違ふやうである。佐竹侯の居城を矢留城と云ふの

は此の名を冒したものであらうか。

ヲ、狼澤 古四王社より五丁餘子の方兩津坂より四丁許卯の方に狼ヶ澤と云ふ沼あり、百ヶ年以前までは田地なりしを自然と沼になる。此沼深くなるに伴ひ鳥が沼段々涸れたる故、今狼ヶ澤を鳥が池と云ふ。

秋田方言では狼をオイヌ(オホイヌ)と言つてゐる。さればオホカミに狼を當てるのは宜しくない。然らば如何なる文字が適當かと云へば、私は大神と致したい。而して此の大神は貞觀六年紀の高泉神に擬したい。吾妻鏡に、由理中八郎維平が大河次郎兼任と毛々左田大社の間で戦つたとあるが、其の毛々左田は小鹿島文書に百三段ともある地なれば、今の新屋に擬すべく、旁々大社は大神に擬すべきではあるまいか。即ち高泉神ではあるまいか。

今鳥沼と稱ふる故に、池畔に鳥沼神社と云ふ叢祠がある。此の叢祠こそは千餘年の歴史を有する天然神であらうと思ふ。此の靈水を竹筒今はガラス瓶に酌んで持ち歸る参拜人もある。

ワ、鳥が池 古四王社より三丁餘成亥の方兩津坂の下往還の北の方にあり。昔此の池の邊に行きて歸る人無かりしを以て歸らず池と云ふ訛りてカラスが池と云ふ。今極めて小さき池なれども、斯かる傳説あるによつて、往時は鬱蒼たる松林の中に、可也長い池があつたらうことは、其の邊の地勢によつて思ひ當る。(追考)これは秋田城の壕であつたらう。後城も城町も此の壕の南畔に當る。

第二章 普請及造作

徳川時代の軍學者は築城事業を普請と造作とに分ち、普請は壘壁、塹濠、其の他繩張に關するものを云ひ、造作は門、塹、樓櫓等普請の上に建てたもの一切を云ひ、而も普請を木とし、造作を末としてゐる。地の利を

重大視するは古今一貫のならひにして、秋田城の如きも、地勢上より觀たる禦敵居民の城として實に申分のないものである。剩さへ藤原保則が復興の際には壘壁、樓塹皆倍舊制とあれば、土壘や塹濠の多かつたことが思ひやらるゝ。

土壘 壘は塞壁等と共に和名會古と稱されて、險要之處所以隔内外也とあるが如く、土壘を繞らして一廓をなした處である。此のやうな土壘を繞らした處が丘陵中宇大畑といふ所にある。此の土壘の中には古瓦の破片が包含されてゐる。(古瓦の事は出土品の條下に詳しく述べて置く)土壘の發見は去る大正十三年九月、内務省史蹟名勝天然記念物調査會囑託柴田常惠縣同調査會委員大山宏同武藤一郎縣屬幡江豊太同佐々木節藏等三日間に亘りて調査したものである。次いで、佐々木縣屬大山委員と共に倉林技師及び木村技手が寺内に出張して土壘の測量を行つた。又文部省囑託上田三平氏の注意により、昭和六年六月縣の命によつて、大山委員及木村昌山兩技手が出張して、丘陵全體の平面と高低の測量に従事した。圖版の秋田城址附近實測圖がそれである。昨年測量の際、城邊坂の邊で、沙中に盛土の一線を檢出した。尙丹念に調査したならば、他の方面にも發見されよう。

塹濠 これも隙即ち空堀もあれば水を湛へたものもあり、丘内にもあれば丘外にもある。今其の重なるものを擧ぐれば、自然の池沼なる狼澤を根本として、大畑、鶴木の方面、及築館の右側に土俗濠池とくわうちと稱するものがある。幣切山の鶴池、古四王社の御手洗はいふまでもなく、香爐木橋及神屋敷、大小路の溪流も自然に濠の用をなしてゐる。隙即ち空堀の最も著しきは、勅使館の右側及後方を掘鑿したものである。

丘外のは、焼山の西麓と、高清水公園の西麓、土崎街道の北側にある。此の路傍にあるものは眞の鳥沼で、今僅かな池なれども、長三十間許は其の面影を存してゐる。以前は鬱蒼たる森林の中にあつたもので、人至れば歸ることが出来なかつた故にカヘラズ池と云つたのを、後人訛つて鳥ヶ池と云ふやうになつたの

だと云ふ傳説を遺してゐる。一は沙丘との間なる低い水溜を利用したのかも知れない。とにかく此の方面より左方焼山の一部分は山の傾斜緩漫にして、城の防禦上塹壕の設備を要したことが思ひやらる。城としての造作が一も遺存しないのは甚だ遺憾に堪へない。高敞なる位置といひ、其の名稱歴史といひ、今の古四王神社は天長の四王堂舎に相違ないのであるが、同處に一箇の礎石もなく、祝部のやうな祭器も發見されない。或は其の御手洗を浚濬したならば何か證據物品が出るかも知らない。唯油殿坂の舊道を登り詰めた所に柱の梢を受くるやうに四角に彫つた礎石が一箇發見された。今幣切山の碑の臺座となつてゐる。利用されて了つた後に耳に入つたので、其の出土の状態などを調査することが出来なかつた。穴などはセメントで埋めてある。同様の柱礎が一つ再來院の手水鉢に利用されてある。心なき人に心なき取扱をされて折角の史蹟が日に月に湮滅して行くのは實に歎かはしい次第である。此地は至つて石材の乏しき所で當初より礎石など用ひなかつたのか或は既に掘取られて他に利用されたものか、或は又沙底深く埋没して居るものか。

第三章 出土品

一、瓦

イ、庶平瓦、靴瓦、仰瓦

甲、四面布目、凸面繩紋	古四王社藏	秋田圖書館藏	同
長	一尺一寸	一尺二寸二分	一尺一寸四分
幅上	八寸三分	九寸	八寸七分

幅の廣い一端は狭い他の一端より高さが少し高い。此の瓦には文字が無い。出土箇所は築館鶴木大畑、焼山等である。

乙、四面布目、凸面網目

長	古四王社藏	長谷川市兵衛藏
幅上	一尺一寸七分	一尺一寸四分
幅下	八寸	七寸九分
高上	二寸	八寸二分
高下	八分	二寸
厚	一貫百匁	九百十匁
重	一貫二百匁	一貫八十匁

此の瓦には秋田の三字がある。出土箇所は大畑で、他より出たと云ふことは未だ聞かない。以下同じ事。網目瓦で文字の無きものもある。延喜式に以埴十一斤造庶瓦一枚とあるが、一斤六十四匁とすれば餘りに少い。沙を混じらないだけの重量であらうか。

秋田城趾に就いて

丙、同上破片。「秋字二箇見ゆる。」

丁、同 「高字二箇見ゆる。」

戊、同 「秋田の二字あり。今現存するものよりは字畫細條にして優美であつたが出土の際に直に洗滌した爲に磨滅してしまつたと龜井宮司の直談。

己、破片四面布目凸面不四角の中に縦線四條横線五條を以て三十區に劃し其の四方に荷花を畫いてある。これは確に寺院用である。(秋田市大堰端細井養吉氏所藏)

ロ、字瓦

明治十二年九月十一日招魂社々司兼社守を拜命した鈴木康治氏の直談に、拜命後間もなく布目で色青く、繩紋瓦より大なる扉瓦と思しきもの一端に「秋田城」と刻してあつたものを見受けたと、ハ、丸瓦(筒瓦堤瓦海鼠瓦牡瓦俯瓦)

長 一尺二寸三分

幅上 三寸三分 下 六寸

高上 二寸五分 下 三寸五分

厚 八分

重 八百三十匁

延喜式に埴九斤とあるが、これも五百七十六匁にしかならない。沙を混じらない埴の重量だけか。

同上彫端巴瓦瓦當 石田直太郎氏、眞崎勇助氏藏。

蓮華紋 周縁稍廣く、又其の内側に狭き陽線の珠文帯ありて、其の中外に珠文十五箇宛を繞らしてある。

内區には十五瓣五子の蓮華紋を容れて居る。

花瓣は陰刻にして中に縦に稍幅廣き陽線あり。

五子は一子を中心に四子之を繞り、四子は陽刻の外線に根柢を据ゑ、内線にて中央より少し上の方を連結せられてある。

周縁幅四分

内側陽線幅二分

全體直徑六寸

内側陽線直徑四寸五分

内區直徑三寸八九分

子底線直徑一寸三四分

瓦は寺院のであらうとの説もあれど、出土箇所が北端より南端に亘つて廣汎なのを觀れば寺院のものみではあるまい。城内の他の建築物にも用ひたものと斷言してよい。

以上の瓦は秋田城に於て造つたものに違ひない。延喜式木工寮の條下に瓦製造の材料として埴四百斤に沙一斗五升を交ふるとある。寺内には埴もあり、無論之に混入すべき細沙もあるのだから、瓦窯も瀬戸窯もあつたに違ひない。然れども未だ確たる遺跡を發見しない。先年土壘發見の際に御物河畔に於て、それらしきものを見付けて撮影して置かうと談合つたことがあるが、残念にも其の直後崩潰して了つた。又大畑の北端に於て煉瓦製造の材料を掘り取つた跡に、無数の赤褐色の土師器があつたが、窯跡であつたか否かは甚しく掘り返されてあつたので知る由も無かつた。

二、土器

寺内村大字寺内の丘陵字大畑鶴木上野築館、燒山及び瓦製造場附近の沙丘等殆んど全面に涉つて土師器赤土器や陶器須惠器の破片が發見されて居る。又内部に渦形の紋様ある甕の破片の如きもある。又土師の骨甕も出土してゐる。色は赤褐色と灰綠色との二種がある。

秋田城址に就いて

拂田柵のにはいろ／＼の文字が黒書されて居るが、こゝには餘り見當らぬ。たゞ入字のあるのが一箇イシガテ(石交?)の土壘の邊から發見された。

三、骨瓶

瓶は赤褐色薄手素焼で内面は横に無數に並行した線がある。外面にも何か模様があるやうに見ゆるが鮮明でない。中には骨と炭と土とが這入つて摺鉢様のものに覆はれてあるものもあつた。出土箇所は一は瀬戸座の高手、一は西來院の裏。

四、甕

壺形土器であつて器の全面に斜行した細い繩目文が印せられてある。唐宋の古錢が澤山這入つてあつた。出土箇所は鶴の木で國道の北側地表下三尺有餘摺鉢やうのものに覆はれてあつた。

高一尺三寸 口徑六寸五分 底徑三寸七分

口に近く縮れた所周圍一尺八寸 口厚四分

胴の最も膨れた所周圍三尺二寸一分

五、古錢

明和の初年に河原御物川の邊で古錢を入れた甕を掘つた。何れも世に稀な古代の寶で、甕の中に九ツの内と云ふ文字があつた。又寛政十二年閏四月二十日に十貫餘の古錢を掘つた。いづれも五銖(秦一隋)半兩(秦一漢)が最も多かつた。又明和八年九月十九日にも高清水附近で甕に入れた古錢十六貫文餘を掘出した。是は何錢と云ふことが記してないが、佐竹侯に納つたのであるから餘り新しいものではなかつたに相違ない。

明治年間にも古錢入の甕が發見された。これは唐宋錢で、洪武永樂の如き元明時代のものは無かつた。

今古四王神社社務所に保存してある。出土箇所は鶴木地下三四尺許の處。

六、佛像

廣目天王 是は寺町歡喜寺の所藏である。或時御物川原より拾ひ上げたものと傳へ居る。同寺も寺内より移轉したものだといはれて居る。大悲寺妙覺寺光明寺歡喜寺と四ヶ寺相並んでゐるが光明寺までは湊三ヶ寺と云はれて居るから、或は歡喜寺も寺傳の如く寺内より移轉したのかも知らん。

廣目天は四天王の一であるから或は古四王寺の其の一軀ではなかつたらうか。不動尊 これも歡喜寺の所藏であるが、住持一日靈夢を蒙りて寺内の根笹山より掘り出でたのだと聞く。これは惜しいことに塗り替へてあつて面白くない。

以上の佛像は石田直太郎氏の鑑定によれば徳川時代のものさうだ。さればこゝに掲ぐるに及ばないのかも知らぬ。然れども四天王と古四王権現のつなぎを究むるには多少役立つであらう。

七、雲版

これは明治四十四年六月舊五月八日午後六時頃、寺内宇後城に於て村民伊藤與七郎(寺内唯一の考古家)氏發掘、今帝室博物館所藏。青銅製、堅一尺五寸横一尺三寸、重量九百三十匁、奈良朝初期のものであらうとの説があるといふことである。

因云雲版は禪刹で衆僧に粥飯時を報ずる爲に打鳴らす器として知られて居る。我が國では松島瑞巖寺の嘉曆元年後醍醐天皇元一九八六年に製したものが最も古いといはれて居る。

要するに寺内の出土品は御物川べりに於て發見するゝものが多い。瓦の材料も同様御物川べりにある。現在我々の日常目撃する所村老の懷舊談等によつても、寺内丘陵の浸蝕するゝこと夥しいものである。

る。されば現今のヒラ(斷崖)は王朝初期以前の形勢を示すものでないことを斷言するに足ると思ふ。

結 語 秋田城址考を書き終へて

秋田が始めて國史に現れたのは、人皇三十七代齊明天皇の御宇中大兄皇子攝政の時代、越後國守阿陪臣名闕が舟師一百八十艘を率ゐて、堂々と鰲田浦に乗り込み、蝦夷の髑面ををのゝかしたものは、亞米利加のペルリが相模の浦賀に煤煙を漂せた時ジャウキセンたつた四杯で、夜も眠られず、展轉反側した參河武士の驚きと好一對の漫畫たる價値は十分であらう。

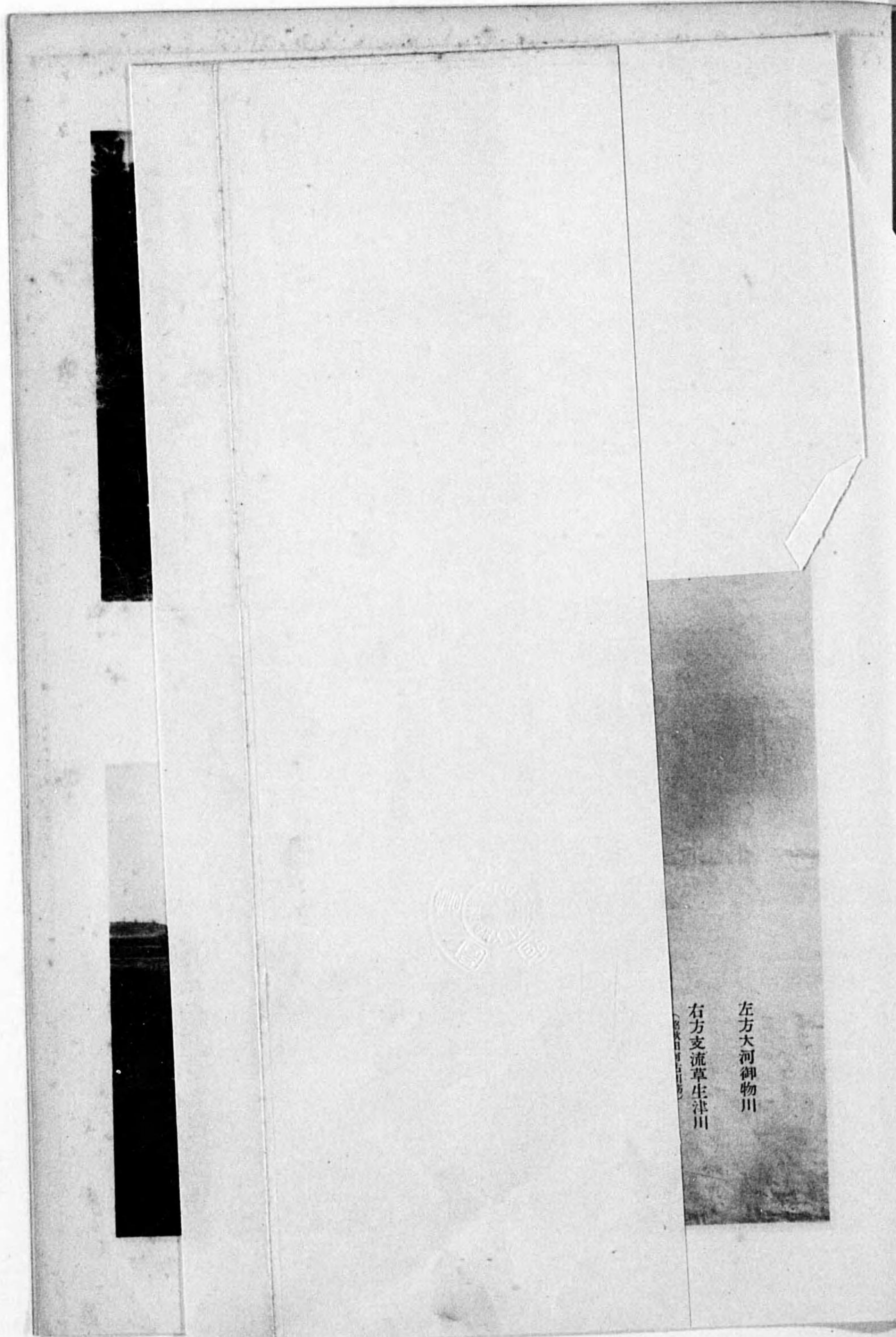
其の後四十五代聖武天皇五年十二月廿六日、時の將相の僉議によつて、出羽柵を進めて秋田村高清水岡に遷された。今年でちやうど一千二百年になる。城内に四天王寺及四王堂舎を連ねて蝦夷肅慎の毒心を和め、兼ねて文化の中心、社會事業の淵源として大に其の懐柔に勤しまれた。これ寺内の名の由つて來る所、其後四天王寺は足利の末期に至つて、其の法燈光を失ひ、四王堂舎は今尙靈驗いやちこにして國幣小社と崇められ給ふ。

天長の天災、元慶の人禍は秋田城一千二百年史中最もしるべきものにして、激震の遺蹟は傘礁（うしよかき）の斷層に見えて、屋舎倒壞、人畜死傷の慘を懷ばせ、醜夷の叛亂は保則春風等の畫策宜しきに適ひ、却つて禍を轉じて福となし、東北の邊陲、大廈楯比異族雲集の全盛時代、黄金時代を現するに至つた。

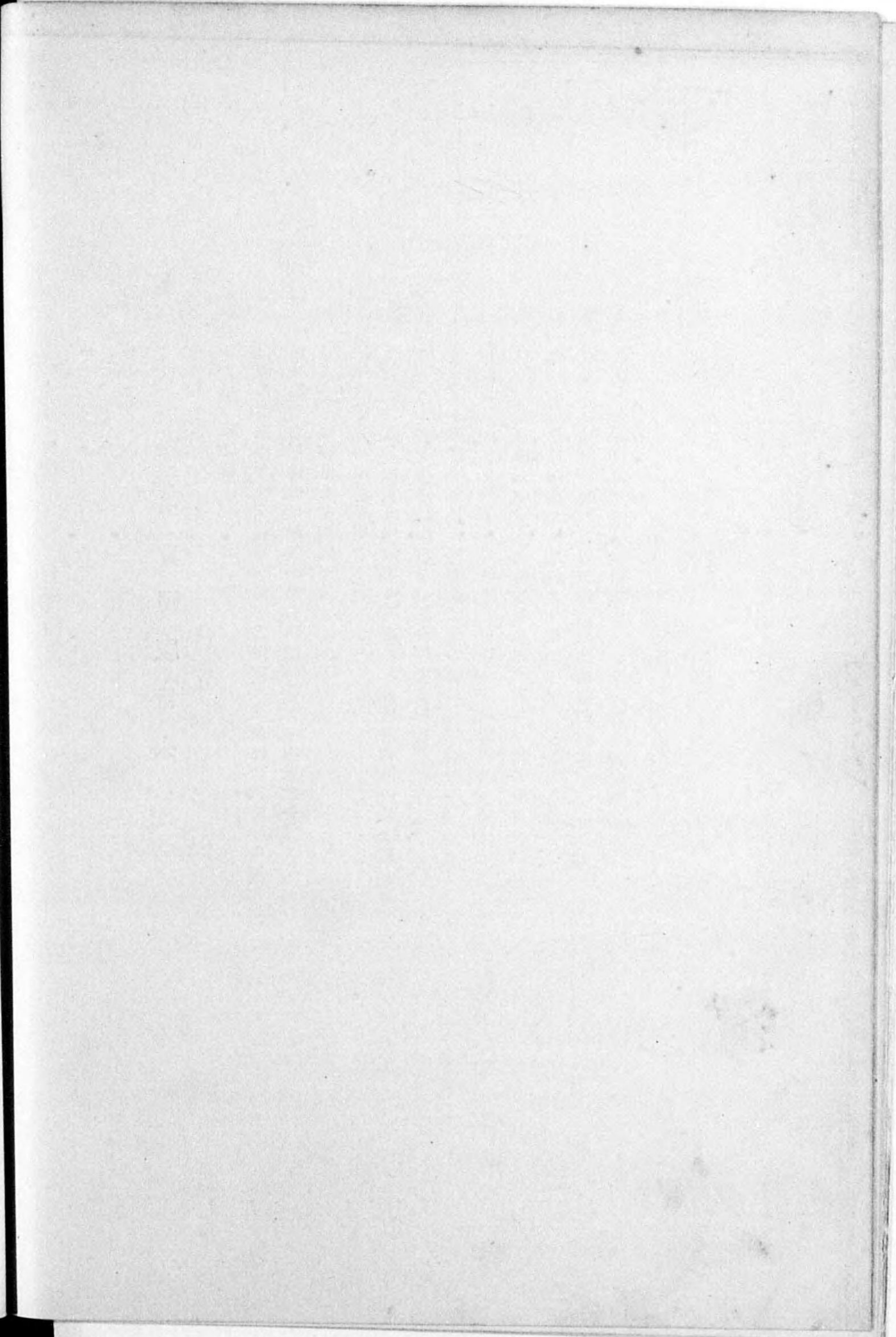
爾來物換り星移り、都鄙地を替へて、陶片瓦缺に昔を語り、人口五萬の秋田市二萬の土崎港距離僅に一里、其の間に介在して、麥秀漸々鬼哭、啾々の一寒村、其の名は寺内村。無常迅速と云ふにはあらねども、美人の白骨化よりも一段の哀を引き、行人をして坐るに衣の袖を絞らしむものがある。(昭和七年二月二十六日)(頁數の都合により割愛したものが多し。龜甲山四天王寺東門院の研究と共に後日發表の機會を俟つ)

秋田城圖版目次

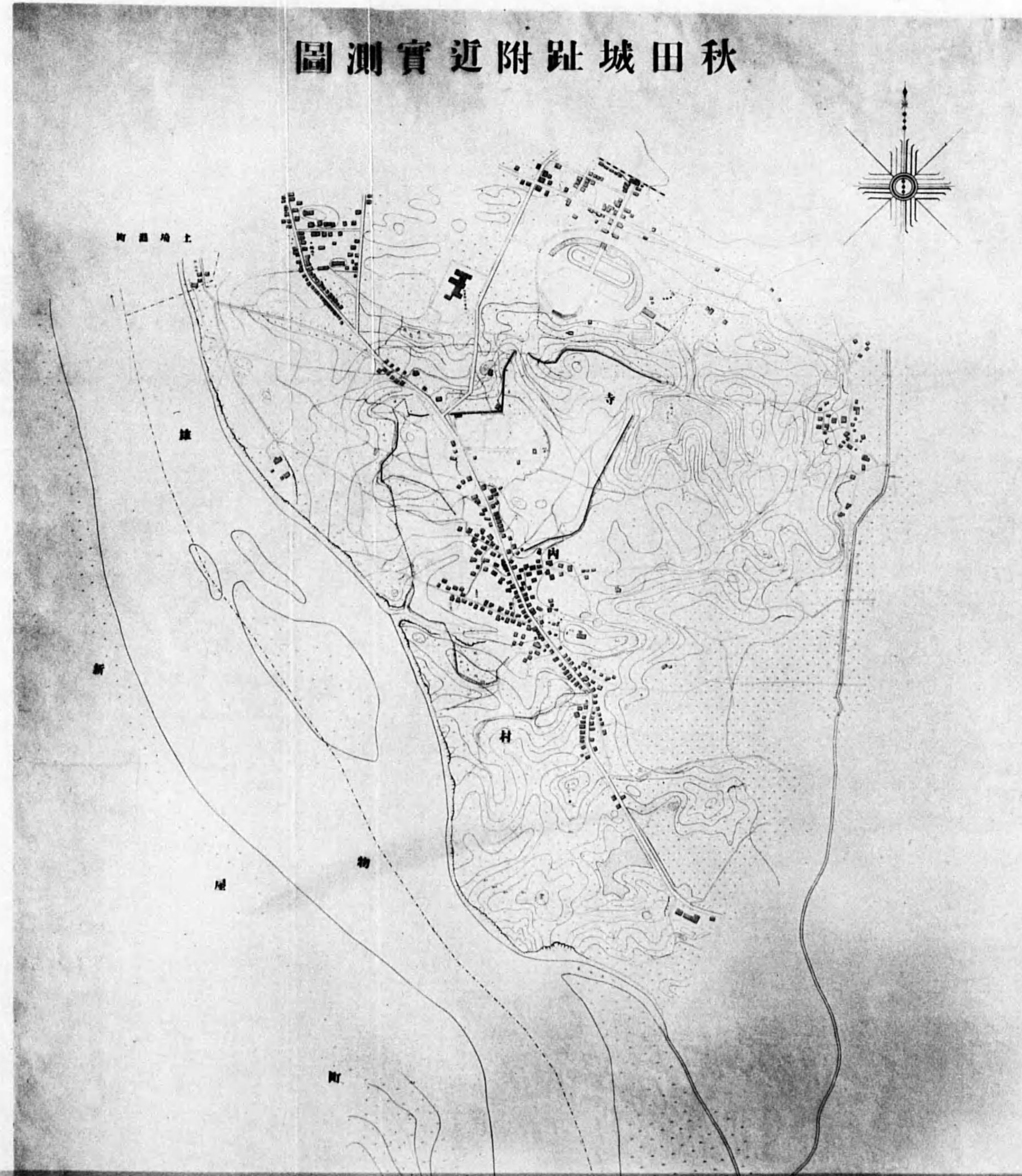
- 第一 秋田城址附近實測圖
支流は草生、津臭水川、略秋田河の古川筋、土壘内は秋田城中樞(大畑)
- 第二 壘外縣道右側神社は國幣小社古四王神社(古の四王堂舎)
幣切山土壘縱斷面
- 第三 壘外右下方將軍野勝軍野(?)
烏沼(實は狼澤)池頭より眺めた大畑南東部の壘と壘
- 第四 秋田城筒瓦彫端蓮華紋(石田直太郎氏所藏)
- 第五 秋田城厩瓦(古四王神社保管、金山良規氏所藏)
1. 文字なし 2. 高字 3. 秋字 4. 秋田の三字あり
- 第六 古四王寺瓦(?)及石器(秋田市大塚端 細井養吉氏所藏)
- 第七 烏沼祠前より眺めた大畑の全貌
- 第八 秋田城四天王寺古銅印(聖門積善院所藏)
- 第九 古四王大權現本地四天王木像(古四王神社寶物)

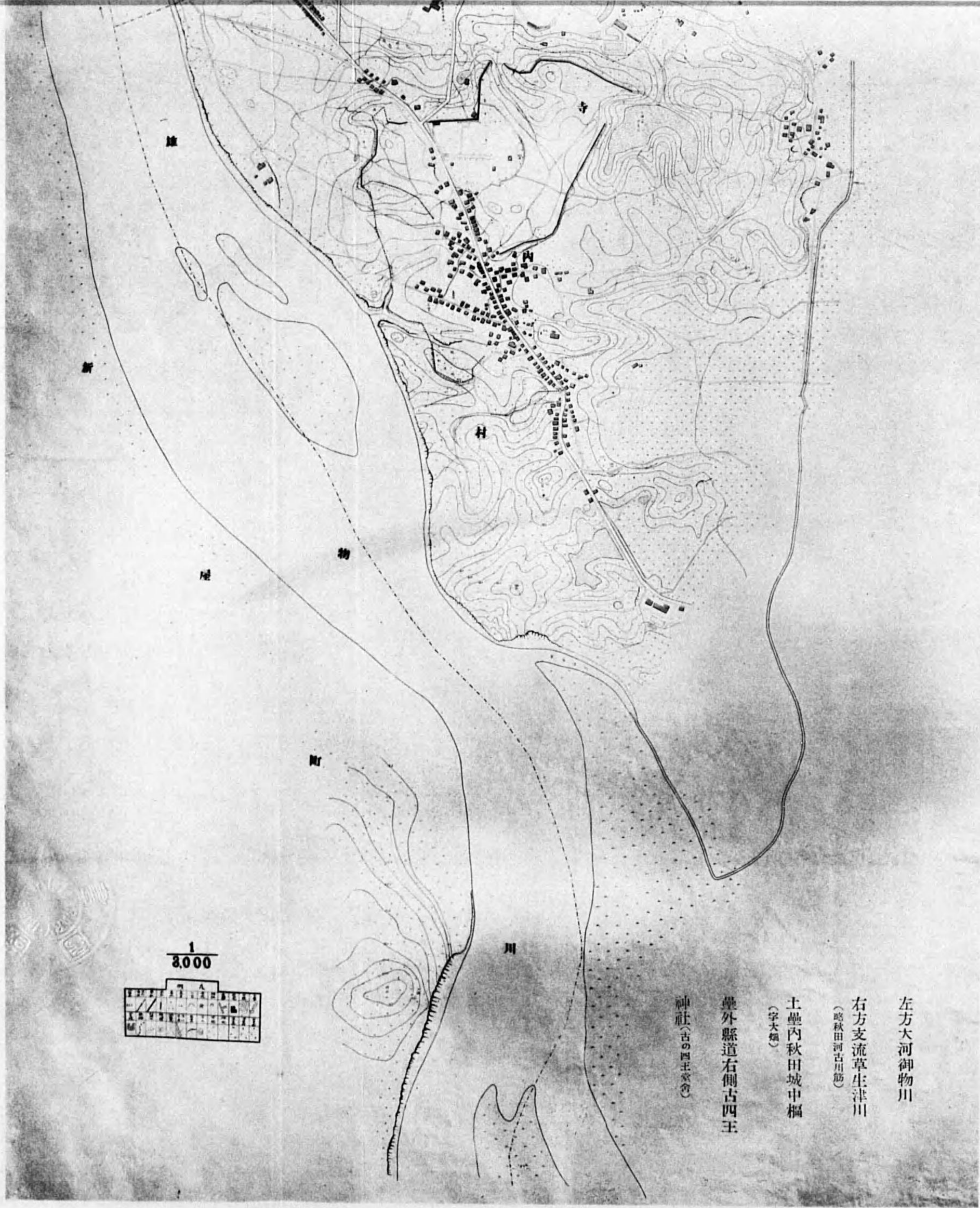


左方大河御物川
右方支流草生津川



秋田城跡附近實測圖



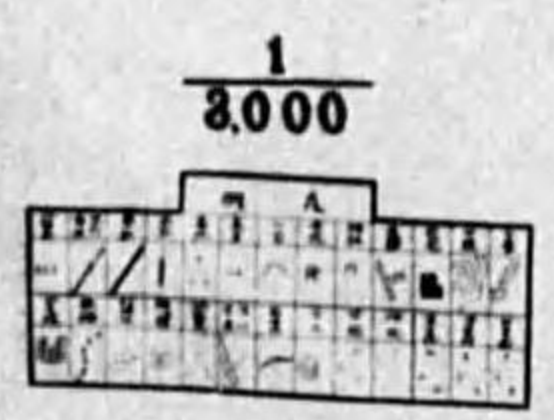


左方大河御物川

右方支流草生津川
(或秋田河古川筋)

土壘内秋田城中櫓
(字大櫓)

壘外縣道右側古四王
神社(古の四王堂舎)



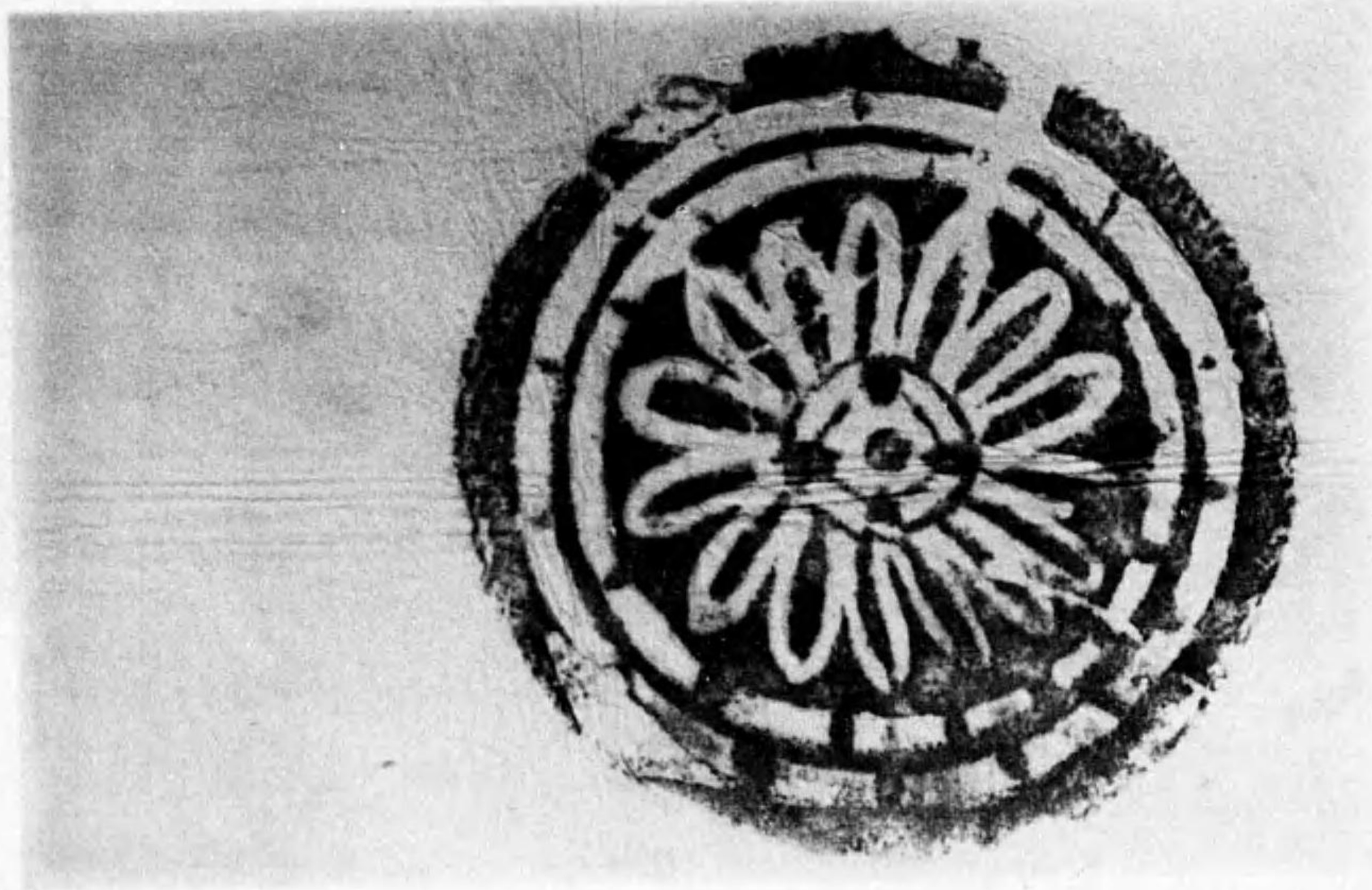


野軍將方下外壘右面斷縦壘土山切幣

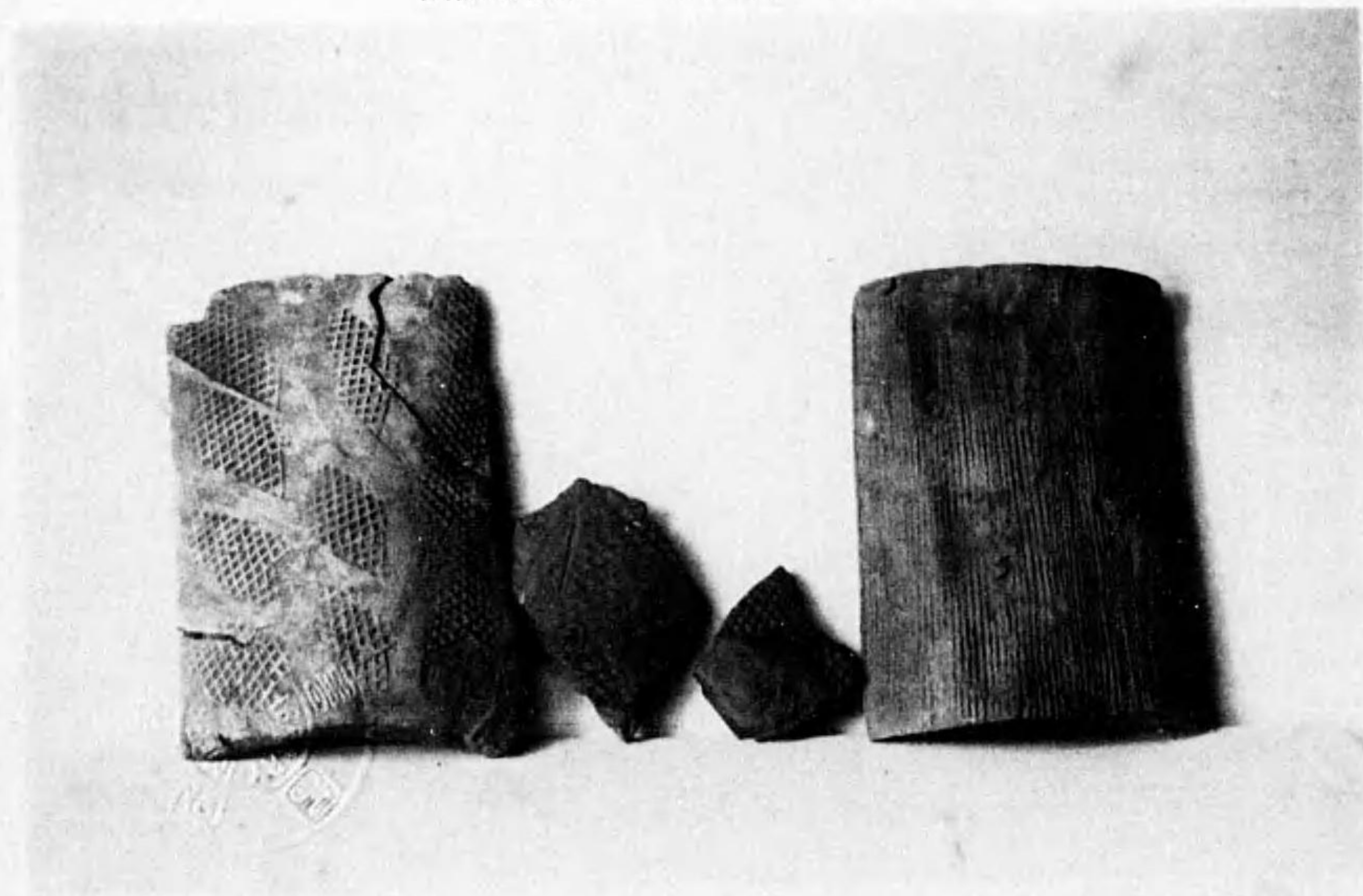


壘と壘の部東南ため眺りよ頭池沼島

藏所氏郎太直田石 紋華蓮端彫瓦筒城田秋



管保社神王四古 入字文枚三左瓦古城田秋





寺内及高野出土石器



古四王寺瓦?



鳥沼祠前眺りため大知の全貌



秋田城四天王寺古銅印
(聖門積善院所藏)



古四天王權現木像

金澤柵趾と縣社八幡神社

目次

第一章	序	説	一
第二章	後三年役	二
第一節	史料に就いて	三
第二節	清原氏	三
第三章	金澤柵址	三
第一節	現況及景觀	四
第二節	遺蹟及遺物	六
第三節	後三年役後の變遷	八
第四章	八幡神社	九
第五章	結語	九

金澤柵趾と縣社八幡神社

委員 深澤多市

第一章 序 説

後三年役戰蹟を以て有名なる金澤柵趾は、今の仙北郡としては南端に位したる金澤町の東部山脈の出鼻に當り、柵趾敢て高峻にあらざるも景勝に富み雄平、仙三郡の平原部を一望の中に收め得べき地點に在り、而して其の山河の嶮も亦設備と相諒つて極めて要害である。後三年の役清原武衡家衡の二人一族を率ゐて此の柵に楯籠りて源義家に抗争したことは、蓋し一面に於ては政治上民族上乃至感情上の衝突ではあるが、地の利を得たることは其の抗争の決心を固くした要因と見ることも敢て不當ではあるまい。(圖版第一乃至四参照)我が地方にある多くの重要史蹟は往々にして其の地點に就て異論がある。例へば雄勝城にしても由理柵にしても萬人の説必ずしも一致して居らぬ。ために古來學者の研究に非常に頭を悩ましてゐる。反之金澤柵趾の地點に關しては何人からも異議あることを聞かない。縣に於て此の柵趾の實測調査に著手したのは去る大正十四年であり、當時大體の調査を終へて、史蹟地に指定せられんことを内務大臣に申請したのは昭和二年である。而も未だ指定の指令を見ざるは、史蹟保存の意味に於て頗る遺憾とする所である。斯の如く國史上顯著の史蹟を此の儘に閑却放置し置くことは眞に憂慮に堪へない。殊に近年公園地等を造り、貴重の遺蹟遺構が動もすれば一時の景觀施設の便

宜上のために破壊せらるゝ等のことあり若し斯くの如きことあらば取返しのつかぬ損失である。今此の調査書を記録するに當りても努めて現状保存に心を留めて遺構遺物の有りのまゝを紹介するを目的としたのである。(圖版第三参照)

第二章 後三年役

第一節 史料に就て

後三年役は前九年役と並び稱されて當代に於ける國史上著名の戦役である。而して前九年役の経過は陸奥話記と稱する確實なる根本史料によりて説明され得るに拘らず後三年役は戦役當時を下る二百六十年後の記録たる「後三年合戦記」が殆ど唯一の史料となつてゐるのは若干の遺憾がある。併し此の「後三年合戦記」も單なる傳説的のものでなからうと思ふことは當時の博識を以て目さるゝ玄慧法師が叡山の學侶を集め衆議を経て書いたといふこと、加之其の原本は承安元年靜賢法印等が院宣を奉じて繪師明實をして畫かしめたるものなりといふことから十分信用することが出来ると思ふ。殊に此の玄慧法師は一代の史僧たる彼の「元亨釋書」を著して有名なる虎關師鍊の俗弟なりともいひ或は男鹿半島の北畠村に生長し日積寺に學業を學びたりとも謂はれてゐる所から我が地方の史事には其の見聞に依りて史實戰蹟に就ても相當の造詣ありしことは推想し得るのである。但し當時攻防戦に於ける武器武具に關しては尙研究を要するやうにも思はれる。又此の合戦記には寛治五年十一月十四日落城せりとあるも其の元年なるべきことは他の國史の明文によつて補訂せらるべきものなりと信ずる。其の他の史實に關しては史家の研究を経たるを以て今一切之を省略する。

第二節 清原氏

金澤柵は傳へて清原武則の居城といふも史に明徴なし。併しながら横手町郊外に在る大鳥山城城は武則の兄光頼の居城なるべしとの考察の下に沼ノ柵金澤ノ柵等は共に當時の清原氏の屬城なるべしと信じ得べきものである。

清原氏の系圖によれば系を天武天皇の皇別に承けてゐるが大日本史既に之を採らず又國史研究の諸家は擧つて清原氏の家系を以て出羽狄族の流となすに一致して居る。然れども清原氏の出羽に於ける大族たりしことは越後守城資永の母は清原武衡の女なりしとの吾妻鏡の記事などによりても容易に想像し得られる。

第三章 金澤柵址

第一節 現況及景觀

金澤町字根小屋國道厨川橋南橋詰より東方阪路六町十五間にして金澤柵本丸頂上に達する。本丸は現在に於ては何等の遺構遺物の存するを見ないが往時は土壘を以て圍繞せられたものに相違ない。二ノ丸と東西相對立し其の東北方は北ノ丸並に數多の副郭相聯りて層々段をなし直立の斷崖を以て厨川の谿流に臨んでゐる。其の中腹に當る東側には金洗清水と稱する清泉がある。

又本丸の西南方に當りて西ノ丸と稱する副郭がある。一に安本館とも稱する。中央部に大塹濠を以て南北兩區に畫せられてゐる。展望極めてよく平仙二郡の平野殆ど双眸に入るの觀がある。此の安本館の東南西の三面は急勾配の斜面をなして要害を形成してゐる。

又本丸の東方は山續きにして、遙かに天下森の峻峯を隔て、奥羽脊梁山脈の諸嶺を仰ぐことが出来る。而して此の間には、大小長短の塹濠が到る處に施設せられてゐる。

縣社八幡神社は二ノ丸にありて、阪路登り口に一ノ鳥居あり。これより本社に至るの間、兩側の老杉古松枝を交へて鬱蒼として繁茂してゐる。

古來金澤柵の一名を孔雀城と稱してゐるが、何時頃誰人の命名せしかは傳はらない。北ノ丸を頭部とし本丸、二ノ丸を以て兩翼となし、安本館を以て其の尾に擬したるものにして、好事の軍學者の命名せしものならんかと思はる。

第二節 遺蹟及遺物

本丸及二ノ丸。本丸は短徑四十間、長徑約六十間あり、礎石瓦片、一も出土したることがない。二ノ丸は短徑二十八間、長徑六十四間、今縣社八幡神社々殿及社務所並に鳥居あり。往昔の遺物と認むるものなし。本丸と二ノ丸とは空地を隔て、相對立する此の邊より燒米及び石器を出土する。案するに、我が地方にある先住民の要素なるものに、往々にして副郭を伴ふものを見る。金澤柵なども、或は先住民の要素に、和人の北進に従ひて加工したる、守固若くは人居を目的とせるものなるやも測り難い。又此の邊より祝部土器を出土する。時代の判定に就ては未だ確證を得て居らぬ。(圖版第五參照)

北ノ丸及西ノ丸。北ノ丸は二ノ丸より東北方の斷崖を隔て、略ぼ圓形をなせる平地にして、直徑二十八間三尺あり、何等の工作物と認むべきものがない。北ノ丸より下方並に左右とも、大小數箇の平地がある。蓋し、皆山地の傾斜面を削平したるものである。而して、從來何等の遺物の出土したるを聞かない。

西の丸は大塹濠を以て二區に分たれてゐることは既に説明したが、本丸に近き方を安本館と稱し、長徑

六十二間半、短徑十一間あり、又他の一方は俗に武者溜と稱してゐるが、長徑三十四間、短徑十二間あり、其の東方は無數の段階相聯絡してゐる。西ノ丸にも何等の遺物出土したることを聞かないが、方三間位の高さ一尺に満たざる臺地が遺存されてある。其の使用目的に就ては確證なし。

權五郎塚。本丸より西南に位置したる山麓にあり、今修して景正功名塚と稱す。塚土老杉あり、抱圍三十七尺を越ゆ。近時此の塚を中心として、金澤公園を經營せられて、附近の土地若干の削平を受けてゐる。昔時は此の塚と相駢んで今一箇の塚が南方にあつたことを傳へてゐる。此の塚は傳説して、後三年役に於ける敵屍を埋葬したるものなりといふ。(圖版第六參照)

陣館。一に前城とも稱す。國道を隔て、柵趾と相連る地形を以て按ずるに、蓋し金澤柵の附屬の防禦陣地なるべきか。

西沼。一に大沼ともいふ、柵趾より西方一里餘を隔つ。傳へて、義家飛雁行を亂すを見て敵の伏兵を察知せる處といふ。別に確證なし。

蛭沼。地域今平鹿郡朝倉村に屬す。面積十五町歩許りの農業水利用の溜池なり。稱して、後三年役金澤落城の時、清原武衡の隠れて發見せらるゝ處となす。確證なし。

金澤柵趾としては、其の面積廣袤、疆域等に關して據るべきの資料がない。本調査書には別記の如く、面積合計四十九町九畝拾歩を包有する地面を以て保存を要すべき區域とした。尙之に該地域内に於ける墓地、并に陣館及び西沼等と併算するときは、六十町三反五畝壹歩となるのである。

金澤柵が若し一種の要塞といふことばかりでなく、人居を包擁した令制の城堡の類、換言すれば近年發見した拂田柵趾の如きものなりとするときは、非常の面積となるべきことを想像しなければならぬ。

近時柵趾を北方に距ること十町許りの地點に於て、門柱に擬定すべき程の大材殘存の根部を水田中より

發見發掘した。此のことは尙研究中に屬するを以て本調査には除外せるも参考のため圖版を附載した。
(圖版第七參照)

第三節 後三年役後の變遷

金澤柵は古來柵名を以て呼ばれてゐる。〔後三年合戦記〕に於ては或は柵といひ、或は城といひ混用されてあるけれども、中に就き左の一節は相當注意を要するものである。

たけひらがいふやう金澤の柵といふ所ありそれはこれにはまさりたるどころなりといひて二人相具して沼柵をすてゝかなさはにうつりぬ。

是によりて考察すれば、後三年役當時にはまさしく柵とよばれ其の遺構なども殘存して居つたものとも思はれる。而して後三年役後に於ても、豪族の據つて以て武威を振ふの用に供したことも鮮くなく、今傳説或は記録を探つてみると次のやうなことがある。

(一) 楠木氏の一族楠木正家なる者金澤城に柵籠り、後仙北郡大澤郷村の宇石持の白坂館に移り、後裔は由利郡の内越氏となる。按ずるに、南北朝時代に當りて小野寺氏が官方であつたといふことは、稻庭小野寺氏の一つの誇りであつたに相違ない。このことは、奥羽永慶軍記に書かれてゐるが、未だ確證がない。又楠木正家のことは大日本史にも記載せられて、延元元年二月六日常陸國に於て佐竹義冬と兵を交へて之に克ち、又佐竹貞義とも交戦してゐる。一時兵勢大に振ひしが、後楠木正行とも高師直と四條駿に戦うて戦死してゐることが太平記に出てゐる。之を基礎として考察するとき、は年代と事實に相違あり、或は楠木氏の族なれども別人なるか。未だ明證がない。

(二) 戦國時代に於て南部氏津輕氏小野寺氏秋田氏との交戦ありて地方大に亂る。津輕氏の當主津

輕秀則平賀郡堀越に城を築く。南部守行婚を求む、秀則即ち守行の妹を娶る。其の後二女を、守行の三男にして當時金澤城主たる金澤右京亮家光に嫁せしむ。守行秀則を九戸郡下久慈に幽閉して歸らしめず、秀則憂憤して卒す。其の詳なることは津輕方面の記録にある。即ち南部氏の一族が金澤城主たりしことあるを知るべきである。

(三) 小野寺氏の盛時に當り、小野寺玄蕃頭景道の二男孫三郎道秀が金澤城主たりしことは、神戸小野寺正系圖に載せてある。又我が地方の所傳では此の道秀を小野寺惟道の子として居る。其の子に道長あり。何れにしても、小野寺氏の一族は戦國末に此の城址に據つたものと見るべきである。

(四) 同じく戦國時代に山本某なるものが金澤城主たりしことあるは、新庄本堂氏及志筑本堂氏系圖に出てゐる。即ち仙北郡本堂城主今千屋村本堂城廻に城址あり本堂茂親の祖父に當る本堂伊勢守頼親が、金澤城主山本氏と野口(今仙北郡豊川村に野口あり)に戦うて、四十四歳を以て討死したことが書かれてある。證據不十分であるが、強ち否定すべきことでもない。

以上各項の事柄は尙検討を要し研究を積まねば確證は得られないことではあるが、併し又此の事實を全然否定すべきものとも思はれない。彼の如き險要の城柵を戦國時代の土豪は決して看過する筈はないからである。佐竹氏の遷封後に於ても、戦國氣分の未だ胸中に鬱勃たる軍學家は、此の金澤城址を改築して佐竹氏の本城としたいと建築した者がある。梶原美濃守即ち是である。地勢の雄勁山河の險要は兵學家の看過することの出来ない證據である。

問題となるべきことは、以上列擧した楠木氏南部氏小野寺氏山本氏等が此の柵址を本陣としたとして、而して幾許の改築増築或は工作物の移動を行つたかといふことである。卑見によれば、是等の土豪は假りに此の險要に據つたとしても柵上に占居した年代は必ずしも長期に亘つたものと見ることは出来な

いし、又大修築をなしたとも想像することが出来ない。又大土功をなすに於ては時間にも財力に於ても餘裕のありしものとも思はれないのである。故に現在の遺墟の大部分は、清原氏又は其の以前に修築したものであらうとの觀察を妥當なりと信ずる。殊に柵上無數に施設せられある掘切りと稱する塹濠や、又層々の壇地の如き、決して近代式のものでないと考へられる。果して然らば本邦に於ける城郭研究上に有力なる資料を提供するもので、此の一事からしても、其の保存價值は十分認められなければならぬものである。

第四章 八幡神社

柵趾二ノ丸に八幡神社鎮座す。傳へて、後三年役後源義家が山州石清水八幡神宮の御分靈を勧請したものと稱してゐる。祭神は譽田別命息長帶媛命玉依媛命の三柱とす。舊藩時代には佐竹氏封内十二社の一に指定せられ崇敬淺からず、近年郷社より階格して縣社に列す。現在の社殿は昭和三年七月竣工、其の工費二萬八千餘圓を要した。(圖版第八參照)

本社に寶物數點あり。就中正和の奥書ある板本大般若經の殘缺一卷并に南北朝時代に於ける寫經大般若經の大部分を藏す。又附近出土の經塚遺品古鏡利器等の遺物がある。皆以て城趾研究と共に、國史及び地方史の研究上裨益する所多きものなるを以て、左に一應の解説を試みることにする。

○板本大般若波羅密多經殘缺 一卷あり。正和元年十月の奥書あり。當時の信仰狀態及び地名研究の資料となすべし。(圖版第九參照)

○寫本大般若波羅密多經 六百卷の内現存のもの五百三卷あり。貞治年間前後雄勝郡三保滿福寺の僧覺惇の發願にして、小笠原義冬里見義忠等の武將及び僧侶數十人の寫經である。卷末に各筆者

の名及び志趣を附記してある。(圖版第十參照)

○元久紀年經筒及古鏡 神社と程遠からぬ閑居長峯の經塚より明治四十一年出土したるものにして、「元久三年歲次丙寅四月五日」の紀年があり。「バン」の梵字及び發願者施主の名もある。又蓋とした古鏡は藤原末期のもので梅枝蝶鳥鏡と鑑定せられ、此の經筒を安置した臺石、又筒の上に置かれた丸石なども地方特異のものである。(圖版第十一の一、二參照)

○四ツ耳經筒及古鏡 此の遺物も、閑居長根より明治二十二年發掘せられたるものである。古鏡を蓋とし、此の四ツ耳に銅線を以て緊縛したもので蓋とした古鏡は蘆雁鏡である。(圖版第十二の一、二參照)

○砂鐵經筒 神社附近宇島居長根俗稱眞坂と云ふ山頂の圓墳から出土したもので、全部砂鐵の經筒で身の丈七寸二分、口徑五寸、重量四百五十匁ある。(圖版第十三の左參照)

○經塚伴出利器 前記眞坂山の中腹の邊から出土したものであるといふ。多分經塚の副埋物と思はる。刀子六本と斧であつたが、刀子は腐蝕且折損して原形を認め難いが、斧だけは尙形體破損してゐない。其の互互り一寸八分あつて、近年發掘した拂田柵木に残つて居る痕跡と同寸である。(圖版第十三の右參照)

第五章 結語

本縣に於ける國史上重要遺蹟にして其の遺趾の明瞭するものは、秋田古城趾と此の金澤柵趾とに指を屈することが出来る。而して金澤柵趾は夙に地元町民の理解によりて史蹟保存に關して多大の努力を捧げ來り、現に保古會の活動は縣内其の類例を見ざる所である。蓋し同町伊藤直純氏等の提唱によるものである。明治十四年明治天皇御巡幸の時天覽に供せる遺物等を始めとして、大正十四年には今上陛下

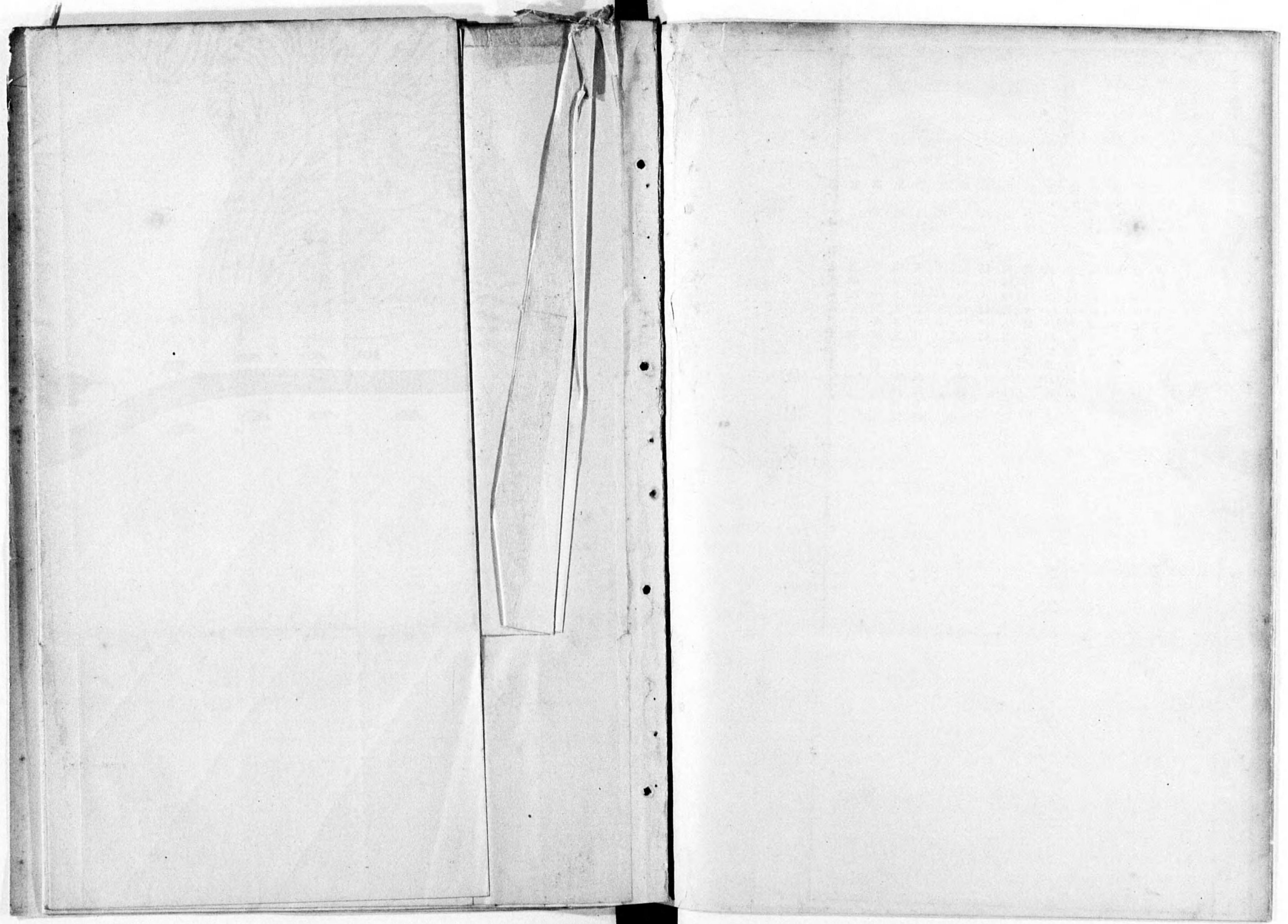
秋田縣史蹟調査報告 第一輯
 皇太子を以て行啓あらせられ、其の他皇族、大臣等、御見學、其の他のため御立寄あらせられたるは本縣の名譽であり、又其の地方の光榮である。

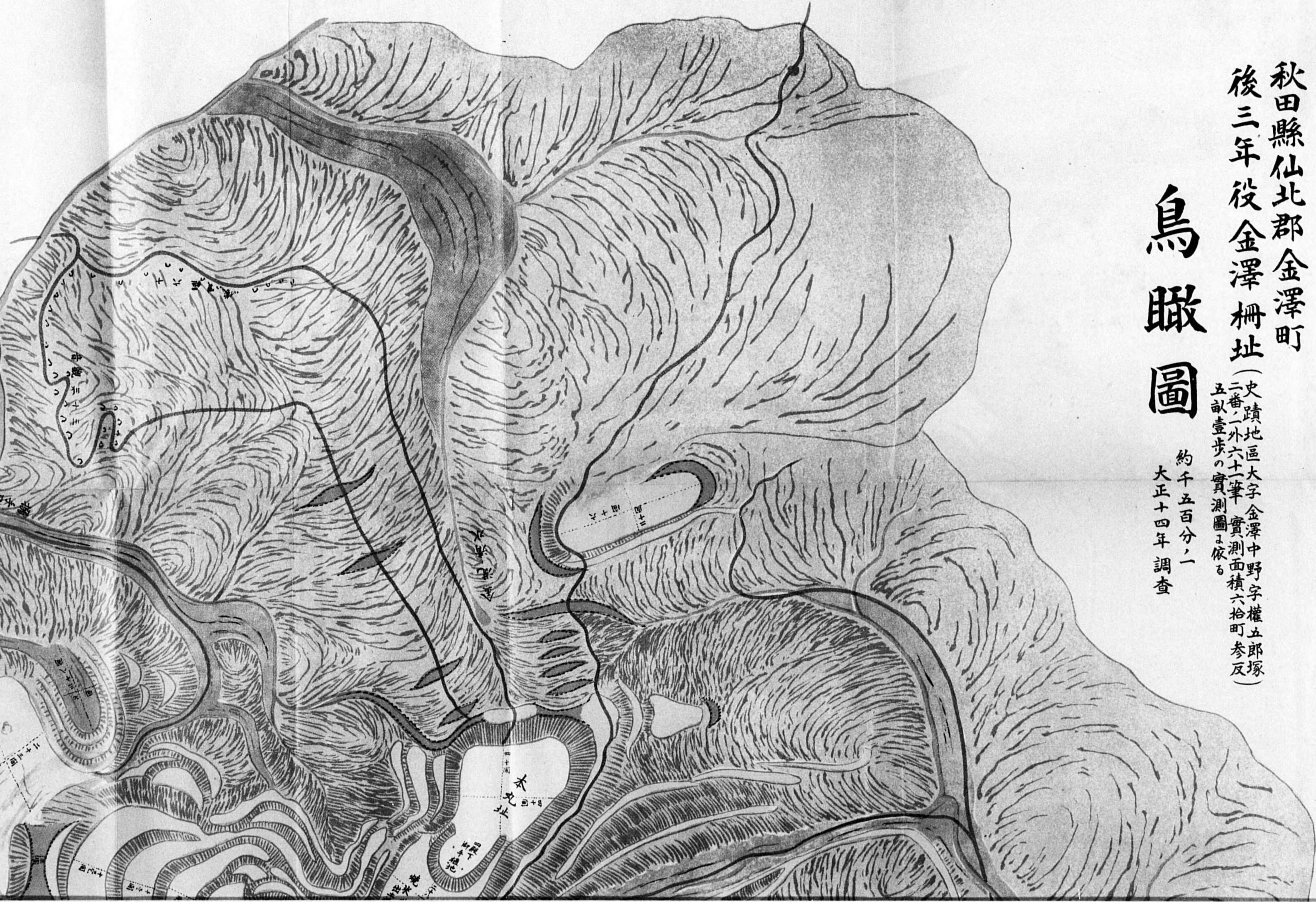
符號 大字 圖面	地 番 目	實測面積	所有者住所氏名
い	中野 岩邊 一、三、四山林	九・二〇	金澤中野 渡部鐵太郎
ろ	同	二・九〇五	金澤本町 桂川 秀典
は	金澤 安本館 一〇、一六、二	三二・五二五	金澤中野 渡部鐵太郎
に	同	九ノ一	伊藤慶助
ほ	同	四社地	官有地
へ	同	一、二、三如	八幡神社
と	同	九七ノ二山林	同
ち	金澤 同	七ノ一	金澤中野 伊藤直純
り	中野 金澤 金洗澤 一、二	三二・九〇五	同
ぬ	同	四、一〇	祇園寺
る	同	七、五、六	渡部鐵太郎
ゆ	同	八幡平、二山林	伊藤直純
を	同	根小屋 一七、九	渡部鐵太郎
わ	同	澤小路 三、四	渡部鐵太郎
か	同	權五郎塚 二ノ一	同
よ	同	五五ノ二ノ一公園	金澤町
た	同	五ノ三山林	金澤中野區
れ	同	小井戸澤 四、五、六	渡部鐵太郎
そ	同	岩瀬澤 三、四、五	同
系	同	岩瀬澤 溜池	同
以	上 柵趾計	四九〇・九一〇	
西	沼		官有地
ら	中野 保土森 六六溜池	八二九〇五	官有地

金澤柵趾實測面積内譯調

金澤柵神社
縣社八幡神社 圖 版 目 次

- 第一 金澤柵神社鳥瞰圖
第二 寛政三年實測圖
第三 大正十四年實測圖
第四 國道上より見たる金澤柵神社
第五 柵上出土の石器及祝部土器
第六 權五郎塚上の老杉
第七 柵木に擬せらるゝ柱根
第八 縣社八幡神社々殿
第九 正和の書入ある板本大般若經の殘闕
第十 貞治の大般若寫經
第十一の一 元久紀年の經筒及古鏡
第十一の二 元久紀年の經筒伴出品
第十二の一 四ッ耳經筒及古鏡
第十二の二 四ッ耳經筒の蓋古鏡
第十三 右經塚出土の利器
左砂鐵經筒





秋田縣仙北郡金澤町

後三年役金澤柵址

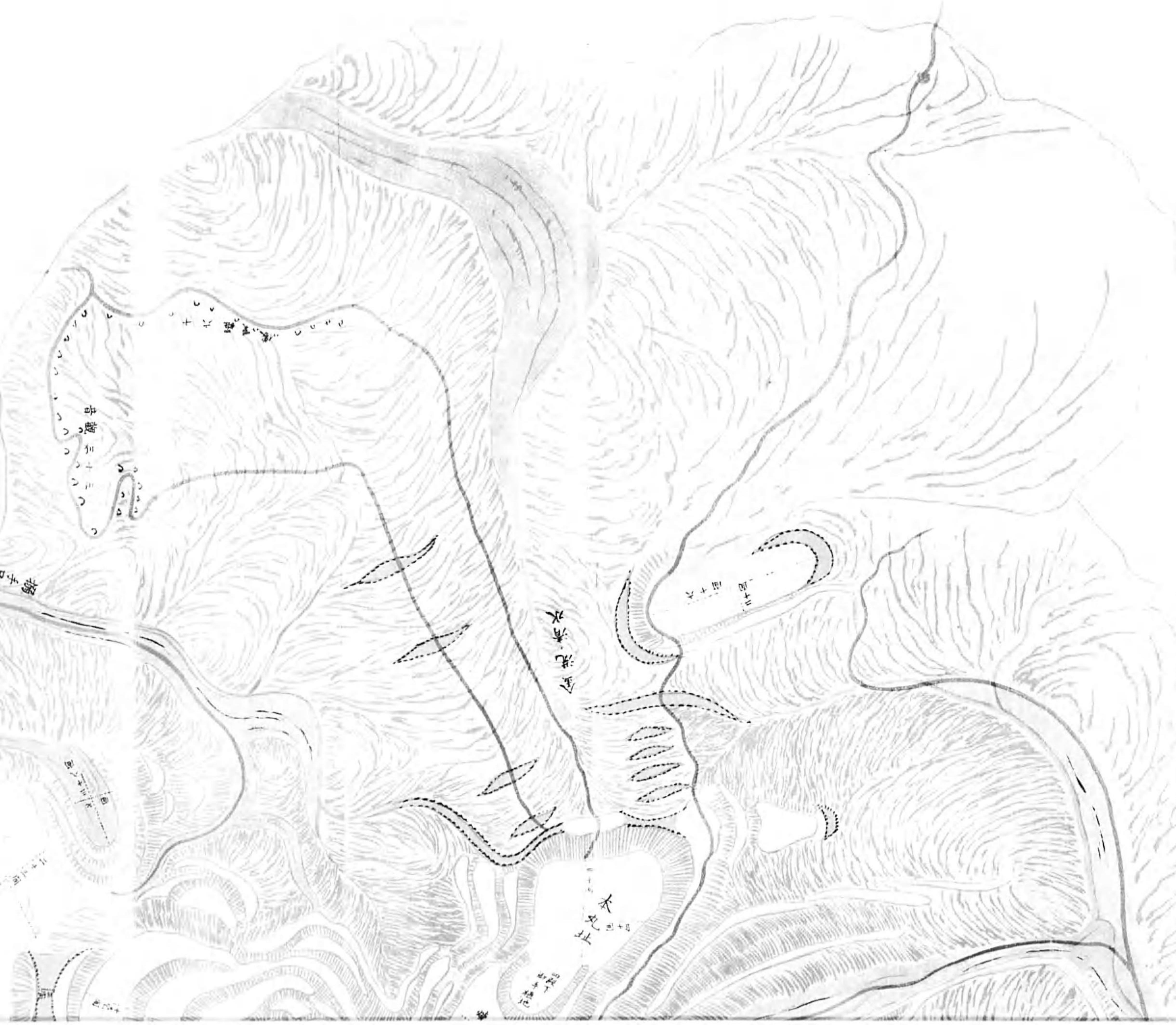
(史蹟地區大字金澤中野字權五郎塚
二番一外六十一筆實測面積六拾町參反
五畝壹歩の實測圖に依る)

鳥瞰圖

約千五百分之一

大正十四年調査





秋田縣仙北郡金澤町

後三年役金澤柵址

(史蹟地區大字金澤中野字權五郎塚
二番二外六十一筆 實測面積六拾町参反
五畝壹歩の實測圖に依る)

鳥瞰圖

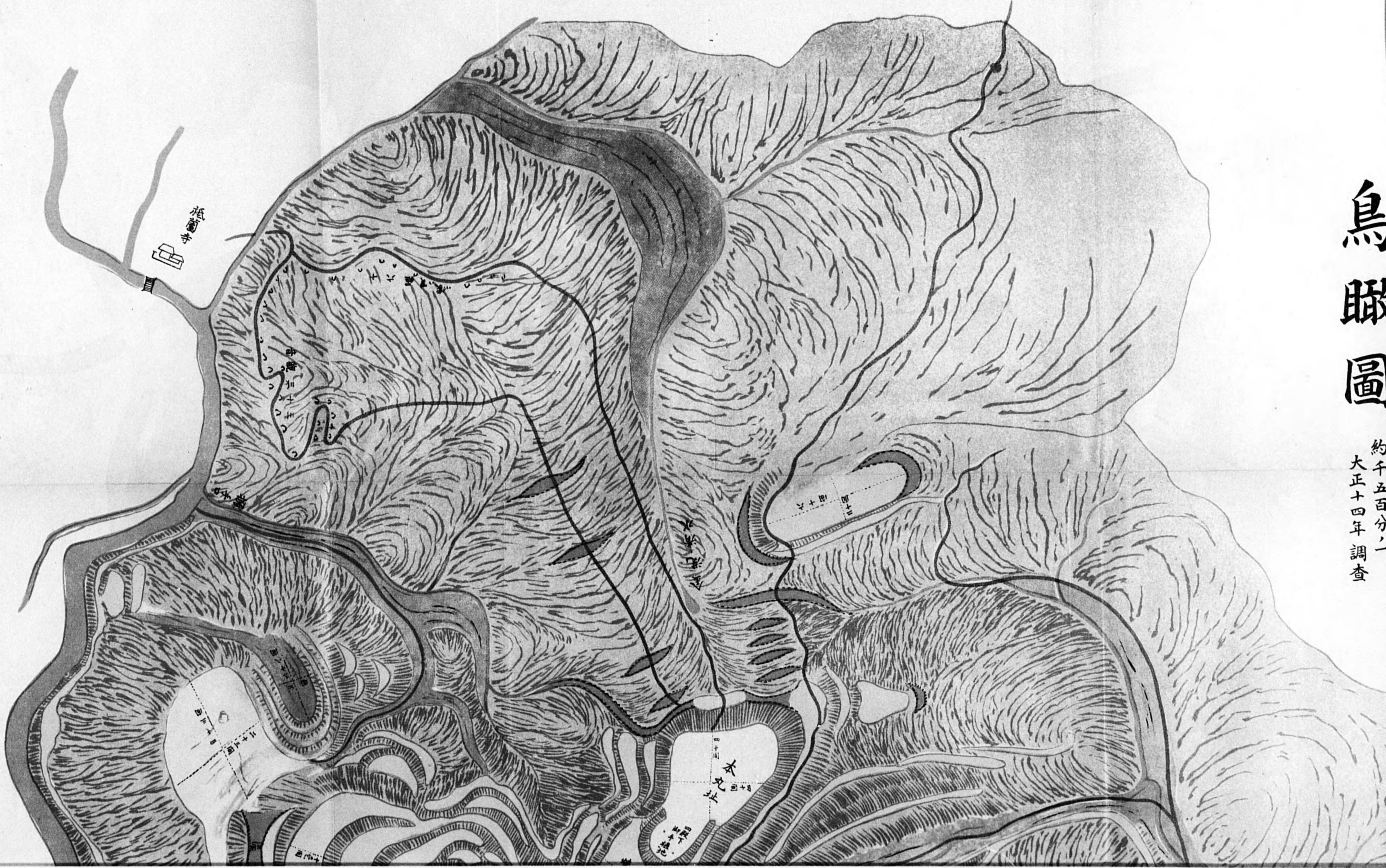
約千五百分の一

大正十四年調査

露光量違いの為重複撮影

鳥瞰圖

約千五百分の一
大正十四年調査



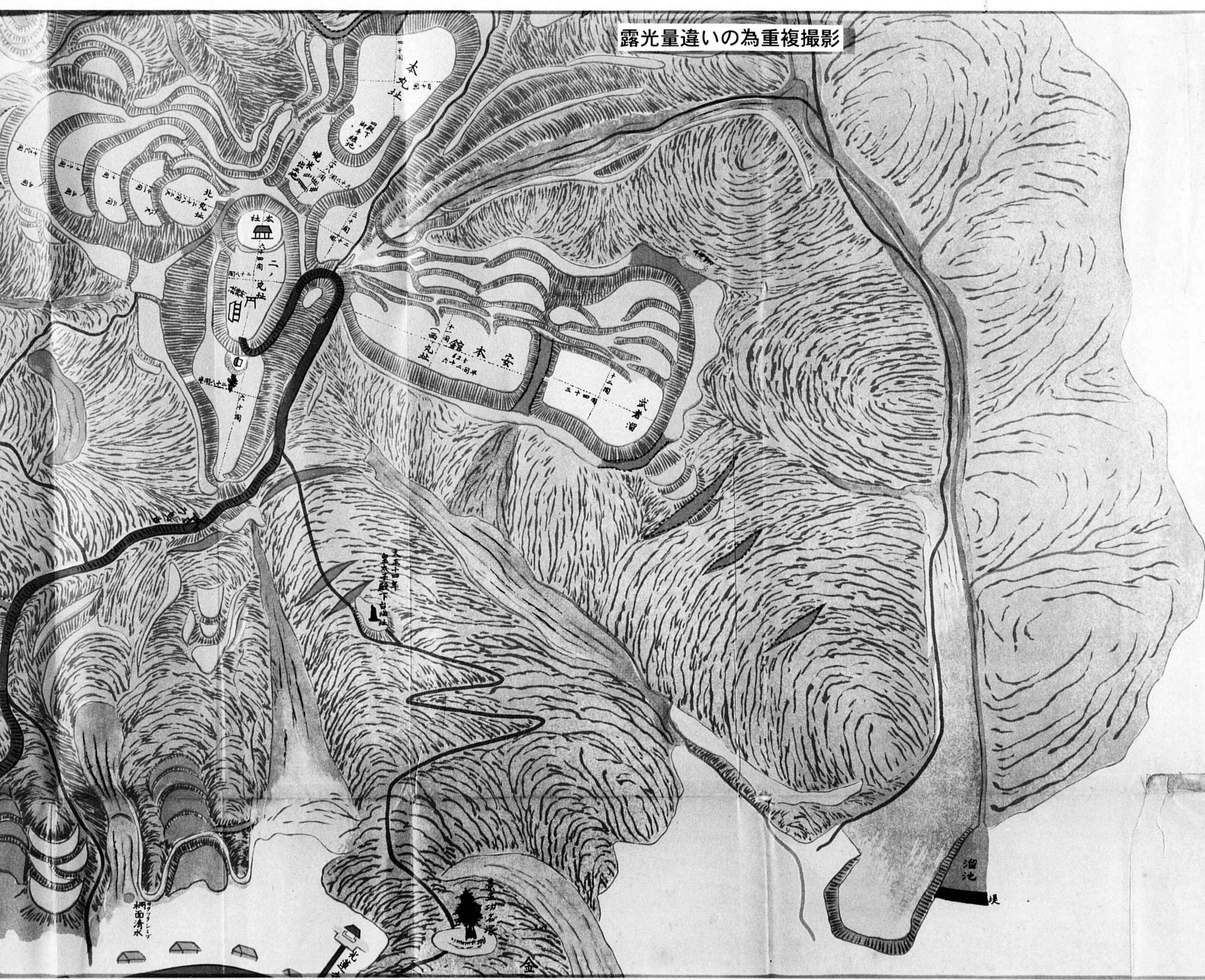
露光量違いの為重複撮影



鳥瞰圖

約千五百分一
大正十四年調査

露光量違いの為重複撮影



安本館下古跡

安本館

溜池

桐面清水

本社

水

安本館

新館

北

金

露光量違いの為重複撮影



木ノ宮
社本
西
東

木ノ宮
西
東

大正十四年
皇太子殿下台座址

景正功名塚

溜池

桐面清水

金

露光量違いの為重複撮影



水
北
北

北
北
北

社本

丹

安
木
館
西
北
址

西
北
址

少
山

大正四年
白木子殿下台址

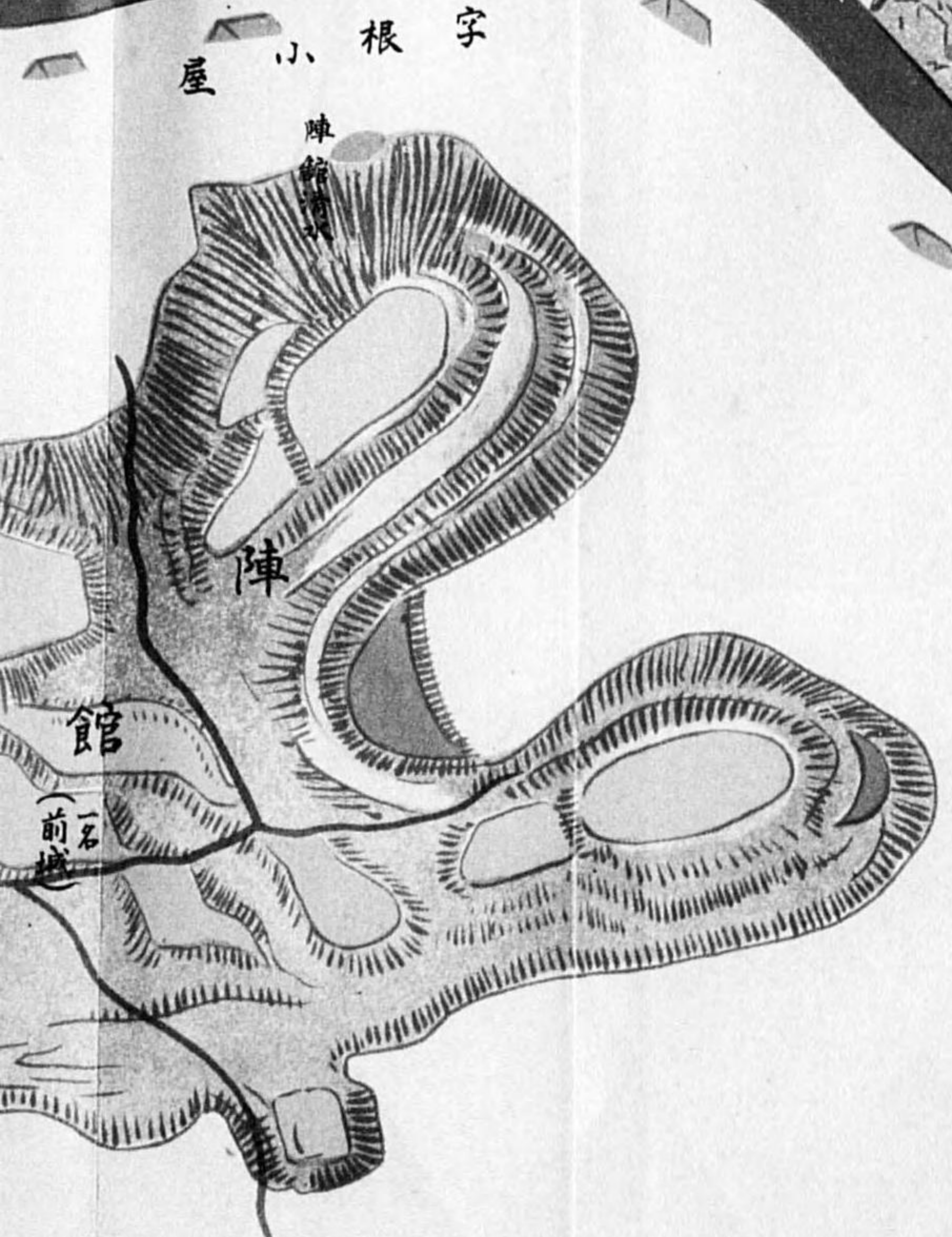
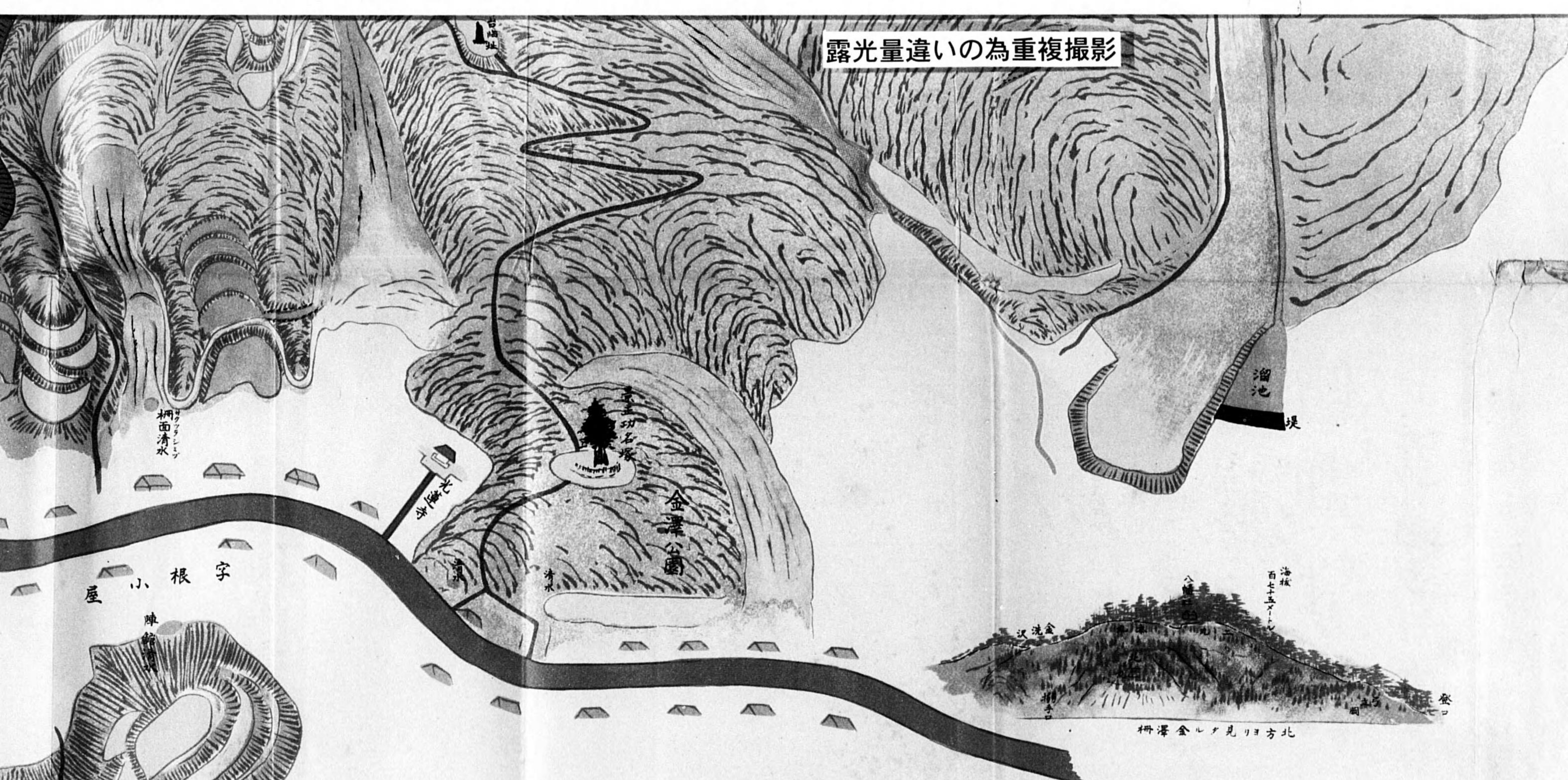
西
北
址

桐
面
清
水

景
正
功
名
塚

溜
池

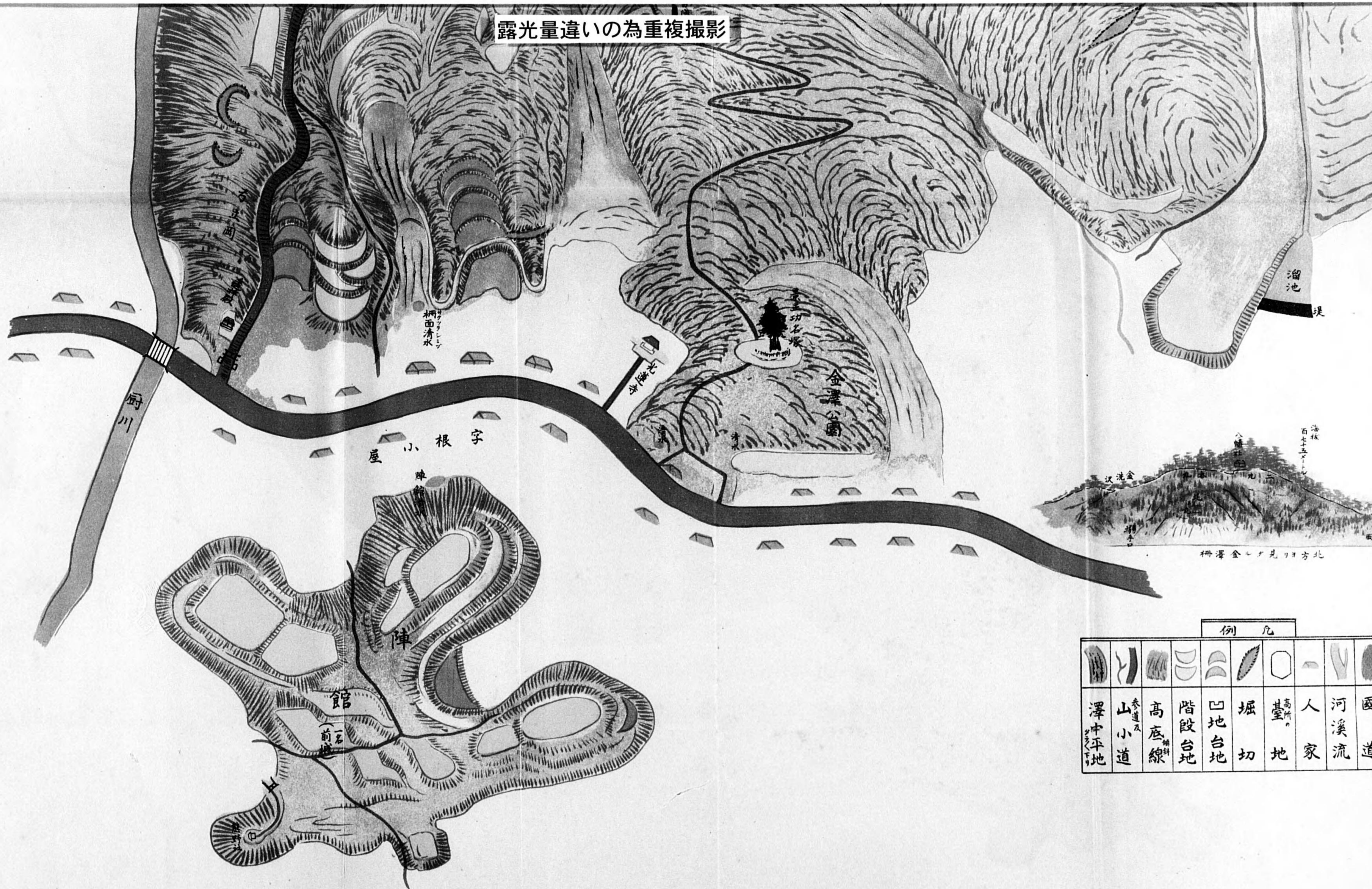
露光量違いの為重複撮影



例 凡

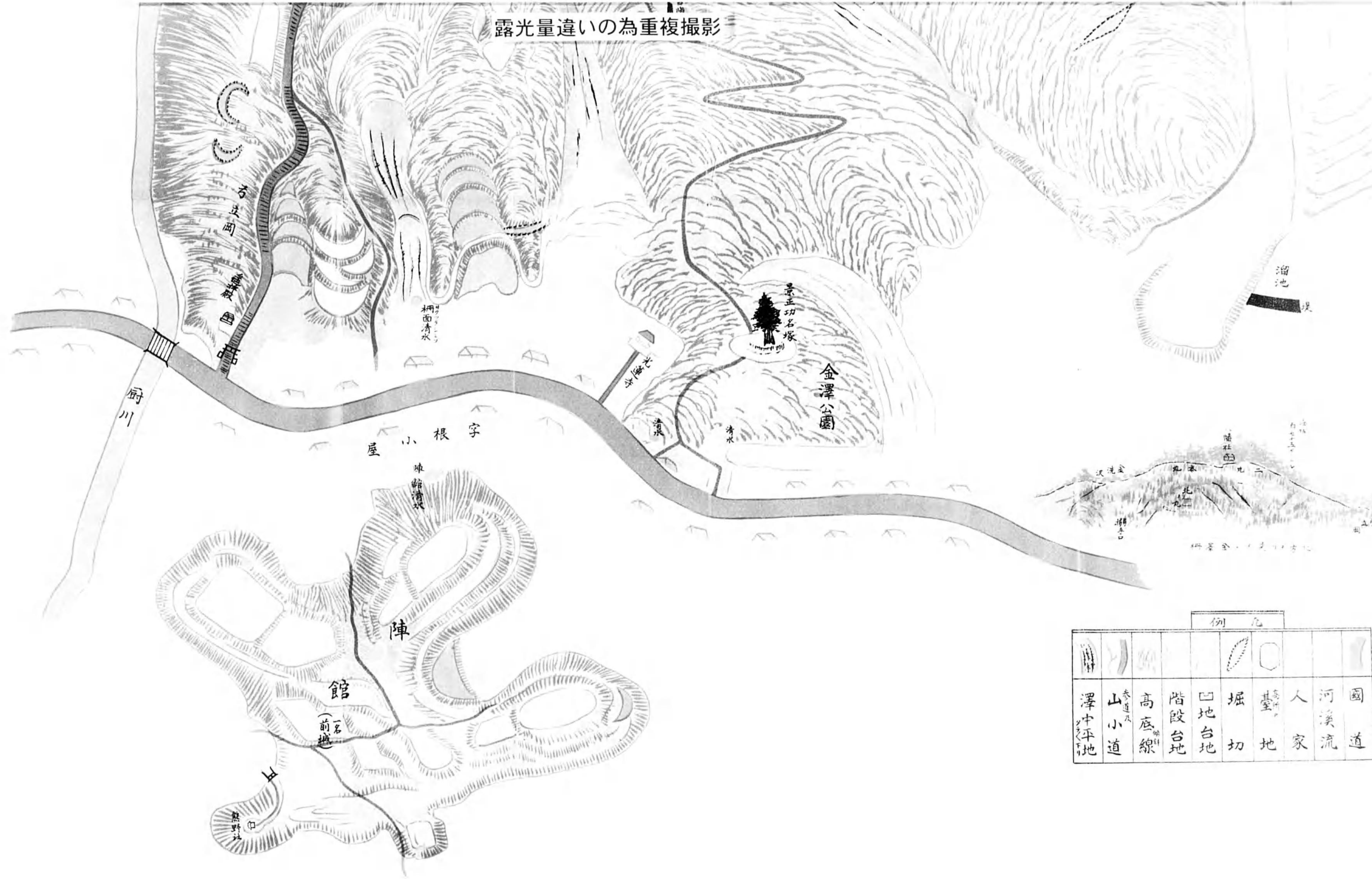
澤中平地	山小道	高底線	階段台地	凹地台地	堀切	基所地	人家	河溪流	國道

露光量違いの為重複撮影



例 凡									
澤中平地	山小道	高底線	階段台地	凹地台地	堀切	基所地	人家	河溪流	國道


露光量違いの為重複撮影

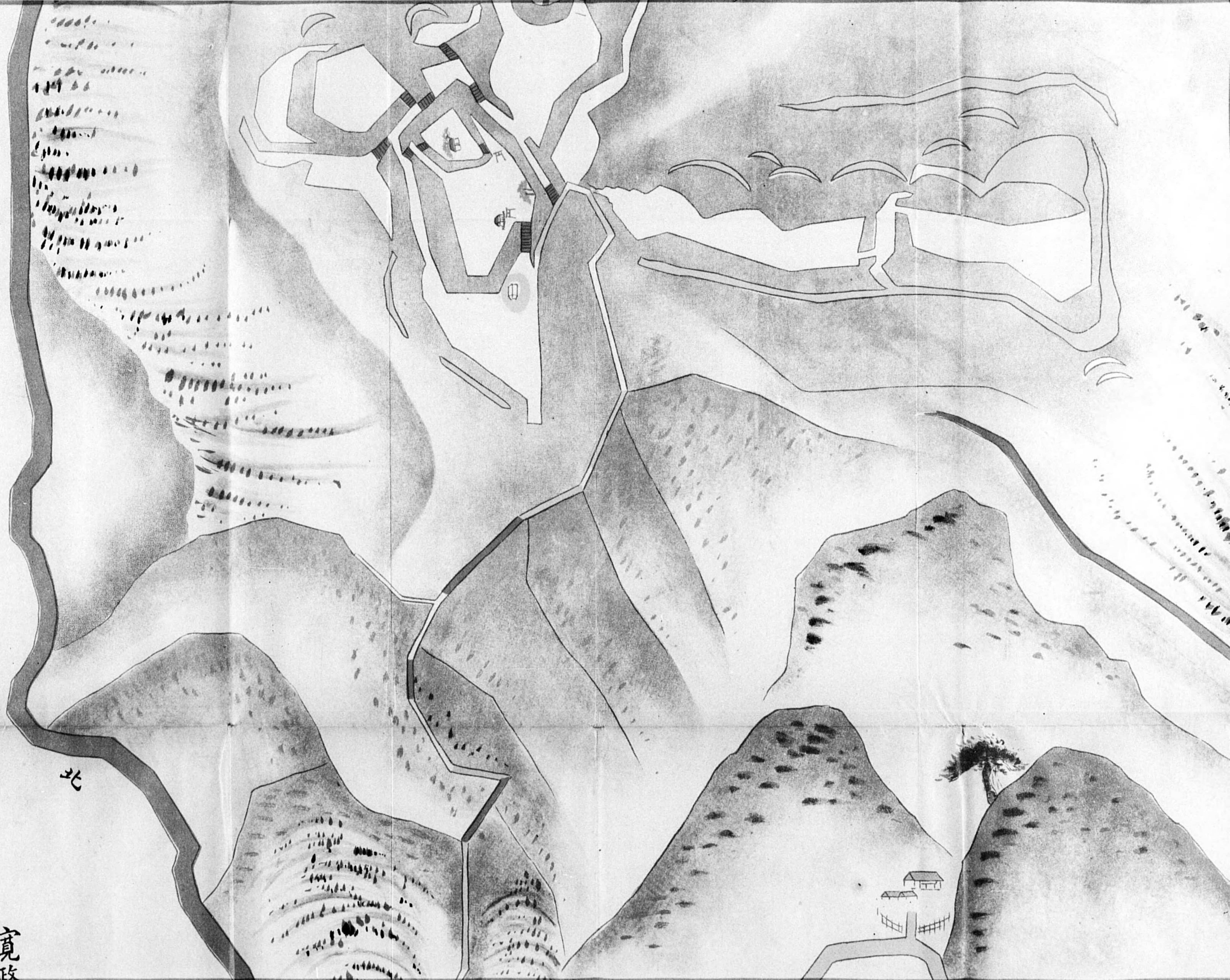


例		凡	
澤中平地	山小道	高底線	堀切
河	人	凹地	基地
流	家	台地	地
道	道		

南

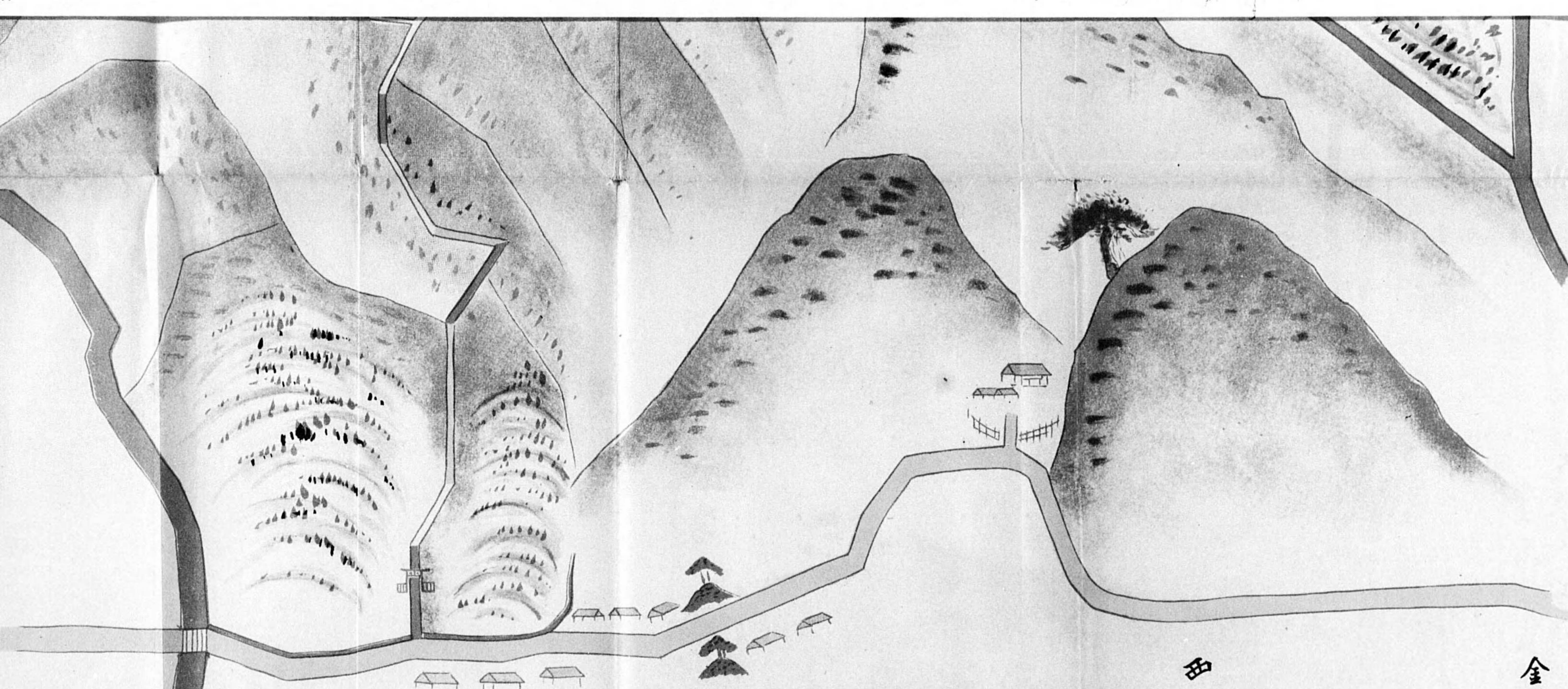
先生云
佐藤存兵衛信躬
了之
雄勝郡湯沢町人





北

寛政



金澤城地先生御覚書

辰辰向拾三間 高さ丈 三尺位 辰辰向海道

- 一 己向拾三間
- 一 辰向廿七間 高廿八尺
- 一 卯向拾三間半 高廿五尺
- 一 同向拾三間 高廿五尺
- 一 己向拾七間 高廿五尺 此處右沢九連山添
- 一 丑向拾貳間 高十四尺 右同
- 一 辰向拾貳間 高十五尺 右同
- 一 己向拾九間 高十三尺 右沢
- 一 己午割貳拾五間 高廿五尺 三尺

右沢九連山の崩れ等を見たり此處鳥井有

- 一 午向拾三間 高十五尺 右峰添
- 一 己向四間 高廿五尺 此處申割推五郎堀り申し先達等見
- 一 右沢九連添
- 一 己向拾四間 高廿六尺 右峰つき
- 一 辰己割七間 高廿五尺

右の方足迫峯此峯は堀切りし岩の峰の走り金沢へ向

- 一 卯辰割三拾三間 高十三尺 右大沢九連
- 一 己午割七間 高廿五尺
- 一 卯辰向四間 高廿五尺 此處右方郭
- 一 卯向九間 高廿五尺 是地左方郭
- 一 丑向貳間 此處右の方へ郭に腰曲輪有り

此處右の方へ郭に腰曲輪有り

- 一 戌向貳拾三間 高廿五尺 方は曲輪アリ
- 一 此處右の堂用有
- 一 同曲輪拾貳間 此處腰曲輪有
- 一 同曲輪辰辰向拾貳間
- 一 同曲輪卯向拾貳間 午末の割九間九の方腰曲輪有

△同曲輪未向八間是八宮初打初の由埋巻

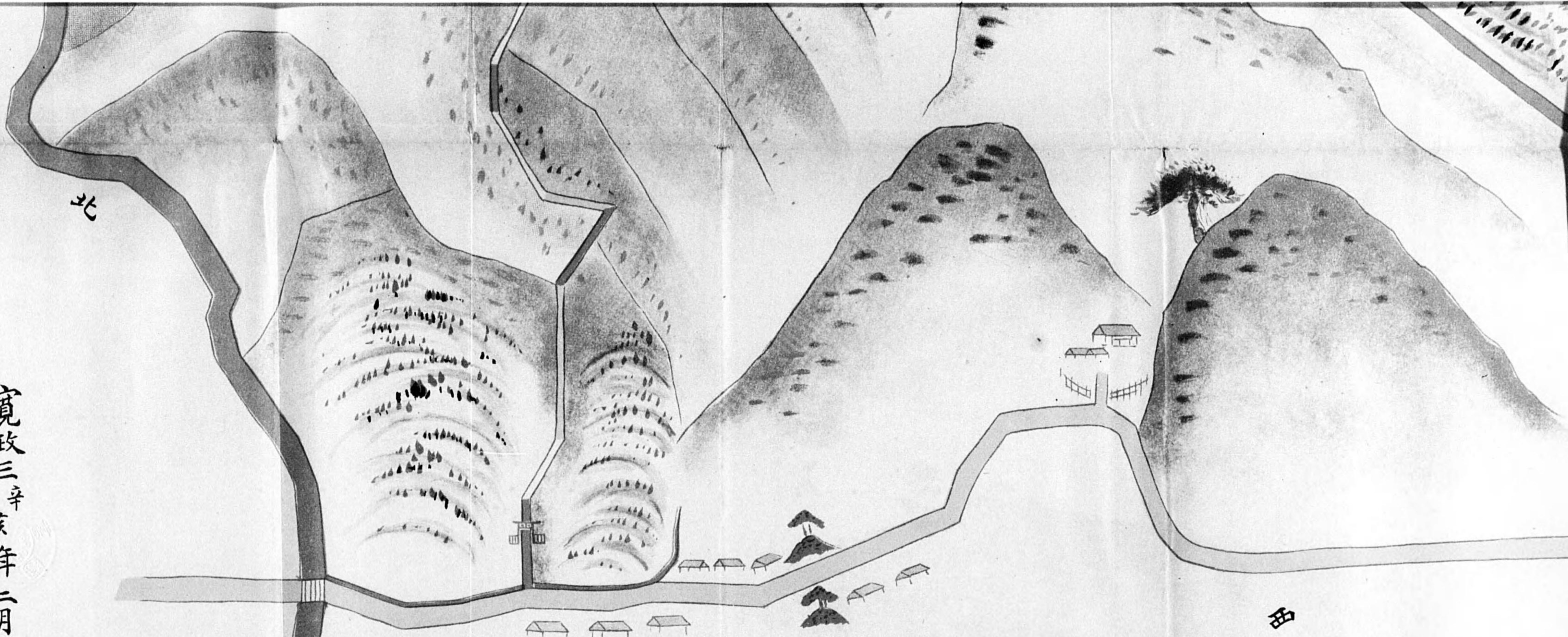
- 一 丑申割拾間半 高廿六尺
- 一 辰己割八間 高廿四尺
- 一 是より曲輪
- 一 同向五間 辰辰向九間半 卍
- 一 子向拾六間 酉戌割貳拾參間

此處八幡堂之腰曲輪有下にも巻と通有未向五間式尺己向拾五間 卍伊勢堂午末向四間此處にて打出曲輪合

- 一 丑寅向貳間 卍八幡堂鳥居
- 一 同午向幅四間 土居子向貳間 高廿四尺
- 一 八幡堂股戌向貳間半

同曲輪子丑割六間寅向五間卯向六間此處後虎口己午割拾壹間貳尺 茂腰曲輪あり戌向九間御堂前打初子合

- 一 寅向壹間 高廿四尺



寛政三^辛亥年二月四日

信躬先生圖之

- 一 己向拾三間
- 一 辰向廿壹間高十八尺
- 一 卯向拾三間半 高十五尺
- 一 同向拾間 高廿壹丈五尺
- 一 己向拾七間 高廿式丈此處右沢九連山添
- 一 丑向拾貳間 高十四尺 右同
- 一 卯向貳拾間 高十五尺 右同
- 一 辰向拾貳間 高廿式丈右沢添九連山切有
- 一 己向拾九間 高十三尺右沢
- 一 己午割貳拾五間 高廿式丈三尺
- 一 午向拾三間 高十五尺 右峰添
- 一 己向四間 高廿式尺 右峰添
- 一 右沢九連山
- 一 己向拾四間 高十六尺 右峰添
- 一 辰己割七間 高廿
- 一 右の方足迄峰此峰は堀切より也
- 一 右の是り金沢へ向
- 一 右沢此處御手洗有
- 一 卯辰割三拾間 高十三尺
- 一 右大沢九連山
- 一 己午割七間 高廿
- 一 右沢此處御手洗有
- 一 卯辰向四間 高十一尺 此處右方郭
- 一 卯向九間 高十五尺 此處右方郭
- 一 丑向貳間
- 一 丑向五間半 高十三尺 此處右方郭に腰曲輪あり
- 一 辰向貳拾五間 高十三尺 右方曲輪あり
- 一 此處右方堂用有
- 一 此曲輪貳拾間或向九の屏分打初
- 一 同曲輪同向六間幅三間矢倉堂と見物
- 一 同曲輪拾壹間此處腰曲輪有
- 一 同曲輪辰貳間寅向拾壹間
- 一 下腰曲輪有
- 一 同曲輪卯向拾貳間午未の割九間九の方
- 一 腰曲輪廻
- 一 同曲輪未向八間是八寅初打初卯向連意
- 一 丑向四間 高十五尺
- 一 丑寅割拾間半 高十六尺
- 一 辰己割八間 高十四尺
- 一 是より曲輪
- 一 同向五間辰向九間半 門
- 一 子向拾六間酉戌割貳拾參間
- 一 此處八幡堂之腰曲輪有下にも
- 一 卷と通り有未向五間或尺己向拾五間
- 一 門伊勢堂午未向四間此處にて打也
- 一 曲輪合
- 一 丑寅向貳間開八幡堂鳥居
- 一 同午向幅四間土居子向貳間 高十四尺
- 一 八幡堂照戌向貳間半
- 一 同曲輪子丑割六間寅向五間卯向
- 一 六間此處後虎口己午割拾壹間貳尺
- 一 茂腰曲輪あり戌向九間御堂前打初
- 一 合
- 一 寅向壹間 高十四尺
- 一 卯向貳十間 此處より右の方郭有
- 一 寅向六間
- 一 卯向拾貳間此處虎口有
- 以下上へ續く

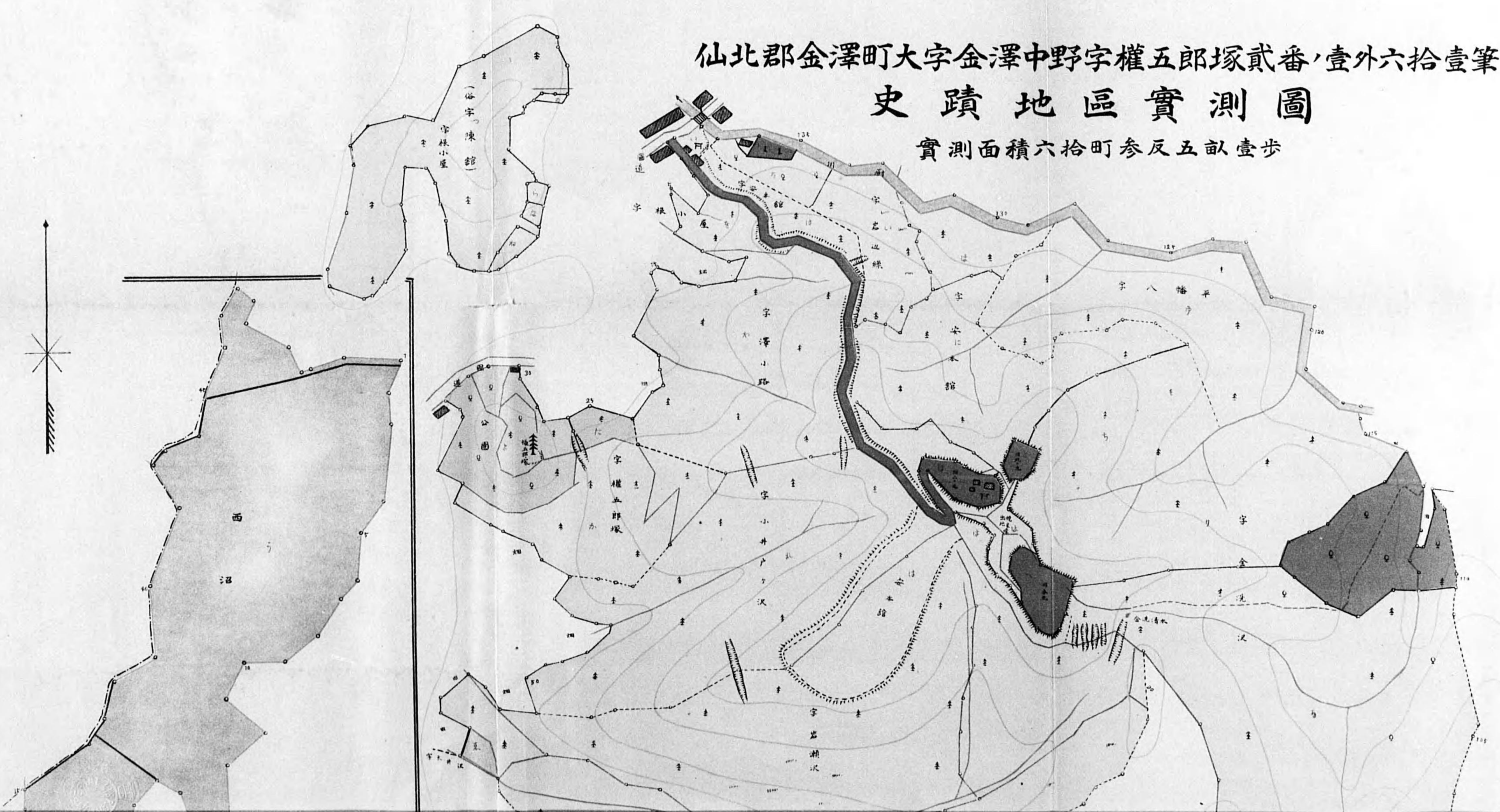
戸前拾三間 三尺五門辰向海道

露光量違いの為重複撮影

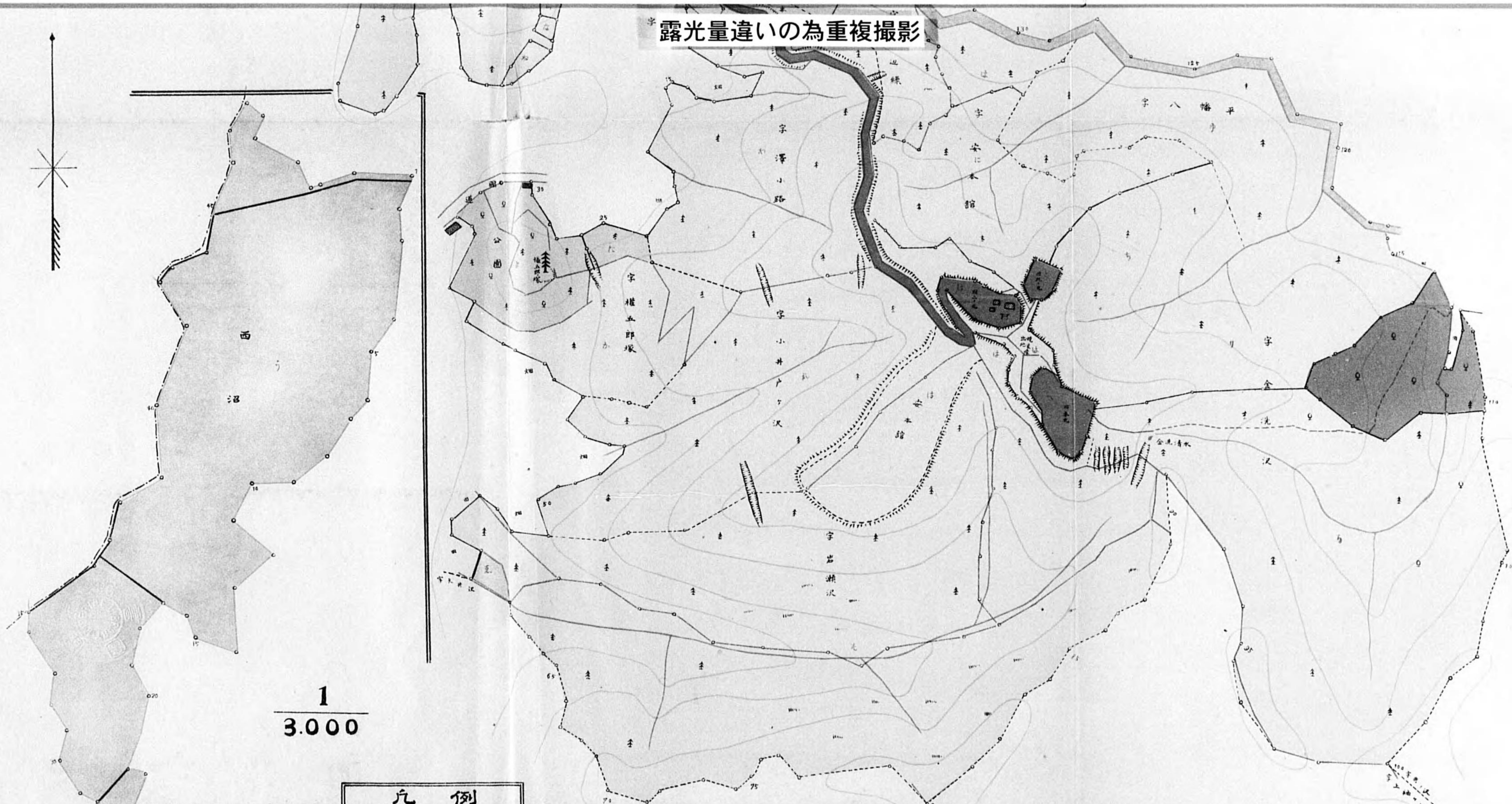
仙北郡金澤町大字金澤中野字権五郎塚貳番、壹外六拾壹筆

史蹟地區實測圖

實測面積六拾町參反五畝壹歩



露光量違いの為重複撮影

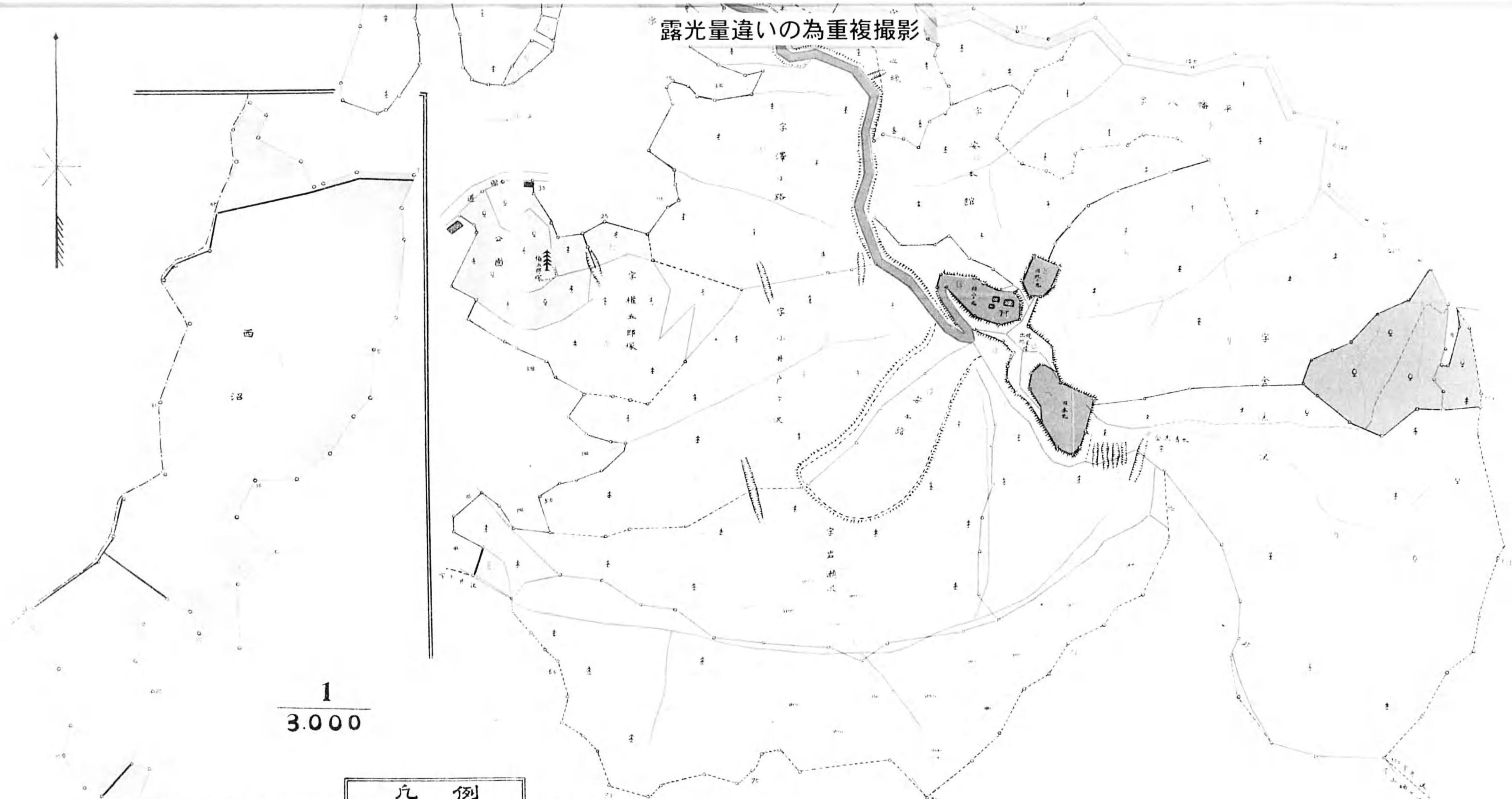


1
3.000

凡例

草生地	所有者別符号	堤塘	基	私有林	公有林	社寺地	史蹟地区域	高底線	台地	堀切	人家	茶樹	針葉樹	木橋	溜池	河溪流	豫定道路	道路	測線	字界	村界

露光量違いの為重複撮影



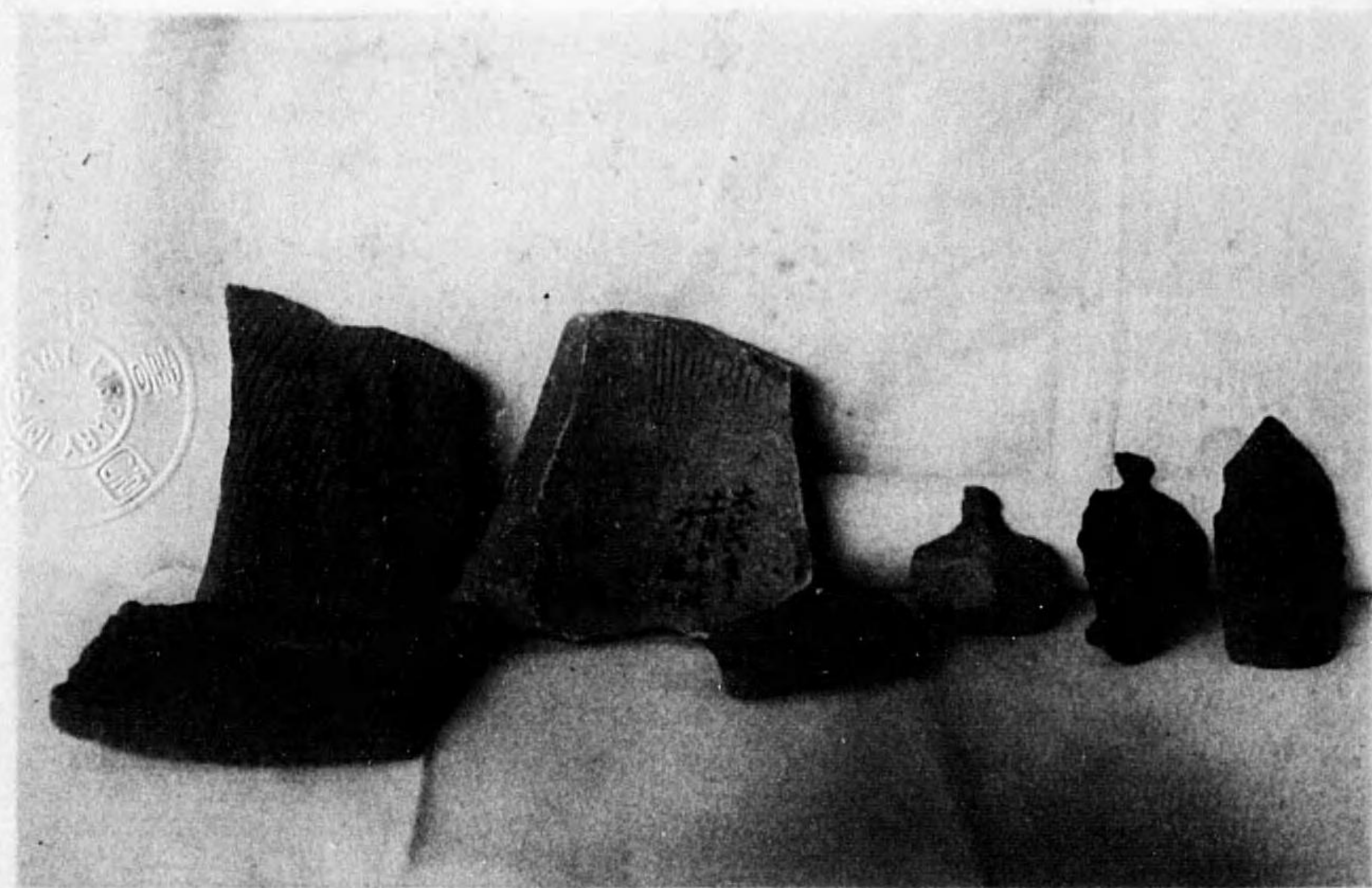
1
3.000

凡例

草生地	池	基	公有林	社寺地	史蹟地区	高台	台	塙	人	桑樹	針葉樹	橋	溜池	河	陸定道路	道	界線	字界	村界

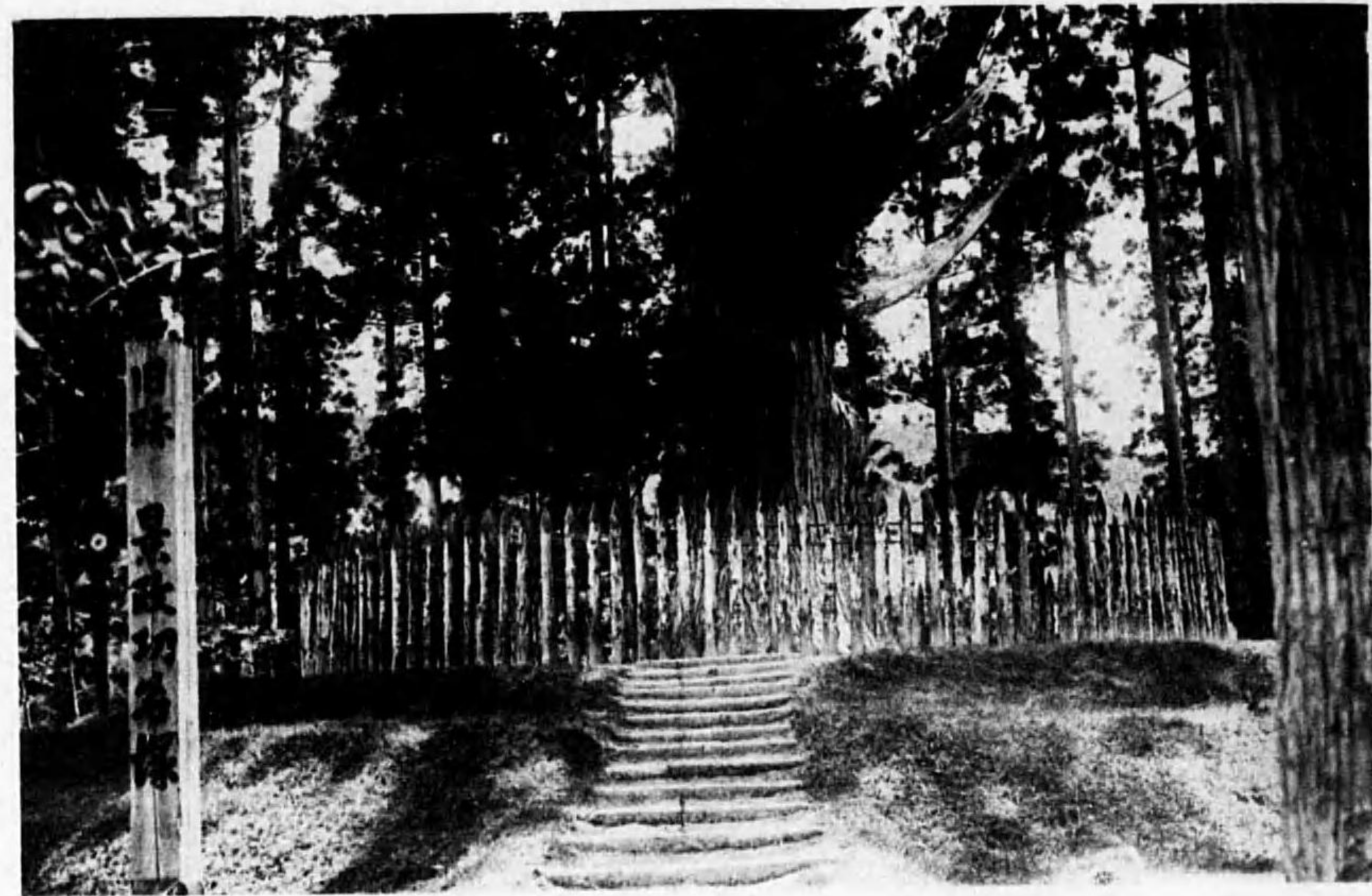


國道上より見たる金澤柵趾



柵上出土の石器及祝部土器

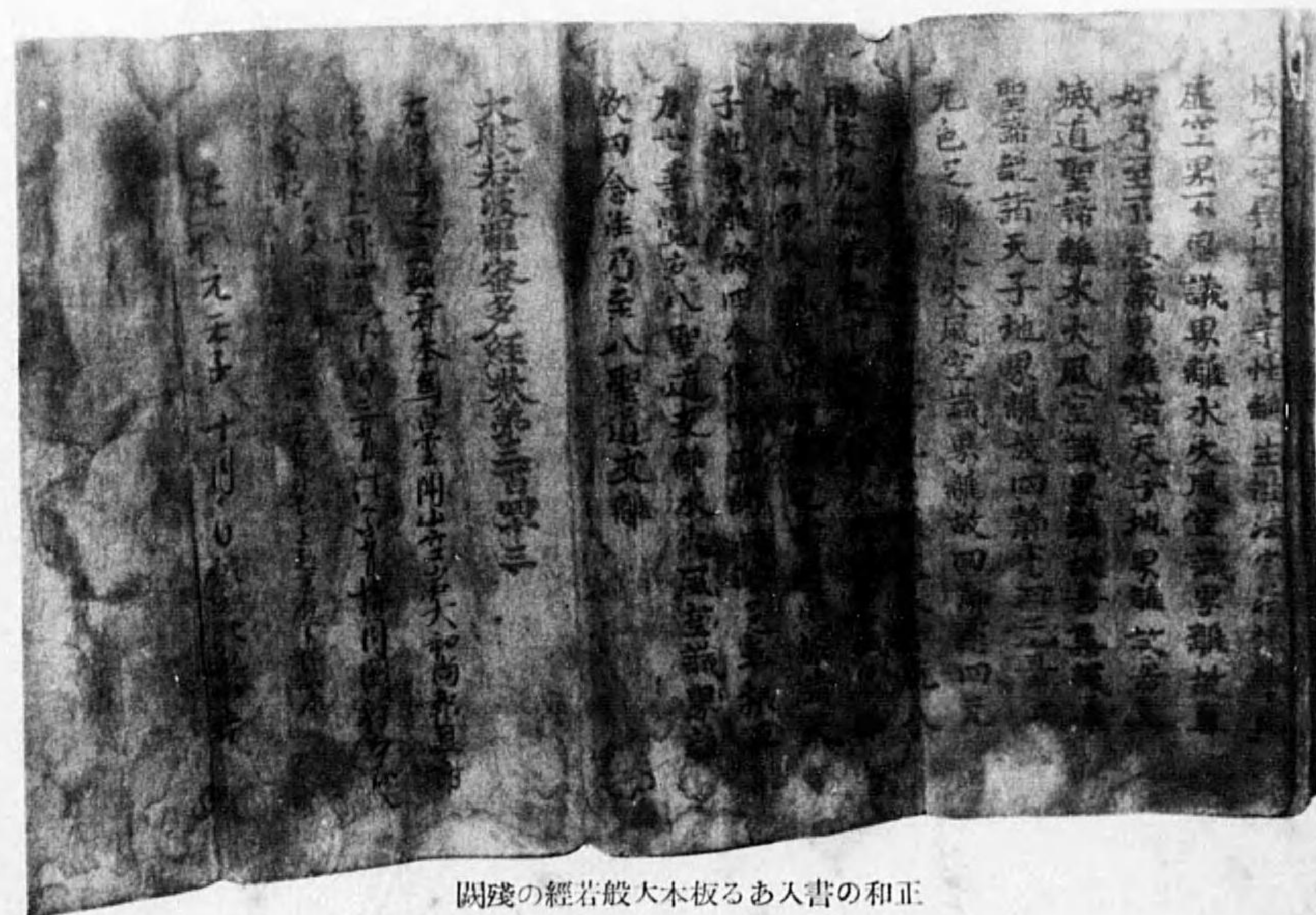
杉老の上塚郎五権



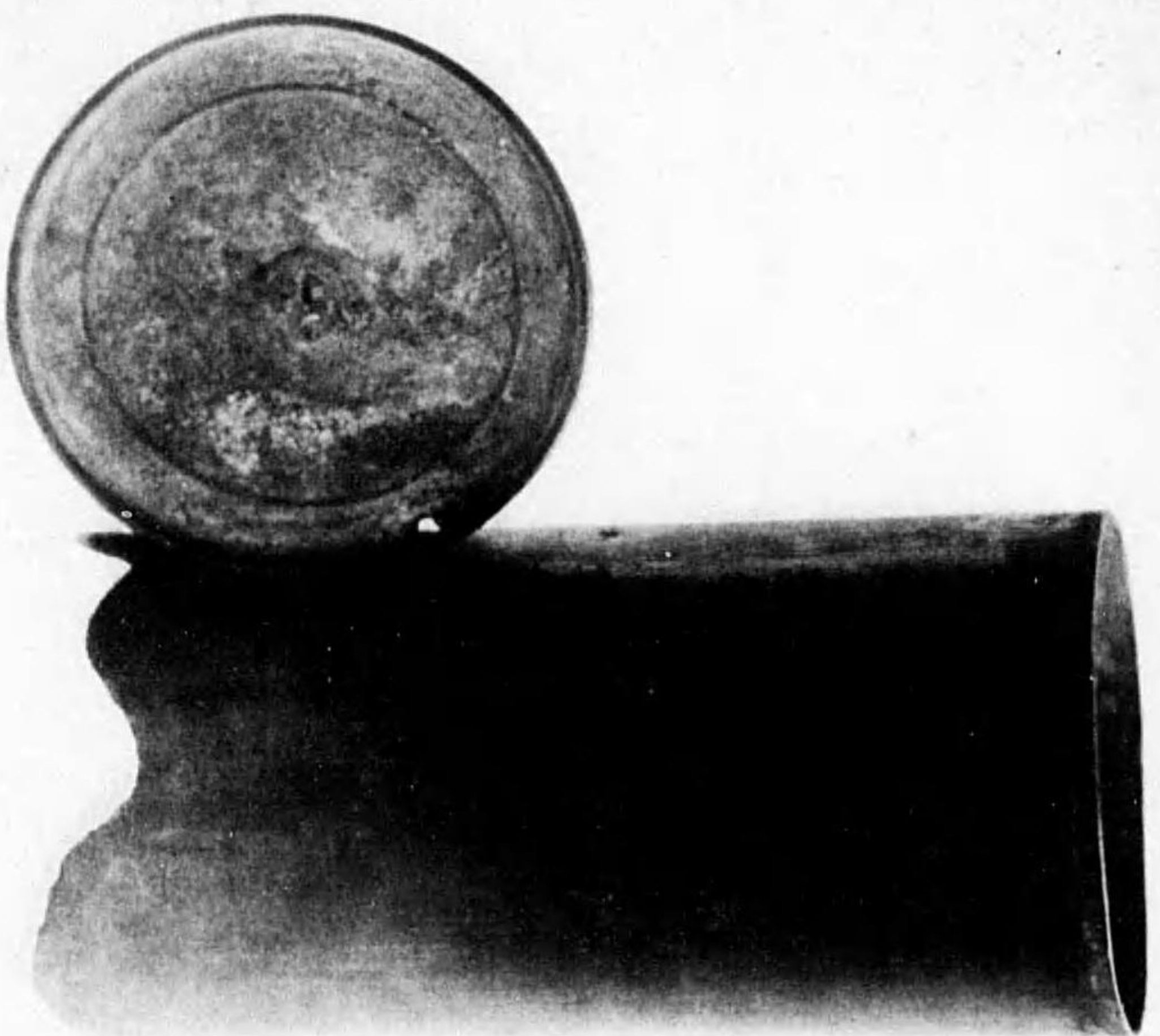
根柱ゝるらせ擬に木柵



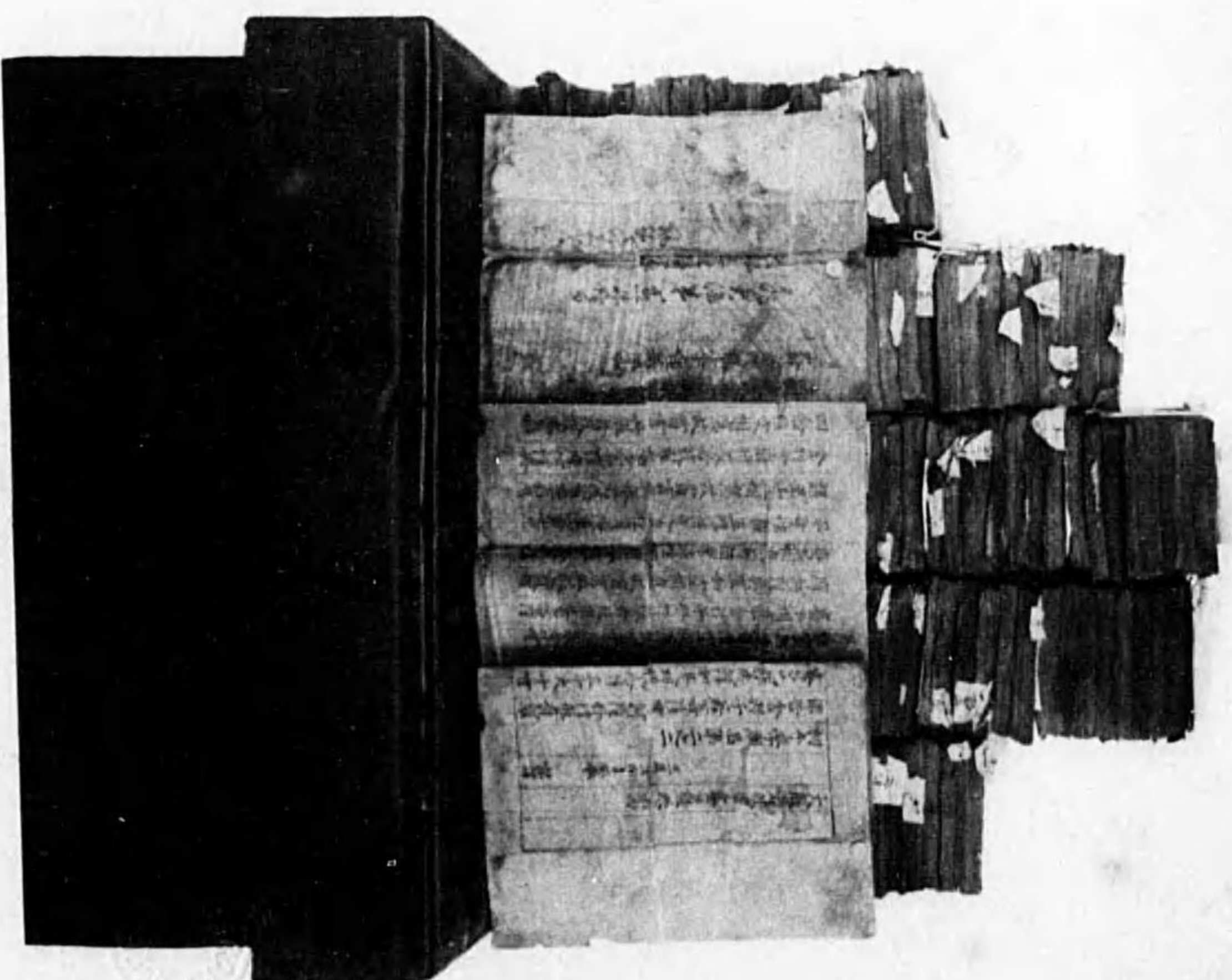
殿々社神幡八社縣



闕殘の經若般大木板るあ入書の和正



鏡古及筒經の年紀久元



經寫若般大の治貞



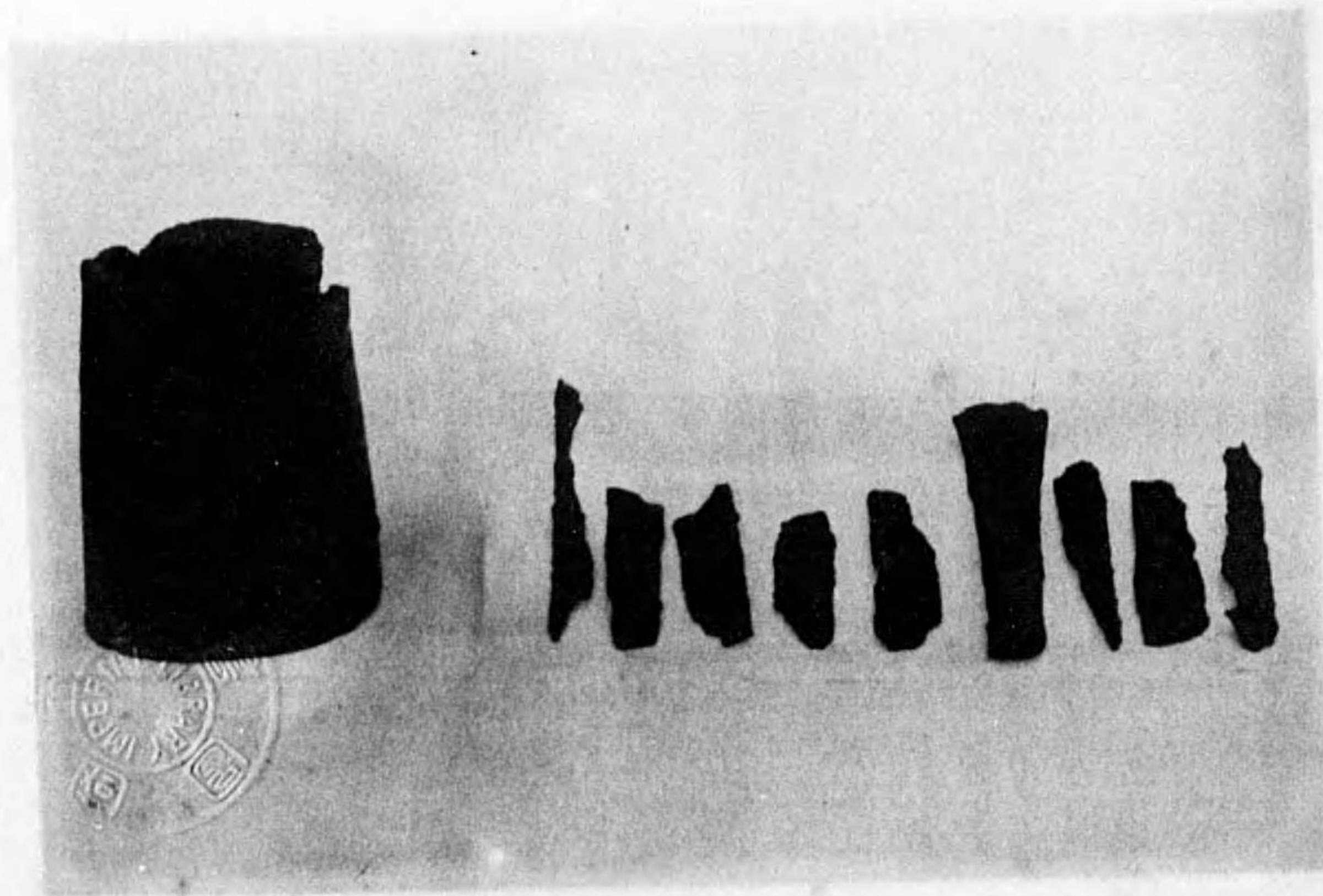
品出伴筒經の年紀久元



鏡古及筒經耳ッ四



鏡古蓋の筒經耳ッ四



筒經鐵砂 左 器利の土出塚經 右

昭和七年十二月二十五日印刷
昭和七年十二月二十八日發行

秋 田 縣

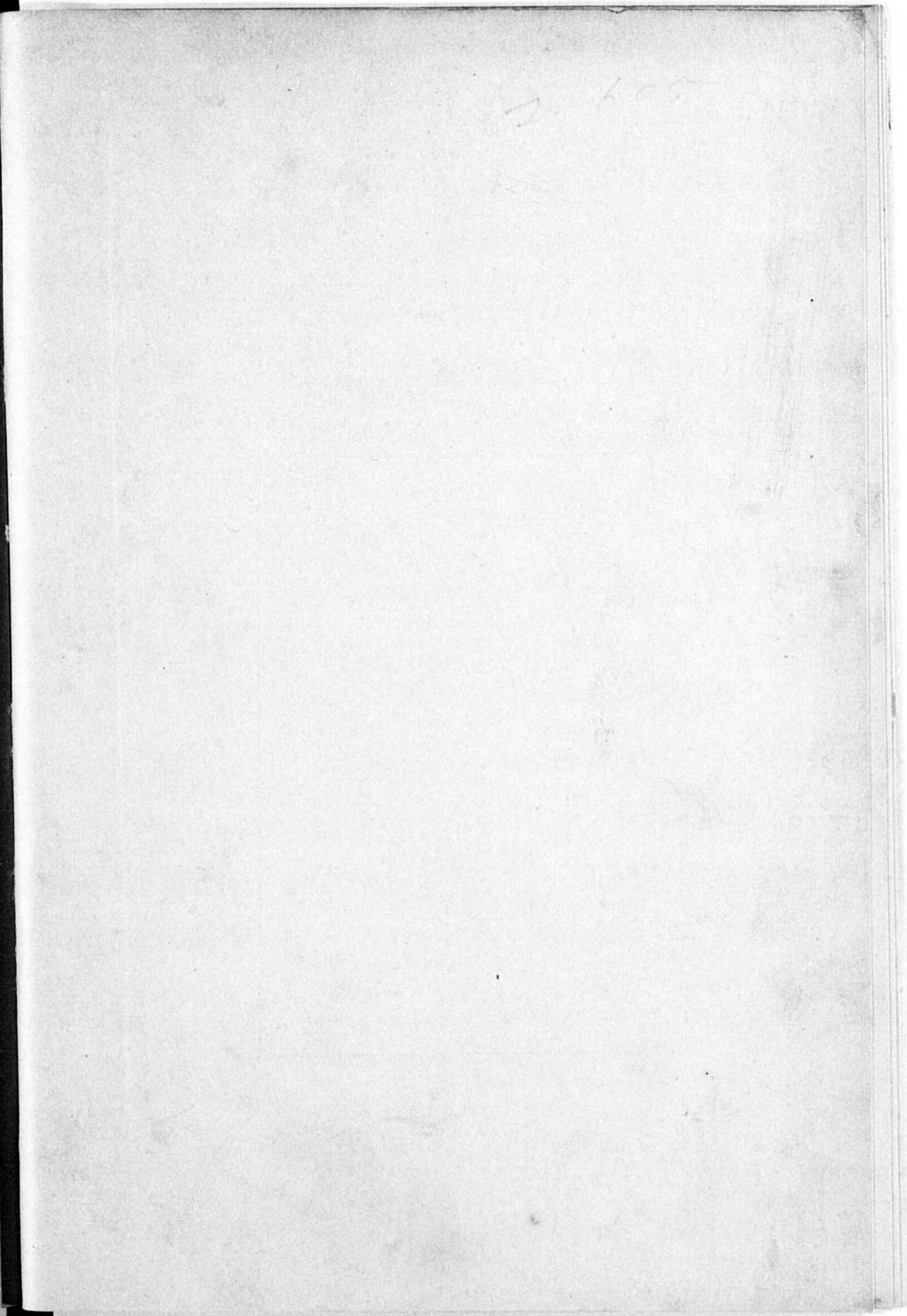
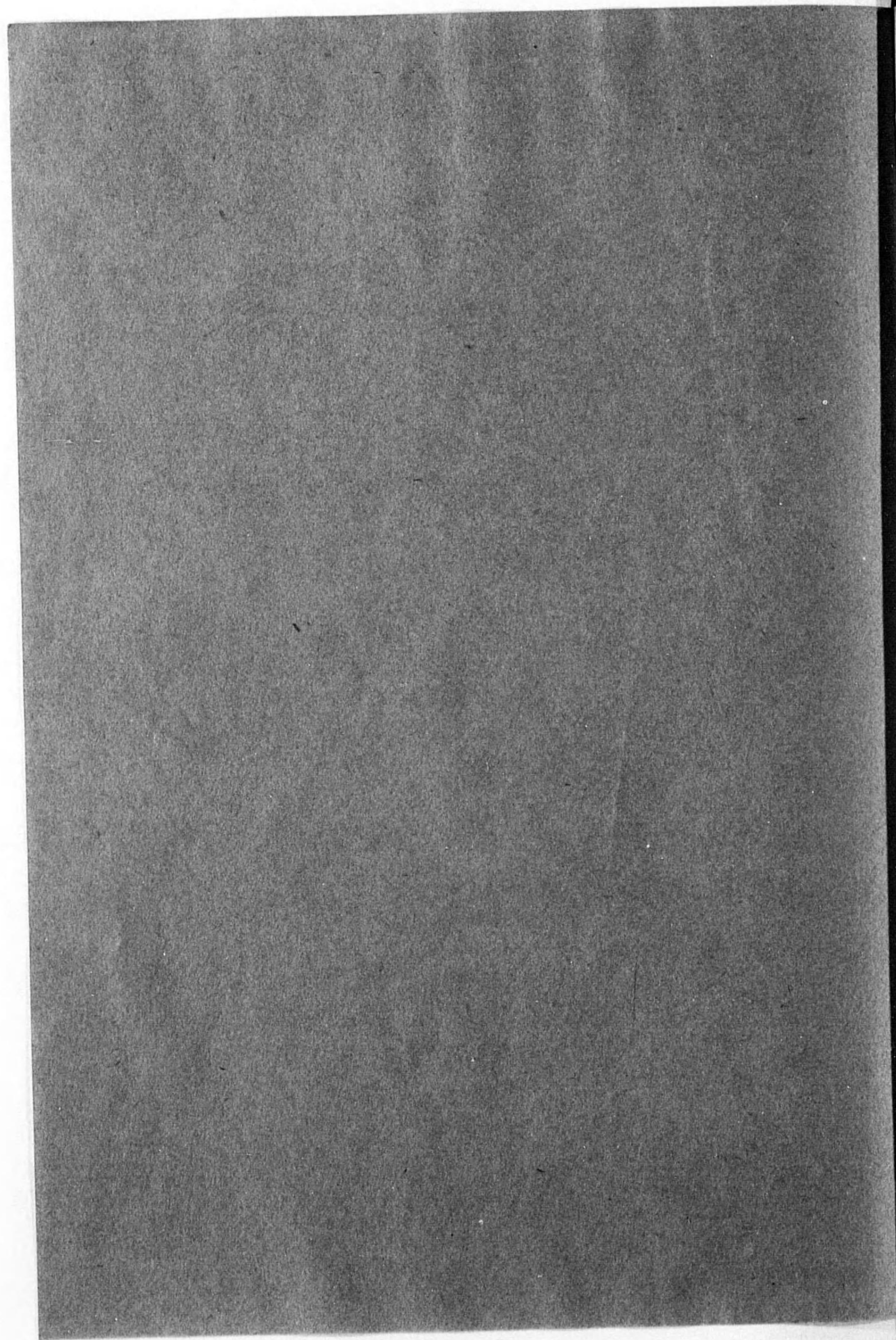
史蹟名勝天然記念物調査會

秋田市檜山廣小路三番地

印刷者 柳 原 庭 之 助

秋田市檜山廣小路三番地

印刷所 はかりや印刷所



14.5

313

終